
生物多様性に係る企業活動に関する 国際動向について

令和8年6月
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性主流化室

目次 (1/2)

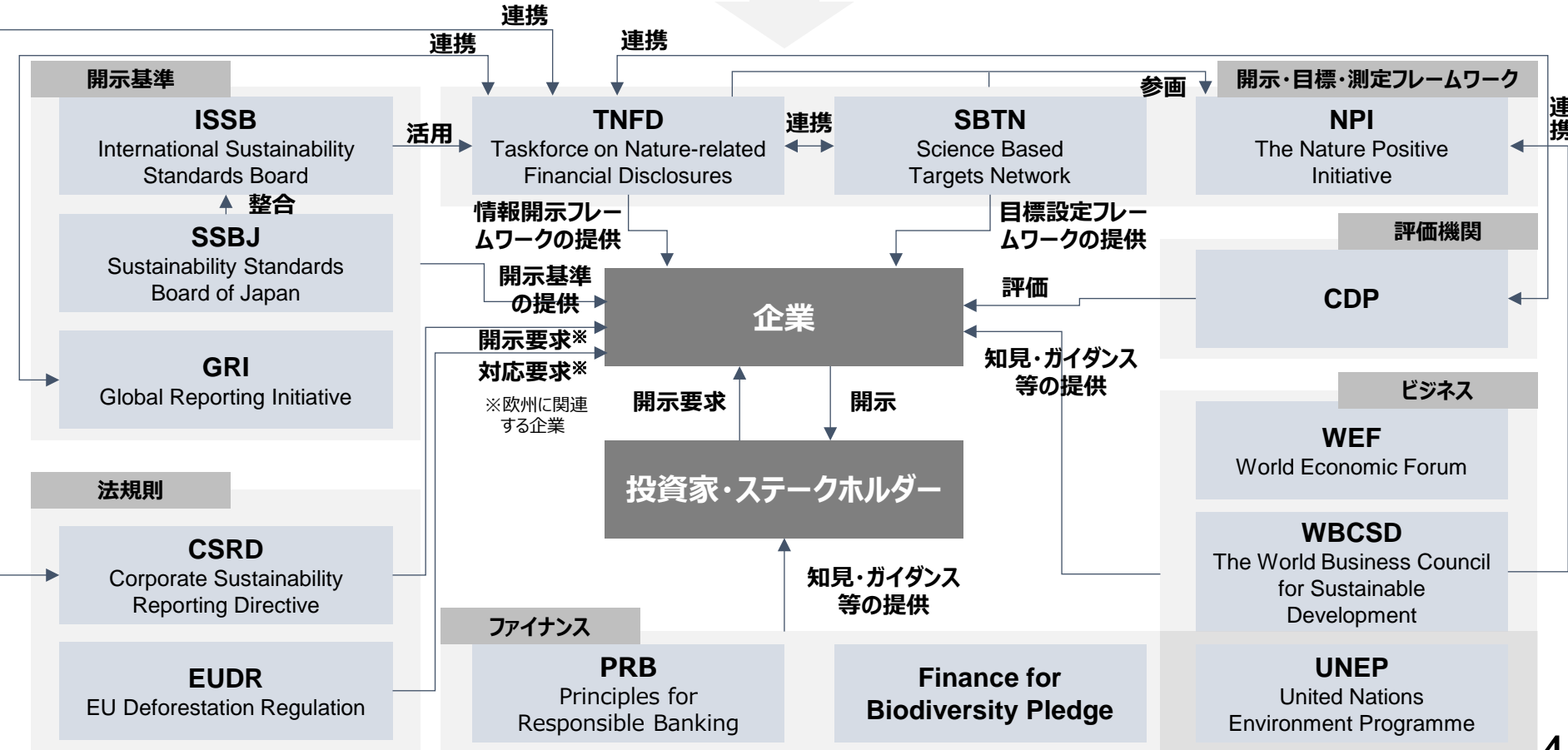
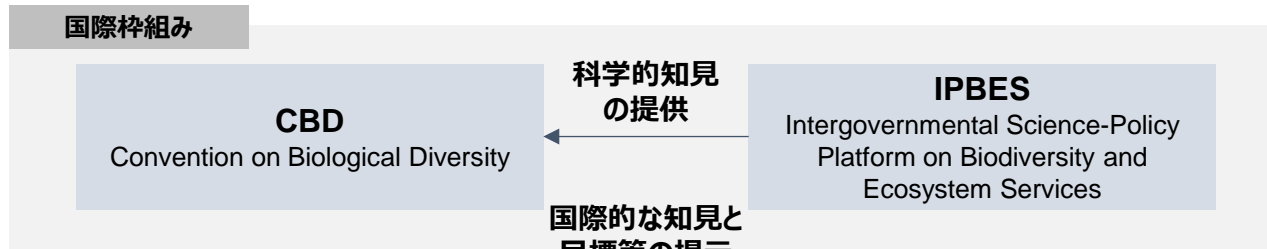


カテゴリ	動向	頁
国際会議 (条約・IPBES等)	昆明・モンリオール生物多様性枠組 (2022年12月)	5
	IPBES (ビジネスと生物多様性アセスメント)	16
	G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス	20
	気候変動枠組条約COP30 (2025年12月)	22
規制	「EU森林破壊防止規則 (EUDR)」	24
情報開示・目標設定	TNFD (概要・日本の参画状況、自然移行計画に関するガイダンス)	27
	ISSB (BEESプロジェクト)	36
	GRI (「GRI101:生物多様性2024」)	40
	SBTN (概要・Step Up for Nature等)	43
	CDP (概要・日本の参画状況等)	51
企業の取組支援	EU Business & Biodiversity Platform	56
	TNFD (「Learning Lab」、 「Nature Intelligence for Business Grand Challenge」)	67
	OP2B (One planet Business for Biodiversity)	72
	IUCN (「NbSグローバルスタンダード」第2版、RHINOアプローチ)	74
	Business for Nature	78
	WBCSD (「ネイチャーアクションポータル」)	81
	UNEP (「Nature Tool Compass」)	83
	国連グローバル・コンパクト (持続可能な調達連合)	85
	(その他調達関連の主要ガイダンス等は こちら をご参照)	—

目次 (2/2)

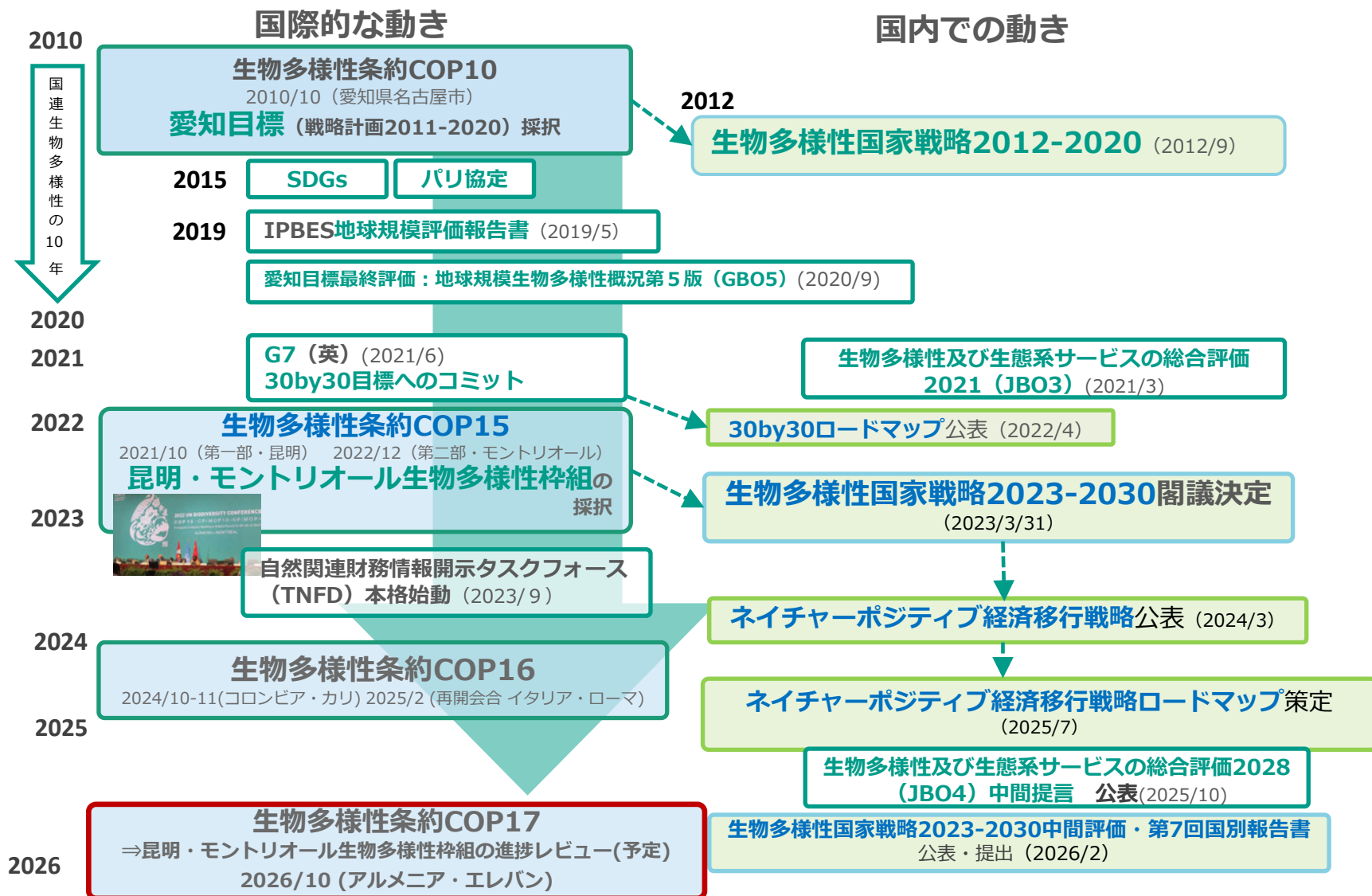
カテゴリ	動向	頁
ネイチャーファイナンス	Finance for Biodiversity Pledge	87
	国連責任銀行原則（生物多様性目標設定ガイダンス）	89
	Partnership for Biodiversity Accounting Financials（PBAF）	93
	Nature Action 100+	96
	UNEP（「State of Finance for Nature 2026」）	98
	ISFC（The Forestry Natural Capital Project）	100
	Capitals Coalition（「Accounting for Value: Emerging Approaches of Integrated Profit & Loss and Impact Statements」）	103
	Tropical Forest Forever Facility（TFFF）	106
生物多様性価値評価	生物多様性クレジットに関する国際諮問パネル（IAPB）	109
	英国・生物多様性ネットゲイン政策（BNG）	110
	豪州・自然修復市場制度	112
	Verra・ネイチャーフレームワーク	114
指標	Nature Positive Initiative（「State of Nature Metrics」、 「Nature Measurement Protocol」）	116
規格	ISO（ISO/TC331、ISO17298）	125

国際的な枠組み等の関係（主要な要素抜粋）



**生物多様性条約における議論と
昆明・モントリオール生物多様性枠組
(2022年12月)**

生物多様性を巡る国際的な動きと国内での対応



- 2022年12月7日～19日、カナダ（モントリオール）で開催。（議長国：中国）
- 2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。

- 資源動員については、2023年に地球環境ファシリティ（GEF）※の中に「グローバル生物多様性枠組基金」を設置することとなった。

※生物多様性条約を含む5つの環境関連条約の資金メカニズムとして世界銀行（世銀）に設置されている信託基金

- 遺伝資源に係るデジタル配列情報（DSI）の利用に係る利益配分については、多数国間メカニズムを設置すること等が決定。（COP16で、カリ基金設立が決定）



昆明・モンリオール生物多様性枠組

- 生物多様性に関する新たな世界目標
- 2050年ビジョンは愛知目標から引き継がれた「**自然と共生する世界**」
- いわゆる**ネイチャーポジティブ**の実現が2030年ミッション

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

(ゴールA)
保全

(ゴールB)
持続可能な利用

(ゴールC)
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

(ゴールD)
実施手段の確保

2030年ミッション ⇒ いわゆるネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的 management
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保

- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

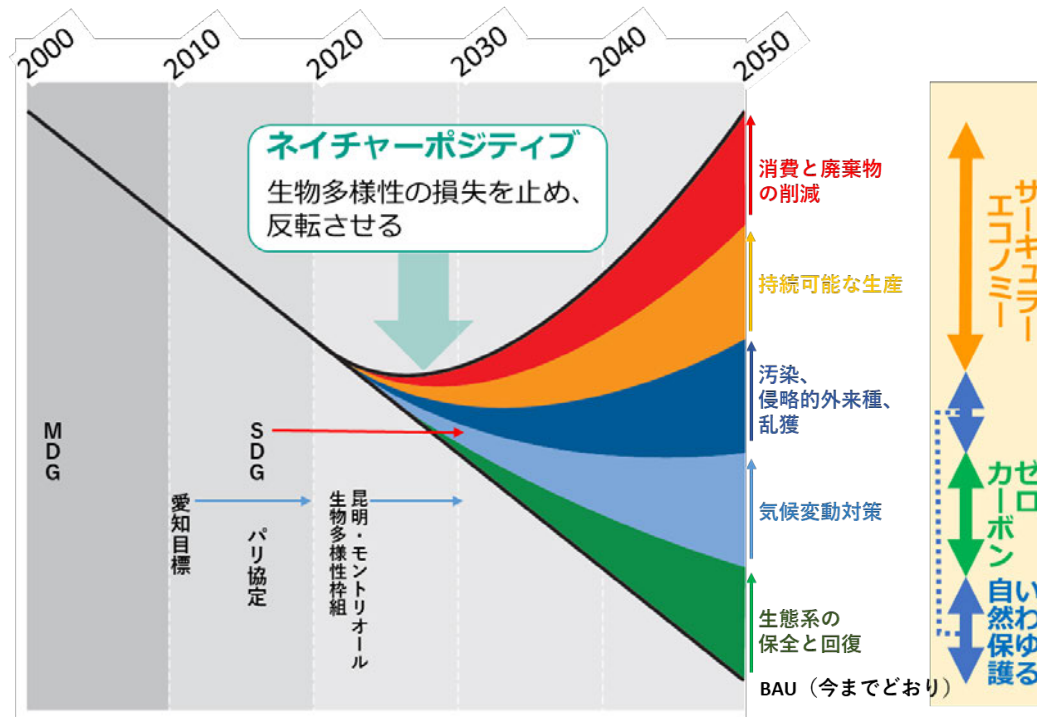
(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

実施支援メカニズム及び実現条件 / 責任と透明性 (レビューメカニズム) / 広報・教育・啓発・取り込み

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

- 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。
- 「G7 2030年自然協約」や、生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考え。



ネイチャーポジティブを目指すには、これまでの自然環境保全の取組だけでは足りず、財とサービス、特に食料のより持続可能な生産、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組む必要があることが指摘されている。

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
 出典「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」を基に作成

（1）「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の目標のポイント

- **保全に関する目標**：30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減等
- **ビジネス、主流化に関する目標**：**ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進（特に大企業、多国籍企業については、国からの要請を通じて奨励すること）**
- **自然を活用した解決策（NbS）に関する目標**：自然が持つ調整力を防災・減災等に活用

（2）その他主要議題の交渉結果概要

- **資源動員**：「資源動員戦略フェーズ I（2023-2024）」が採択された。締約国に対し、国家生物多様性財政計画又は同様の文書を策定、更新及び実施することが奨励された。新枠組の実施を2030年まであらゆるソースから支援する特別信託基金（「グローバル生物多様性枠組基金」）を、地球環境ファシリテーター（GEF）の中に2023年に設立することとなった（GEFにおける別途の意思決定が前提）。
- **DSI（遺伝資源のデジタル配列情報）**：DSIの利用による多数国間利益配分メカニズムを設置することと、その詳細は公開作業部会を設置してCOP16に向けて検討することを決定した。
- **能力構築・開発、科学技術協力**：能力構築・開発に関する長期戦略枠組が採択された。また、科学技術協力に関する地域サポートセンター及びその国際的な調整体（entity）による制度的メカニズムを設置することになった。
- **レビューメカニズム**：COP16までに国家戦略を改訂、COP17での進捗レビューの実施を含む実施状況の評価枠組を決定。進捗を測る指標については、COP16までに専門家会合で更なる議論を予定。

【最終局面の交渉状況】

- COP15最終日前日の18日朝、議長から、新枠組・資源動員・DSI等の主要6文書※に関する議長提案素案が公表された。
 - 18日昼に代表団長級の会合が開催され各国から意見を表明。さらに、同日夜にかけて非公式閣僚級協議が多数実施。
 - 19日午前2時30分頃、議長提案最終案が公表され、その直後の総会で議論開始。午前3時、主要6文書がパッケージとして採択された。
- ※主要6文書・・・昆明・モンリオール生物多様性枠組、モニタリング枠組、DSI、資源動員、能力構築等、レビューメカニズム

昆明・モントリオール枠組の主な内容 ビジネス (T15)

原文

Take legal, administrative or policy measures to encourage and enable business, and in particular to ensure that large and transnational companies and financial institutions:

- (a) Regularly monitor, assess, and transparently disclose their risks, dependencies and impacts on biodiversity, including with requirements for all large as well as transnational companies and financial institutions along their operations, supply and value chains and portfolios;

(以下略)

仮訳

企業が以下の事項を実施することを奨励しまた可能とし、特に大企業や多国籍企業、金融機関に対しては確実にするために、法律、行政、政策の手段を講じる。例えば、

- (a) 事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオに関わるすべての大企業及び多国籍企業、金融機関に対する要求などにより、生物多様性に対するリスク、依存、影響を定期的に監視、評価し、透明性をもって開示すること。

(以下略)

交渉のポイント

情報開示等の奨励を“義務的な要求を通じて”行うという当初提案に対し、各国立場が分かれた。日本は、中小零細も含む全者で取り組むべきこと、生物多様性への影響等の評価手法が明らかでないなどにより法制化が難しいことから、“大企業等に関する義務的な要求などにより”とする修正案を提案することで議論を主導。多くの締約国の支持を受けた。一部締約国の反対を受け、結果的に採択文書は“大企業等に関する要求などにより”となった。

(参考) ネイチャーポジティブに関する国際的な流れ

2021年6月G7サミット(英国)での「2030年自然協約」

「2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる」という世界的な使命を確認。

4つの柱

- (1) 移行 = 自然資源の持続可能かつ合法的な利用への移行を主導すること
- (2) 投資 = 自然に投資し、ネイチャーポジティブな経済を促進すること
- (3) 保全 = 野心的な世界目標等を通じたものを含め、自然を保護、保全、回復させること
- (4) 説明責任 = 自然に対する説明責任及びコミットメントの実施を優先すること

⇒ネイチャーポジティブが、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに続く世界の潮流に

2022年12月 生物多様性条約COP15第二部 @カナダ モントリオール 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる

新枠組にはビジネスに関する目標も盛り込まれ、サイドイベント等で企業・金融機関も活発に活動。

(例: Business for Natureによるキャンペーン“Make it Mandatory”には、400社以上が賛同。)



企業等による情報開示に関する議論の際の会場の様子
撮影: 環境省

モントリオールで生まれたビジネスのうねりを次へ

決定の概要

- DSIに関する利益配分メカニズムの枠組みにおいて、DSI利用者が利益等の一部をグローバル基金（カリ基金）に拠出することを締結国が促進し、拠出金を生物多様性条約の目的に用いること。
- 生物多様性保全への先住民及び地域社会の参画を強化・確保するための常設補助機関が設置されること。併せてGBF実施のための新たな作業計画等が採択。
- 生物多様性条約の目的及び GBF の実施のため、グローバルコーディネーション機関（Global Coordination Entity）を生物多様性条約事務局が担うこと。また、能力構築のための長期戦略フレームワークを GBF のモニタリングプロセスと連動して実施すること。
- GBF実施に向けた優先作業分野を、①空間計画、②汚染、③持続可能な活動・製品・サービス、④公平と人権ベースのアプローチ及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、⑤異なる価値システムとすること。

※議論するも合意に至らなかった項目

- GBFの進捗を測るモニタリングやレビューのメカニズム：ほぼ共通理解が醸成されたものの、会議自体が中断
- 生物多様性保全のための資源動員戦略フェーズII（2025-2030）：各国間で隔たりが大きい状況

※更なる検討課題として挙げられた項目

- DSIの利益配分メカニズムにおける拠出率や対象企業の規模、生物多様性の主流化に向けたセクター内及びセクター間の成功事例共有

**残された議題は、2025年2月に開催された
生物多様性COP16再開会合@イタリアローマにおいて議論**

日程等

日時：2025年2月25日(火)～2月27日(木)

場所：国連食糧農業機関（FAO）本部（イタリア・ローマ）

議長：スサナ・ムハマド コロンビア環境・持続可能な開発大臣

議題：モニタリング枠組、レビューメカニズム、資源動員、資金メカニズム、
他条約及び国際機関との協力、COPの多年度作業計画、
組織的事項 等



主要議題の採択時

ポイント

- 2024年10月のCBD-COP16が中断されたことにより、残された議題を議論するため開催。
- 参加人数は約900名（うち締約国は574名）。サイドイベントはなく実務的な会合。
- 資源動員・資金メカニズムは、2025年から2030年までの資源動員戦略フェーズII（2025-2030）や2030年以降に向けた資源動員の枠組の運用のためのロードマップ等が決定。
- レビューメカニズム・モニタリング枠組は、GBFの実施をモニタリングするための枠組（指標を含む）並びにCOP17及びCOP19で実施が予定されるグローバルレビューの仕組みが決定。
- 残された全ての議題が採択され、延長されたCBD-COP16は正式に閉幕。
- DSIの使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの資金源となる民間拠出を中心とした「カリ基金」の設立がメディア向けイベントで発表されたが、現時点での企業からの拠出は表明されていない。

日程・場所

日程：2026年 10月19日(月)～10月30日(金)

場所：アルメニア共和国・エレバン



アルメニアの位置関係



主な議題

- グローバルレビュー
- 資金動員・資金メカニズム
- 先住民
- 遺伝資源のデジタル配列情報
- 能力開発、啓発
- 生物多様性の主流化
- 合成生物学
- 保護地域
- 森林、農業
- IPBES
- 生物多様性と気候変動
- 持続可能な野生生物管理
- 海域、島嶼の生物多様性
- 侵略的外来生物 等

グローバルレビューについて

- 生物多様性条約（CBD）第17回締約国会議（COP 17）の主要議題。
- 2022年に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）」の世界的な進捗状況を評価するもの。生物多様性条約事務局が、各国の提出する国別報告書から作成する「グローバルレポート」に基づき実施される。

IPBES（ビジネスと生物多様性アセスメント） （2026年2月）

IPBES総会第12回会合（IPBES12）の概要

開催要領

- 期間：令和8年2月3日（火）～8日（日）
- 場所：マンチェスター（英国）
- 参加者：
IPBES 参加各国政府、IPBES 専門家、
UNEPなどの関連国際機関 など

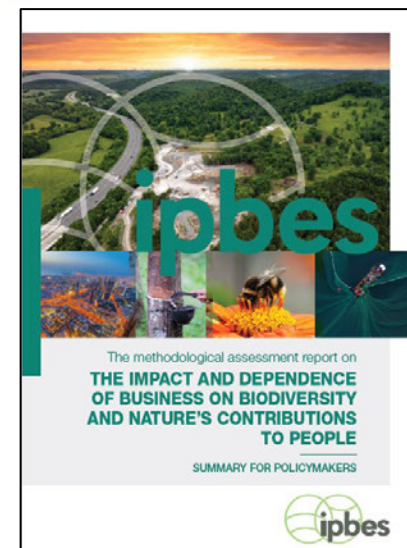


代表団

- 対面参加：環境省、文部科学省
- オンライン参加：外務省、農水省

主な議題、成果

- 「**生物多様性及び自然の寄与に係るビジネスの影響と依存度に関する方法論に関する評価（ビジネスと生物多様性アセスメント）**」に係る政策決定者向け要約（SPM）の承認
- 学際的有識者パネル（MEP）選出（石原新MEPメンバー選出）
- IPBES の財政及び予算（日本から2026年分拠出をプレッジ）
- IPBES の有効性向上（IPBES ワークプランの中間レビュー等）
- 作業計画に関する検討
- 今後の総会の日時・場所（2027年10月頃、開催地未定）



ビジネスと生物多様性のアセスメントの主な知見 1

◆SPM には、以下のようなメッセージとともに、その科学的根拠が記述された。

すべてのビジネスは生物多様性に依存し、影響し、前向きな変化の担い手になり得る。(キーメッセージ1)

現在のビジネスを取り巻く外的条件(システム)は、公正で持続可能な未来への実現に必ずしもつながらず、システムリスクをもたらしている。

[世界全体で、自然に対して負の影響を伴う資金フローの約3分の2が民間部門によること等も提示](キーメッセージ2)

すべてのビジネスは、生物多様性に対して依存し影響を及ぼしており、4つの意思決定レベル(経営、操業、バリューチェーン、ポートフォリオ)を通じて、これらに対処する責任を負っている。

(キーメッセージ4、背景メッセージA6)

生物多様性に対する影響・依存の評価は、依存より影響の評価の方が進んでいるが、いずれについても、適用できる方法・知識・データは既にあり、意思決定に活用でき、新たな行動の機会を生む。

(キーメッセージ5、背景メッセージB5)

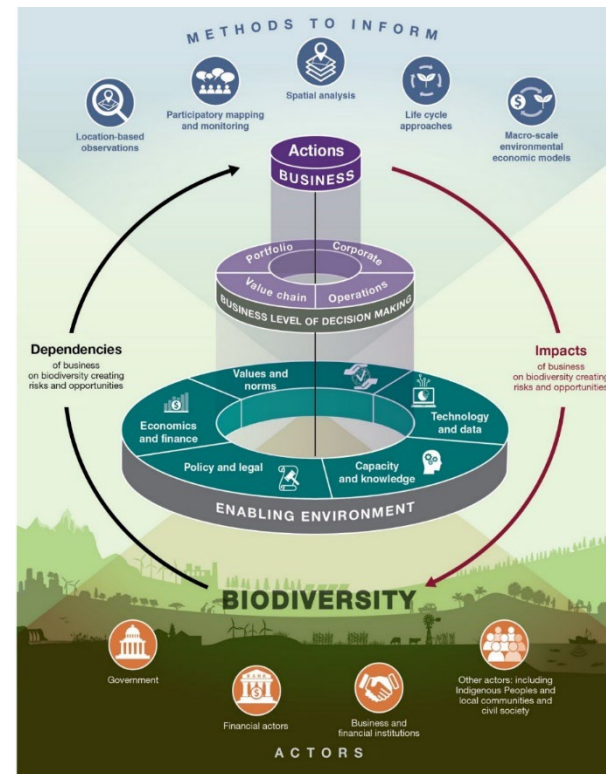


Figure SPM.1 Overview of the business and biodiversity assessment.

ビジネスと生物多様性のアセスメントの主な知見 2

バリューチェーン全体で透明性やトレーサビリティを向上させ、さらには関係者との協働を強化することは、ビジネスが自らの生物多様性への依存及び影響を把握しそれに対処する上で重要である。(背景メッセージ B10)

金融機関（ローン、保険、投資を提供する機関）は、生物多様性に有害な活動から、生物多様性に正の影響をもたらす活動へ、ファイナンスを変えていくことができる。(背景メッセージ B12)

ビジネスによる生物多様性に対する影響及び依存は、ビジネスに対してリスク及び機会を生み出し、（政府、金融機関、ビジネス等による協働により）条件を整えれば、ビジネス、生物多様性に有益な取組も後押しできる[本アセスメントでは、これらの主体が取り組める100以上の具体的行動を提示]（キーマッセージ10）

※ [IPBES Digital Assets](#)よりSPM表紙画像は引用し、内容も要約

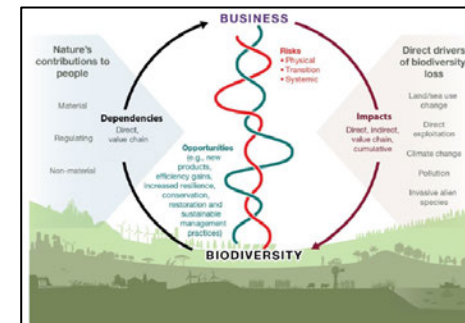
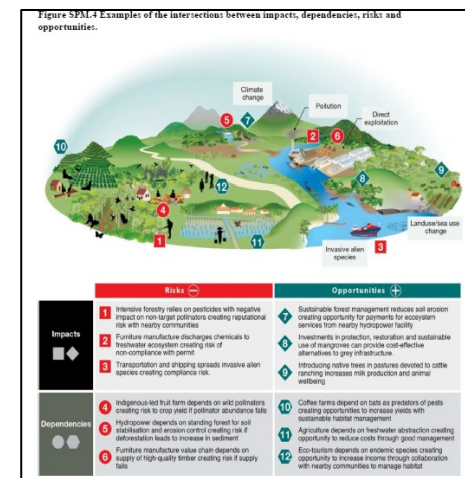


Figure SPM.3 Impacts and dependencies of businesses on biodiversity and nature's contributions to people. Businesses have impacts that can be direct, indirect, through the value chain or cumulative. Business activities contribute to the five drivers of biodiversity change. Their dependencies can be direct or through the value chain and arise from material, regulatory and non-material nature's contributions to people. Risks can be physical, transitional or systemic. Opportunities for business include new products, efficiency gains and increased resilience among others. Risks and opportunities may interact and management of risks may create opportunities.



G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス

G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）の設立

- 2022年G7首脳コミュニケの附属文書「G7 2030年自然協約（Nature Compact）」において、「2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる（ネイチャーポジティブ）」という世界的な使命が表明された。また、同目標の実現に向けた柱の一つとして、自然への投資やネイチャーポジティブ経済の促進が掲げられた。
- ネイチャーポジティブ経済の実現のためには、自然が主流となり、多様な価値観を取り入れ、強化する経済社会への移行が必要。
- このため、2023年G7札幌にて、ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築の場として、「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」を新たに立ち上げ。

活動内容

- ネイチャーポジティブに資する技術・ビジネスモデル等に関する事例共有
 - 情報開示に反映すべき要素や課題に関する各国意見のシェア・発信
- ※アライアンス活動の一部には、G7メンバーの政府のほか、民間企業、研究機関等も参画することを想定

これまでの活動と今後の活動

- ネイチャーポジティブに資する技術・ビジネスモデル等に関する情報共有を行うために、2023年より年1回程度の頻度で国際ワークショップを開催してきている。
- 2024年のCBD-COP16のサイドイベントでもワークショップを実施し、2026年にアルメニアで開催予定のCBD-COP17のサイドイベントでも実施予定。

参加者



気候変動枠組条約COP30 (2025年12月)

気候変動枠組条約COP30について（2025年12月）

- 2025年11月、ブラジル連邦共和国・ベレンにて国連気候変動枠組条約第30回締結国会議（COP30）が実施された。
- COP30で採択された「グローバル・ムチラオ決定」では、パリ協定の温度目標達成に向けた森林破壊及び森林劣化の停止と好転に向けた取組の重要性などが強調された。

グローバル・ムチラオ決定のポイント・概要

ポイント	概要
緩和	温室効果ガス削減目標（NDC）や長期戦略の未提出国に対して、可能な限り早期に提出するよう促す。 隔年透明性報告書（BTR）が温室効果ガスの削減の実施の取組の進展と、パリ協定実施に残存するギャップを示す。
気候資金	COP29で合意した気候資金に関する新規合同数値目標（NCQG）の文脈で、2035年までに適応資金を少なくとも3倍に増やす努力を呼びかけ。
一方的措置	貿易の役割に関する国際協力の強化の機会や課題等を今後検討する。
（自然関連）	パリ協定の温度目標達成に向け、 自然及び生態系の保全、保護、回復の重要性 を強調。これには、パリ協定第5条に基づき、 2030年までに森林破壊及び森林劣化の停止と好転に向けた取り組みの強化 を含む。また、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫として機能するその他の 陸域・海洋生態系の保全、生物多様性の保護 を推進するとともに、 強固な社会的・環境的保護措置 を確保する。

「EU森林破壞防止規則（EUDR）」

EUDR(EU Deforestation Regulation)について①

- 2023年6月、欧州連合は、**森林の破壊と劣化を防ぐための規制として「EU森林破壊防止規則 (EUDR)」を発効。**
- 関連製品のEU市場への輸出入・上市等に係り、**2020年12月31日以降の森林減少の対象でないことを生産地まで遡ってトレーサビリティの確保やデューデリジェンスの実施等を求めている。**

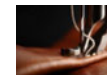
【EUDR制定の目的】

- 欧州の人々が購入、使用、消費するリスト対象製品が、**EU域内及び世界の森林減少や森林劣化に寄与することを回避し、世界の森林減少の減少に貢献すること。**
- **EUにおける該当商品の消費と生産に起因する炭素排出量を削減し、生物多様性の損失の削減に貢献すること。**

事業者求められること

1. EUで製品を提供する事業者が、EU域内で流通する**特定の品目（対象7品目を含む関連製品）**に関して、当該品目の生産が森林減少を引き起こしていないことについて、デューデリジェンス（DD）をすること
 - DD情報の収集とDDステートメントの作成：製品の内容、生産地の情報（地理情報含む）、事業者情報、森林減少を伴わない製品であることを証明する情報、合法性を示す情報を記載
2. DDの結果、**①森林減少フリー製品**であること、**②生産国の関連法規に従って生産**されていること、**③これらの要件の遵守を証明**すること。要件を満たさない場合、規則に基づき当該製品はEU市場における流通の対象外となり得る
3. 上記に加えて、事業者は収集したDD情報に基づき、規則への不適合リスクを評価し、リスク有の場合緩和措置を実施すること

対象品目: HSコードによる区別



牛、牛肉、皮革



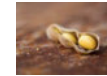
カカオ、カカオ豆、チョコレート



コーヒー、豆、殻



ゴム・ゴム製品（タイヤ、伝動ベルトなど）



大豆、豆粉、豆油



パーム油及びその派生製品、グリセロール
パルミチン酸・ステアリン酸



木材、家具、セルロース、紙

EUDR(EU Deforestation Regulation)について②

- 欧州議会と理事会は、**2025年12月に制度の簡素化と適用時期に関して見直しを実施**。同規則は、2026年12月30日から（小規模・零細事業者は2027年6月30日から）適用開始予定だが、最新の動向に留意が必要。
- 2026年5月に追加の簡素化案を公表し、同年6月までパブコメを実施。

公表内容のポイント

赤字：2026年5月の追加の簡素化案の発表内容

ポイント	概要
適用開始時期の延期	<ul style="list-style-type: none"> 大・中規模事業者は2026年12月30日 小規模・零細事業者は2027年6月30日
デューデリジェンスの義務対象の区分	<ul style="list-style-type: none"> 製品を最初に上市※した事業者のみ サプライチェーンの下流事業者は、DD報告番号を収集・保持するのみ <p>※新しい商品を市場に出すこと</p>
対象となる関連製品の変更案	<p>追加案</p> <ul style="list-style-type: none"> パーム油誘導体、インスタントコーヒー <p>除外案</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の印刷物（書籍、新聞等）、革製タイヤやリトレッドタイヤ 製品サンプル、特定の梱包材、中古製品、廃棄物などの除外を提案 <p>※該当製品は森林破壊リスクが限定的であると判断されたため</p>

TNFD

(概要・日本の参画状況等)

TNFDの概要

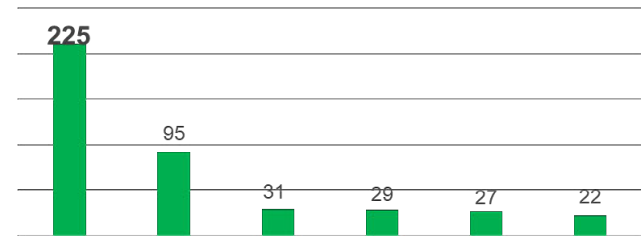
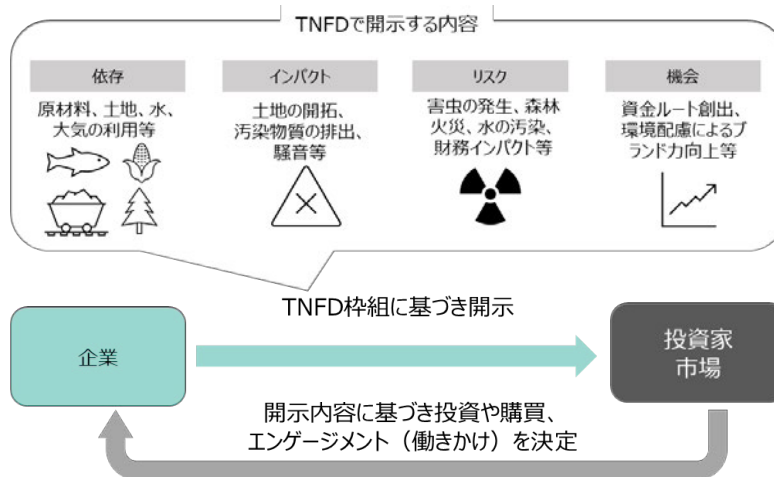


設立時期	2020年7月23日（※「非公式作業部会（IWG）」の発足は2020年9月25日）
設立主体	国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、グローバル・キャンピーン（英環境NGO）
タスクフォース コアメンバー 所属機関	<p>【金融機関】 AP 7, AXA, Bank of America, BlackRock, BNP Paribas, FirstRand, Grupo Financiero Banorte, HSBC, Macquarie Group, MS&AD Insurance Group, Mirova, Norges Bank Investment Management, Norinchukin Bank, Rabobank, Swiss Re, UBS</p> <p>【民間企業】 AB InBev, Acciona, Anglo American, Bayer AG, Bunge Ltd, Dow INC, Ecopetrol, GSK, Grieg Seafood, Holcim, LVMH, Natura & Co, Nestlé, Reckitt, Suzano, Swire Properties Ltd, Tata Steel</p> <p>【民間企業（市場サービス提供者）】 Deloitte, EY, KPMG, Moody's Corporation, PwC, S&P Global, Singapore Exchange</p>
フレームワークの 想定利用者	<ul style="list-style-type: none"> ■ フレームワークのβ版にて、以下のプレイヤーが対象者として掲載されている 投資家・金融機関、アナリスト、民間企業、規制当局、証券取引所、会計事務所、ESGデータプロバイダー・信用格付け機関
推奨開示項目 について	<ul style="list-style-type: none"> ■ ISSB等の既存の標準化団体等と密に連携しながら、GBFをはじめとした各種政策・目標に適応するように開発 ■ シナリオ分析の実施や、4つの骨子（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標）の財務的情報の開示などを、TCFDと整合をとる形で策定。TCFDをベースに、自然資本の特徴を踏まえた推奨開示項目を提示している
TCFDとの違い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域性の考慮：「不健全な生態系、重要な生態系、水ストレスのある地域との組織の相互作用について説明する」ことを推奨しており、バリューチェーン上のホットスポットや依存/影響する生態系など、地域性の把握が必要

TNFDの概要と日本企業の参画状況

- 自然への危機的な状況と、企業や組織によるリスクの管理と開示を支援するフレームワークを開発するために、国際的なイニシアティブ、“TNFD”（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）が、2021年に発足。
- 2023年9月にTNFD最終提言v1.0が発行。ビジネスによる自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）と、それに対する企業の対応について、TCFDと整合した4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）の開示を推奨。
- 2024/2025会計年度においてTNFD開示予定として表明した企業（TNFD Adopter）は、日本は225社と世界最多（※2026年4月時点）
- 2025年4月にTNFDはISSBとの連携強化を正式に発表。2025年11月にISSBがTNFDフレームワークを活用した自然関連のリスク・機会の情報開示に関する国際基準設定への着手を決定。

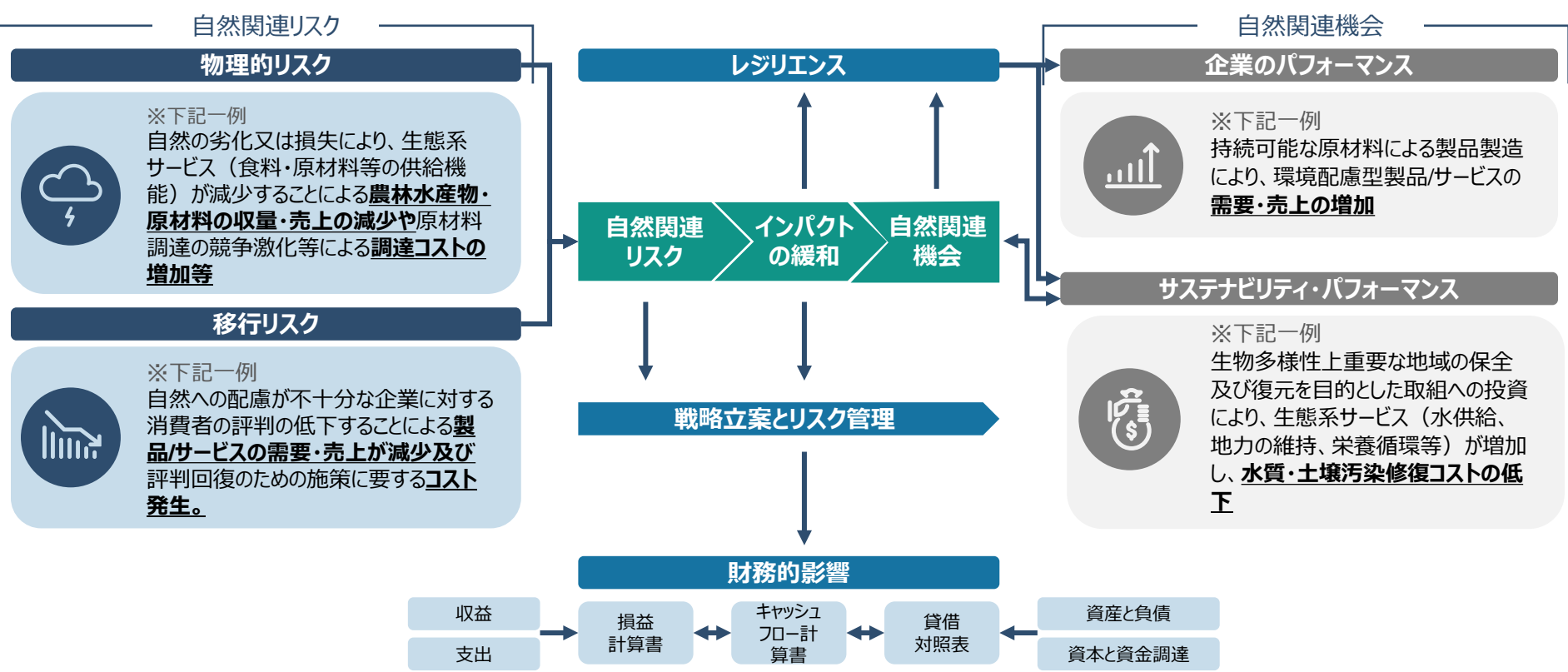
T N Taskforce on Nature-related
F D Financial Disclosures



TNFD Adopter企業数
出典：TNFD Websiteより環境省作成
(2025年4月時点)

自然関連リスク・機会と組織のビジネスパフォーマンス・財務的影響との関連性

- **自然関連のリスクと機会**は、収益の流れやコスト基盤だけでなく、潜在的に、例えば信用リスクや保険料の再格付け等による資本コストに対する変化を通じて、**組織に財務上の影響を生じさせる**。
- LEAPアプローチに沿って**自社に関連するリスク・機会を特定**し、ネガティブな影響の回避・軽減又はポジティブな影響の創出に取り組むことで、企業価値のさらなる向上につなげることができる。



TNFD開示提言

■ 14の開示提言のうち、11はTCFDと同様であり、3つがTNFD独自となっている。

TNFD開示提言			
ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する。	組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する。	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する。
開示提言	開示提言	開示提言	開示提言
A. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する取締役会の監督について説明する。	A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会について説明する。	A(i) 直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重大な自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。
B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。	B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、および移行計画や分析について説明する。	A(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。	B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用する測定指標を開示する。
C. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に対する組織の評価と対応において、先住民族、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。	C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略的レジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。	B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する。	C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。
	D. 組織の直接操業において、および可能な場合は優先地域に関する基準を満たす上流と下流のバリューチェーンにおいて、資産や活動がある場所を開示する。	C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する	

TCFD
同様

TNFD
独自

人権方針・IPLC等とのエンゲージメントに関する記載

事業活動と優先地域に関する記載

バリューチェーン上の自然関連の依存・影響・リスク・機会に関する記載

TNFD一般要求事項

- TNFDは、開示の4本柱（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）全体を通して、一貫して重視すべき一般的要求事項を提示している。

TNFDの一般的要求事項

1 自社がとったマテリアリティ・アプローチ（＝重要な観点の絞り込み）の説明、その結果の提示

2 開示の範囲と対象の明示（今後の範囲拡張の予定も含めて）

3 リスクと機会の評価における、組織と自然との接点（ロケーション）の組み込み（生態系内の波及的な影響の可能性についても考慮し、説明）

4 気候変動を含む、自然関連の開示と他のサステナビリティ関連の開示の統合（取組による気候変動と自然資本間のトレードオフ等についても説明する）

5 評価結果に対する、時間軸（短期、中期、長期）の明示

6 TNFD開示準備のプロセスでのステークホルダー・エンゲージメント（＝対話）の実施

→ TCFDとの連動

LEAPアプローチの概要

- TNFDは、自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプローチとしてLEAPアプローチを開発。
- LEAPアプローチでは、スコーピングを経て、Locate（発見する）、Evaluate（診断する）、Assess（評価する）、Prepare（準備する）のステップを踏み、TNFD情報開示に向けた準備を実施することとなる。



TNFDの自然移行計画に関するガイダンス

- CBD-COP16において、自然関連の移行計画策定を支援するガイダンス案が発表され、2025年11月に最終版ガイダンスがリリースされた
- 自然移行計画策定の構成要素、検討すべき重要なポイントが解説されている

TNFD開示提言の4つの柱の「戦略」：自然関連のリスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的に重要な影響を開示する。

<p>A. 組織が特定した自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を短期、中期、長期ごとに説明する。</p>	<p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えたインパクト、および移行計画や分析について説明する。</p>	<p>C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。</p>	<p>D. 組織の直接操業において、および可能な場合は上流と下流のバリューチェーンにおいて、優先地域に関する基準を満たす資産および／または活動がある地域を開示する。</p>
--	---	---	--

移行計画の概要

<p>背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 昆明-モンリオール生物多様性枠組（GBF）は、2030年までに生物多様性の損失を止め、2050年に自然と共生する社会を目指す国際的な目標。 ● 目標達成には企業活動の大きな変革が必要で、その手段が「移行計画」。
<p>役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業活動の変革を推進し、自然関連リスク・機会を管理、持続可能なビジネスモデル構築を支援する。
<p>テーマ</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 基盤（Foundations） ② 実施戦略（Implementation Strategy） ③ エンゲージメント戦略（Engagement Strategy） ④ 指標と目標（Metrics and Targets） ⑤ ガバナンス（Governance）

ガイダンス策定までの流れ

時間軸	イベント
2024年10月	自然移行計画ガイダンスの草案発表
2024年10月～2025年2月	自然移行計画ガイダンスの草案に対するフィードバックを企業、金融機関、その他関心を持つ関係者から募集
2025年2月～9月	実践的な洞察を得ることを目的として、ガイドライン案に沿ってヨーロッパ・南米・アジア・アフリカの15の組織が参加し、各地でパイロットプログラムが実施
2025年11月	自然移行計画ガイダンスの最終版発行

TNFDの自然関連移行計画に関するガイダンス

- 自然移行計画は5つのテーマで構成され、企業は目標や目的、説明責任を段階的に開示・管理することがガイダンスでは求められる

目標 (Ambition)	行動 (Action)		説明責任 (Accountability)	
基盤	実施戦略	エンゲージメント戦略	指標と目標	ガバナンス
戦略的な野心	ビジネスの計画と運営	景観、流域、海景へのエンゲージメント	依存と影響に関する指標/目標	取締役会の監督と報告
自然移行の枠組みと範囲	製品とサービス	バリューチェーンとの関与	ガバナンス、ビジネスに関する運用指標/目標	管理職の役割、責任および説明責任
ビジネスモデル バリューチェーン 移行資金調達戦略	方針と条件	産業界との連携	財務に関する指標/目標	文化
計画の優先順位	財務計画	政府、公共部門 市民社会との連携	温室効果ガスに関する指標/目標	インセンティブと報酬
主要な仮定と外部要因の特定			カーボンのクレジットに関する指標/目標	スキル、能力、研修

	TNFDが採用していないTPTの推奨事項
	TNFDおよびTPTが推奨する事項
	TNFDが追加した推奨事項

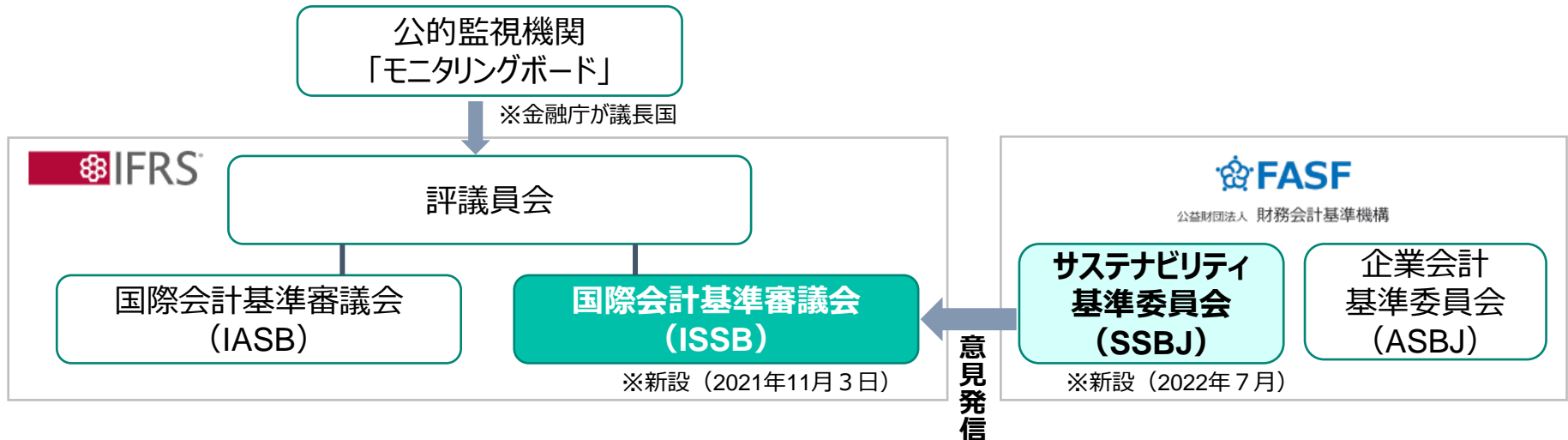
ISSB

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）とは

- 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2021年11月3日に国際会計基準財団（IFRS財団）によって、国際的なサステナビリティ開示基準を開発することを目的として設立された。
- ISSBは、2023年6月26日に、IFRSサステナビリティ開示基準として「全般的な開示要求事項（S1基準）」及び「気候関連開示（S2基準）」を最終化。
- 日本においては、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）により、ISSB基準を踏まえたサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発し、2025年3月5日に最終化。ISSB基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の概要

日本における基準開発及び意見発信



ISSBによる生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES) リサーチ・プロジェクト



- 2024年4月、ISSBは、生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES: Biodiversity, Ecosystems and Ecosystem Services) 及び人的資本に関する2つのサステナビリティ関連リサーチ・プロジェクトをアジェンダに追加することを決定。
- 2026年10月までに自然に関連するリスクと機会に関する追加的な開示要件の初期草案を公開する予定。

リサーチ・プロジェクトの背景

- 2024年4月、投資家から企業に対するBEESの情報開示の需要が増加していることを受け、ISSBは自然関連のリスクと機会に関する情報開示を扱うためのリサーチ・プロジェクトを採択した。
- BEESの変化は企業のリスク・機会に大きな影響を与えると認識される一方で、国際的に確立された開示基準やツールが未整備であることから、既存のSASB (サステナビリティ会計基準審議会) の基準を補完し、企業の将来的な見通しに影響しうる重要情報を評価・定義するための新たなフレームワークの開発が求められていた。
- ISSBは、IFRS S1(全般的要求事項)で「投資家の意思決定に重要なすべてのサステナビリティ関連リスク・機会」の開示を求めており、自然関連トピックもその対象に含まれる。BEESプロジェクトは、これを自然の文脈に即して具体化する位置づけとされる。

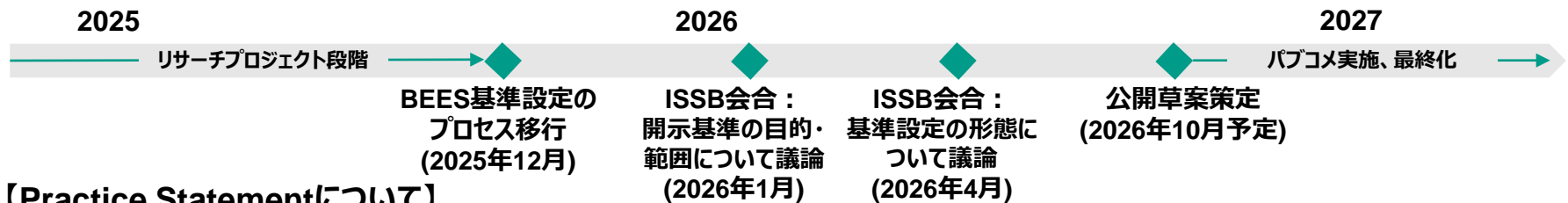
BEESリサーチ・プロジェクトの現状

- 2025年12月に開催されたISSBの会合にて、BEESリサーチプロジェクトを研究から基準設定段階へと正式に移行させ、TNFDフレームワークを参照する形で自然・生物多様性関連の開示基準策定に着手することを決定した。**2026年10月に開催予定の生物多様性COP17までに「自然関連のリスクと機会に関する追加的な開示要件」に関する初期草案を公開**することを目標としている。
- 上記を受け、**TNFDは独自の追加基準策定を停止し、ISSBのプログラム支援に注力**することを発表。

BEES開示基準策定の開発プロセス

- ISSBは、2025年12月にBEESがリサーチプロジェクトから開示基準設定に移行することを発表。2026年4月のISSB会合において、自然関連開示については、開示基準ではなく「Practice Statement（実務指針）」として提案することが合意された。
- 2026年10月に公開草案の発表が予定されており、その後のパブリックコメントで基準設定の形態についてもステークホルダーの意見を収集する予定。

【BEES開発プロセス】



【Practice Statementについて】

- ISSBは2026年4月に北京で実施された会合において、自然関連開示（Nature-related disclosures）に関しては、**既存のS1・S2は変更せず、自然関連情報を補完する実務指針（Practice Statement）の形で要件を提案**すると発表。2026年10月に公開草案を公表し、実務指針とする形態が適切かについての質問を含んだパブリックコメントが実施される予定。

【2026年4月会合でのその他議論事項（暫定的決定）】

- **自然に関連するリスクや機会に関するロケーション特有の情報**
 - 事業における自然関連リスク・機会に関するロケーション特有情報の開示に関する段階的なガイダンスの提供を決定
 - 事業体に対して、自然関連のリスクに対する脆弱性及び自然関連の機会との連携について、資産又は事業活動の金額及び割合の開示の義務付けを決定
- **自然に関連するリスクと機会の文脈における先住民、地域社会および影響を受けるステークホルダーの関与に関する情報**
 - 組織が先住民、地域コミュニティ、影響を受けるステークホルダーとの関わりを含むやり取りが、自然に関連するリスクや機会をどのように生じさせるかについてのガイダンスを提供することを決定

GRI
(「GRI101:生物多様性2024」)

Global Reporting Initiative (GRI) とは

- GRIは1997年に米国ボストンで設立された。NPOのCERESとTelus Instituteを前身としており、設立には国連環境計画（UNEP）も関与している。
- 任意の情報開示基準としてGRIスタンダードを策定しており、国際的な情報開示の土台としての役割を担っている。また、財務的影響だけでなく、企業活動が外部に与える影響（ダブル・マテリアリティ）を重視する。
- GRIスタンダードは、相互に関連するスタンダードを一つの体系として構築したものであり、GRI共通スタンダード、GRIセクター別スタンダード、GRI項目別スタンダードの3シリーズから構成される。

情報開示フレームワーク	概要・差異
GRIスタンダード	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が社会や環境に与える「インパクト」に焦点を当てた、マルチステークホルダー向けの包括的な開示基準 ■ <u>ダブル・マテリアリティを重視</u>
ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）	<ul style="list-style-type: none"> ■ EUの企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく、EU域内の大企業等に義務付けられる開示基準 ■ GRIスタンダードと同様に「<u>ダブル・マテリアリティ</u>」の視点を取り入れており、GRIとの整合性が高い
IFRS（ISSBの基準）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資家向けのサステナビリティ開示基準であり、サステナビリティ関連のリスクと機会が企業の<u>財務に与える影響（シングル・マテリアリティ）</u>に焦点を当てている ■ TCFDの提言をベースにしており、財務情報との関連性を重視 ■ ISSB基準をベースとして日本版のサステナビリティ開示基準を開発しているSSBJも同様の方針

「GRI101:生物多様性2024」と関連動向

- 国際的な持続可能性報告ガイドラインを策定するGRIは2024年1月に2024年の生物多様性に関する新たなスタンダード「GRI101:生物多様性2024」をリリースした。
- 新スタンダードは2026年1月1日から公式に適用されており、既存の「GRI304:生物多様性」は廃止された。（開示事項と重点については下記のとおり）
- リリースから公式な適用までの2年間は、自主的に早期採用する企業によって運用実証された。

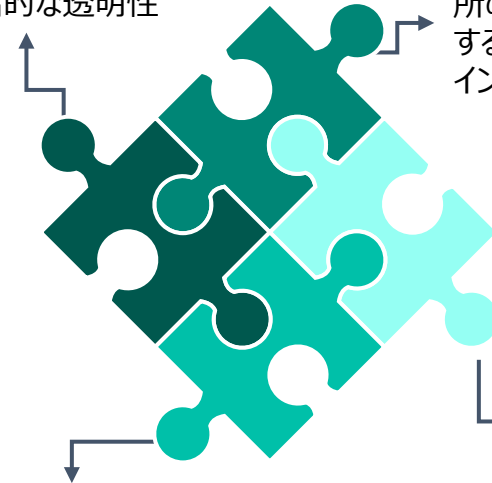
開示事項

カテゴリ	開示事項
項目のマネジメントに関する開示事項	1. 生物多様性喪失を中止し、再生する方針
	2. 生物多様性インパクト・マネジメント
	3. アクセスと利益共有
項目別の開示事項	4. 生物多様性インパクトの特定
	5. 生物多様性インパクトの場所
	6. 生物多様性喪失の直接的要因
	7. 生物多様性状態の変化
	8. 生態系サービス

重点

サプライチェーン全体での包括的な透明性

国や管轄区域、事業所の場所や規模に関する詳細情報を含むインパクト場所の報告



生物多様性損失の直接的要因（土地・海洋利用変化、気候変動、直接採取、汚染、侵略的外来種）を対象とすることの明確化

地域社会や先住民族へのインパクトを含めた社会的インパクト

SBTN

(概要・Step Up for Nature等)

Science Based Targets (SBTs) for Natureとは

- Science Based Targets (SBTs) for Natureは、バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標である。
- 2023年に一部内容が公開された後もSBTs for Natureの設定手法の開発が継続されている。
- 2024年には、先進企業におけるパイロット調査のレポート結果を発表。

趣旨、目的等

- 気候変動に関するSBTs設定及びその実行を推進するSBTイニシアチブ (SBTi) が既に進みつつあるが、自然に焦点を置いたSBTs for Natureの設定手法が検討されている。
- SBTs for Natureによって、企業は、生物多様性等に関連する国連の条約や持続可能な開発目標 (SDGs) に沿った行動ができるようになることされる。

組織

- 45以上の組織で構成されるScience Based Targets Network (SBTN) が中心となってSBTs for Natureの設定手法を開発している。SBTNは、気候に関するSBTiの機運に乗り、地球システム全体に関する目標設定への企業の需要に対応して2019年に設置された。

タイムライン

2024年

- 「STEP1&2」、「STEP3 (淡水・土地)」を解説したコーポレートマニュアルをリリース

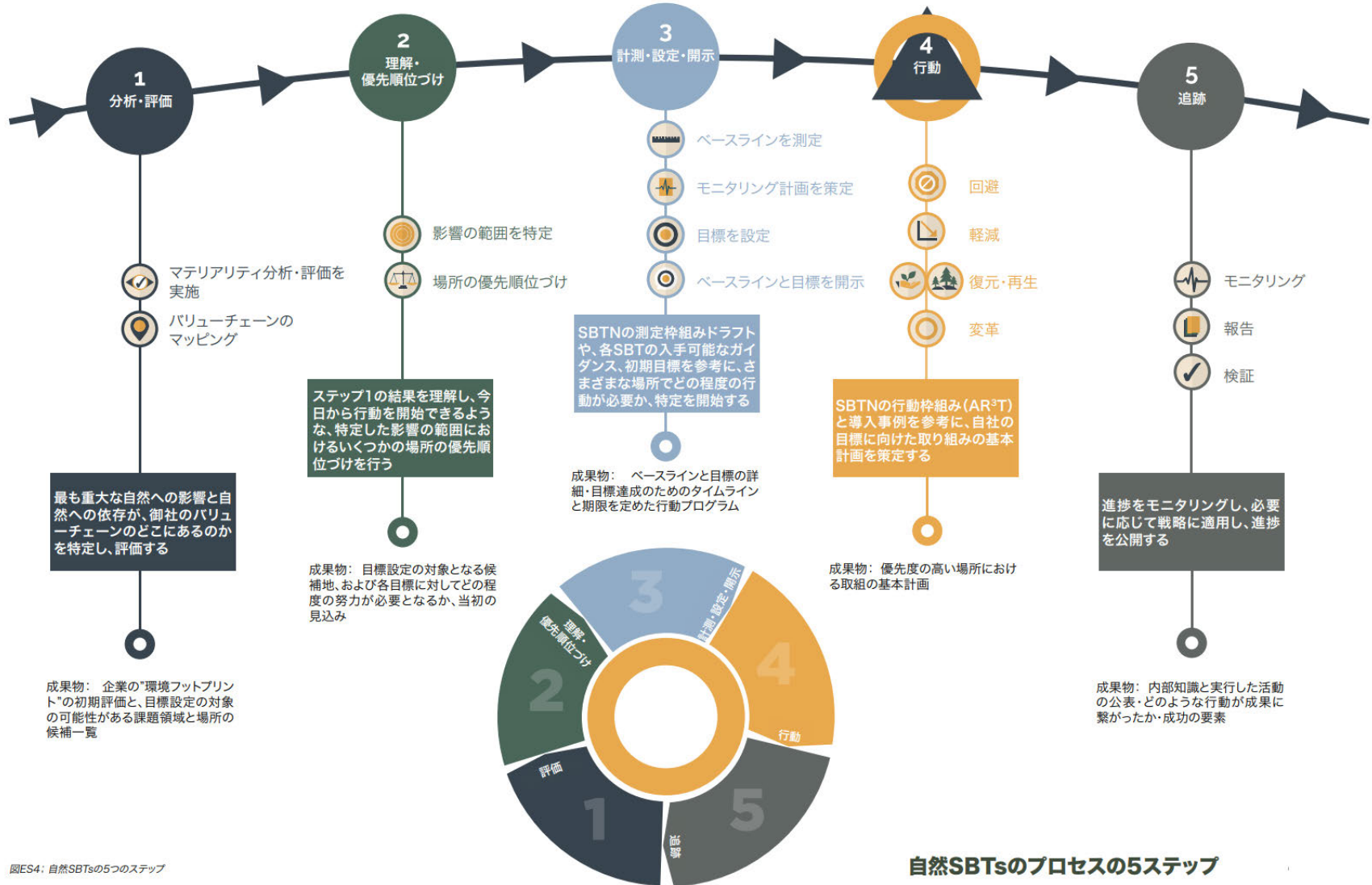
2025年

- 第三者検証サービス「Accountability Accelerator」開始
- Step Up for Nature イニシアチブ開始
- 「STEP3(海洋)」は引き続き開発中

2026年

- 土地ガイダンスV2最終化 (予定)
- ISSB・TNFD等と連携し、目標設定・開示・実行の統合が進展予定

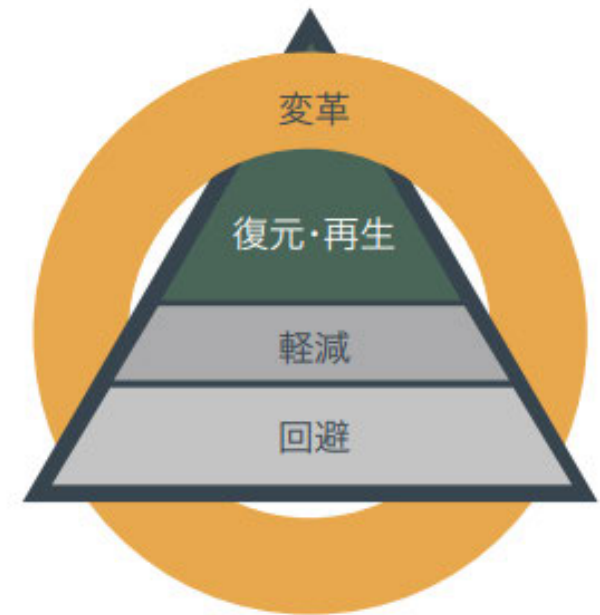
SBTs for Natureの5つのステップ



自然SBTsのプロセスの5ステップ

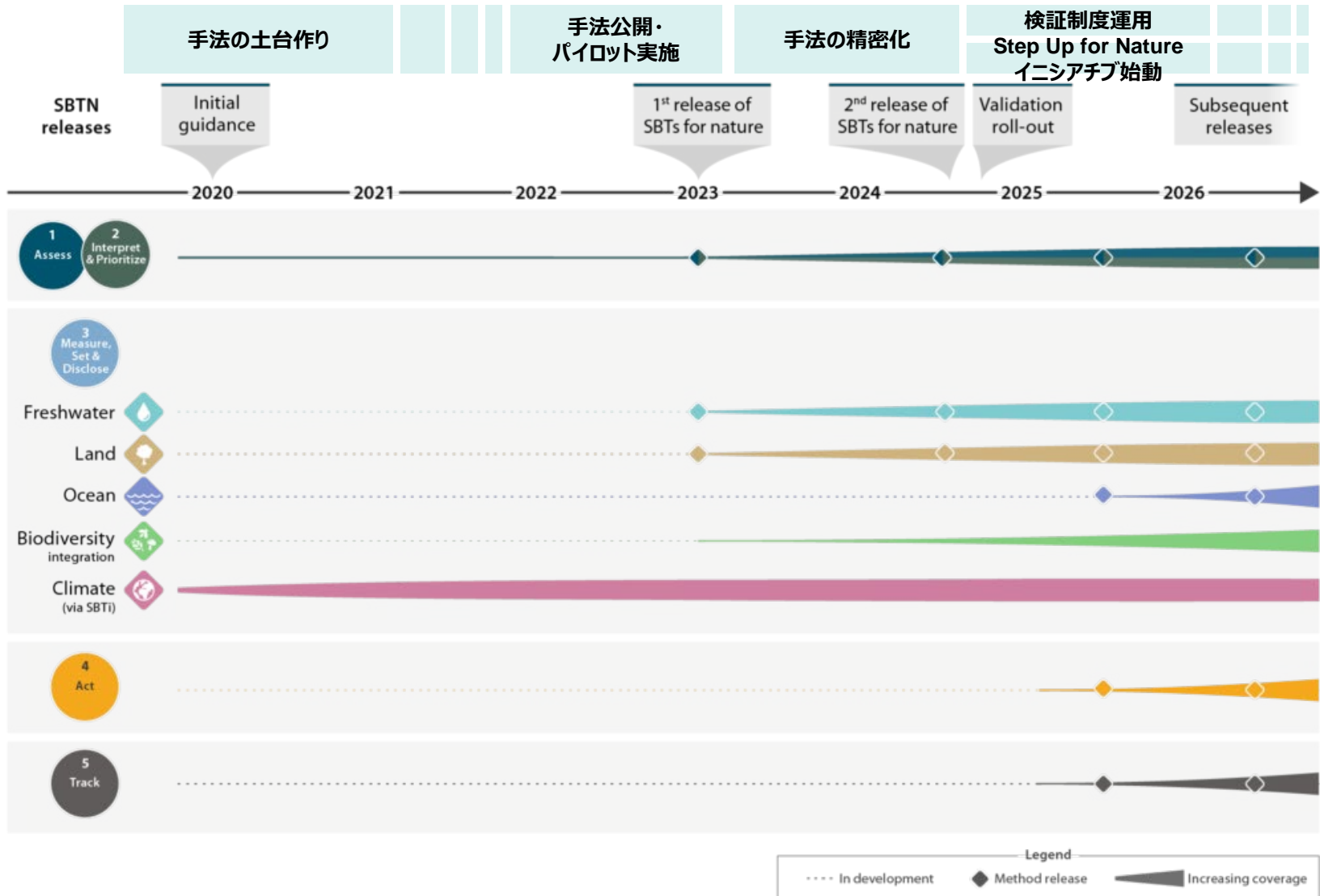
5つの直接要因への目標設定とAR³T行動枠組み

- 自然の劣化を助長する直接要因、間接要因、自然自体の状態を定義し、目標は、直接要因の5つのカテゴリに基づいて立てることを提案している。
- 右下図は、事業者が地球の限界や自然に対する社会的目標に合わせて取り組むべき行動の枠組として、AR³Tを提言している。構成は、回避（Avoid）、軽減（Reduce）、復元・再生（Restore & Regenerate）、変革（Transform）の4段階。



図ES3: 自然SBTsのハイレベルな目標分類(左) - SBTsは、自然の劣化を助長する直接要因、間接要因、および自然自体の状態に狙いを定めています。右図は、SBTNの行動枠組み(AR³T)で、地球の限界や自然のための社会的な目標に沿って企業がとる行動の種類をまとめています。

SBTs for Natureの開発スケジュール



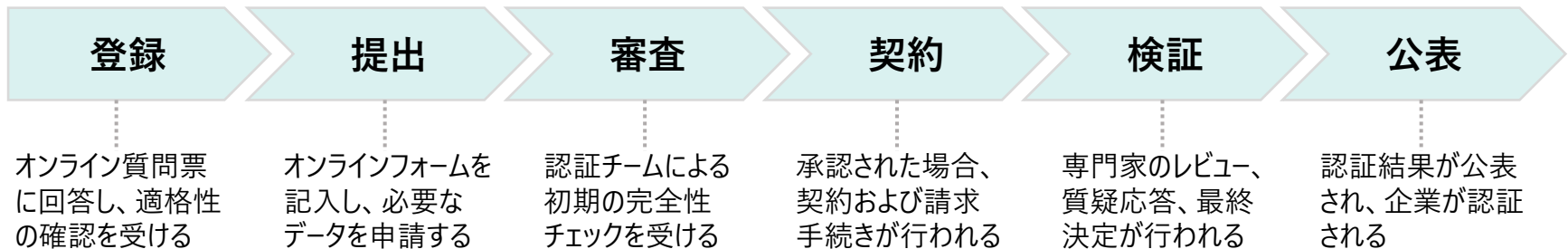
SBTN 検証制度について

- 2025年2月、SBTNの独立検証機関であるアカウンタビリティ・アクセラレーターは、自然の科学的目標を設定する企業向けの第三者検証・認証サービスを開始した。
- 対象となる企業は、自社が策定した自然目標を申請し、最新の科学的要件への適合状況を評価・認証されることで、自然への責任ある行動への信頼性や説明責任を示すことが可能となる。

【SBTN 検証サービスの概要】

- **SBTNは、測定可能・実行可能・期限付き「自然版SBT」の方法論を策定**しており、陸・淡水・海洋・生物多様性を対象に、評価、優先順位付け、目標設定の枠組みを提供している。
- グローバル・コモンズ・アライアンスの一部であり、SBTNの独立した検証機能を担う**アカウンタビリティ・アクセラレーターは、上記の自然に対する科学的根拠に基づく目標における独立検証サービス**を開始。現在は淡水（量・質）と土地の目標設定方法が検証対象。
- 同サービスは、対象企業の目標と準備作業がSBTNの要件と最新の科学と整合しているかを確認し、**目標の信頼性・比較可能性・堅牢性を確保**する。これにより、企業のグローバル生物多様性枠組み、パリ協定等への貢献を明確にし、投資家の信認や市場における評価が向上することが期待される。

▼アカウンタビリティ・アクセラレーターが提供する認証サービスの流れ



SBTN 土地ガイダンスV2ドラフト版について

- 淡水、土地、海洋、気候の4つの領域のうち、土地のガイダンスは2024年7月に第1版（V1）が公表されていたが、2025年4月に第2版（V2）のドラフト版が公表され、4月29日から5月27日まで、パブリックコンサルテーションを募集した。
- パブリックコンサルテーションの結果を受け、V2の最終版は2026年に公表される予定。

hターゲット	概要	V1からの変更点
ターゲット1： 自然生態系の 転換ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の変化に対処するため、目標年以降に発生する直接操業・上流の活動に関する全ての自然生態系の転換を排除し、2020年から目標年までに発生した自然生態系の転換を修復することを目標とする ■ 目標年は、2025年から2030年までの間で、各自然地域の生態学的重要性、バリューチェーンのセグメント、調達するコモディティの種類に応じて設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目標日（No Conversion target date）の設定条件が追加され、2025年までに達成できない企業は目標の変更をすることが可能に
ターゲット2： 作業地（農地 等）再生と復元	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接操業および上流の活動に関連する土地面積を削減すること（Land Area）と、その土地の状態（土壌有機炭素、土壌侵食、土地の酸性化）を改善すること（Land Quality）を目標とする ■ Land QualityとLand Areaのそれぞれで、1つずつ目標設定が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Land Area（土地面積）にNatural Land Cover（自然地被覆）目標が追加 ■ Land Qualityが追加され、長期的な生態系の機能と回復力を担保する目標設定が可能に ■ Thresholds（土地の生態学的閾値）の考え方が導入された（地域別の具体的な閾値は今後更新・公表） ■ 目標設定を行う企業は土壌有機炭素、土壌侵食、土壌の酸性化の各カテゴリにおいて対象の生態地域の閾値から10%の範囲で目標設定を行うことが求められる
ターゲット3： ランドスケープ エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の活動に関連するランドスケープレベルの再生・復元・変革を促進するため、自然を含む複数の利害関係者の影響と依存関係を特定・理解し、対象とするランドスケープの生態学的／社会的な状態を改善することを目標とする 	—

Step Up for Natureイニシアティブについて

- SBTNは2025年12月に、SBTs for Natureからの目標承認取得を目指す企業に対し「Step Up for Nature」イニシアティブを始動。参加企業は、科学的根拠に基づいた自然関連目標の設定に向けて、マイルストーンを明確にすることと、その検証時期を明確にすることが求められている。
- 参加企業は随時更新される。初回に加盟した企業は、アディダスやØrsted、John Lewis Partnership等を含む24社で、日本企業としてはキリンHDが参画。

【「Step Up for Nature」の要点】

- 2025年12月にSBTNは、「SBTs for Nature」からの**目標承認取得を準備している企業が参加できるイニシアティブ「Step Up for Nature」**において、第1陣で加盟した24社を発表。
- 当イニシアティブは、2026年のグローバル生物多様性ストックテイク（世界的な生物多様性の進捗確認）に向けて、民間セクターの進捗を強調し、測定可能な成果をもたらすことが目的。
- 参加企業は科学的根拠に基づく自然目標設定プロセスを活用して、**定められた期日までに1つ以上の重要なマイルストーンを達成**することが求められる。
 - 各マイルストーンの進捗状況は、Ambition Boardにて共有する
 - 企業が達成したマイルストーンはAccountability Acceleratorに提出され、独立した検証を受ける

Company	Sector	Country	Step	Timeline
Adidas <small>ADDED DEC 2025</small>	Textiles Apparel and Footwear	Germany	1	DEC 2025
			2	DEC 2025
Berkeley Capital Group (B Corp™) <small>ADDED DEC 2025</small>	Hotels and real estate	United Kingdom	1	JUN 2026
			2	JUN 2026
			3	JUN 2026 LAND

▲ Ambition Board（一部抜粋）

加速パスウェイ全体図



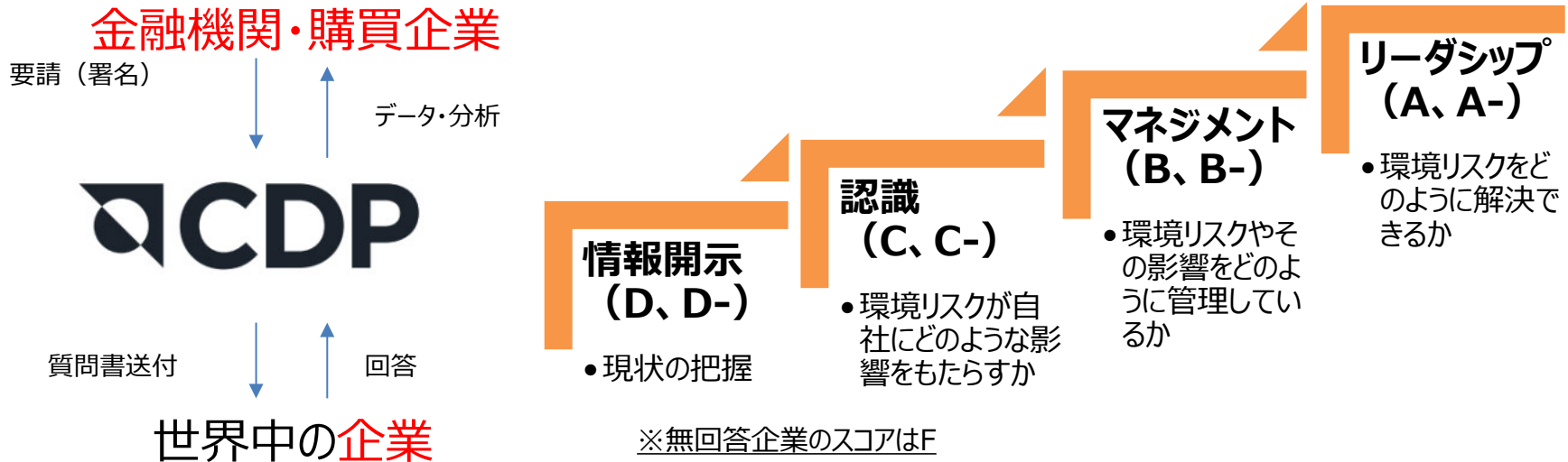
- SBTNは、企業による目標設定を加速させるため、新たな「加速パスウェイ」をリリースした。企業はバリューチェーン全体の評価に着手する前に、より限定した分野・領域（①ビジネス部門・領域②環境領域（例：土地、海域）③VCValue chain segment（例：直接操業、上流））などの中から目標設定を始めることが可能。
- また、Step 3の認定を受ける前に、Step1, 2と段階を踏んで、Stepごとの認定を受けられるようになった

CDP

(概要・日本の参画状況等)

CDPについて

- 2000年に設立されたNGO(英国本部)。金融機関・購買企業からの要請に基づき、気候変動・水・森林に関する情報開示を推進しており、企業の開示情報をもとに、スコアリング評価を実施。
 - CDPが、ESGのEに特化した質問書を企業に送付、データとりまとめを行い、金融機関・購買企業が環境情報として利用するものとなっている。
 - 2022年に生物多様性に関する質問が追加。2023年にプラスチックに関する質問が追加され、2024年には生物多様性・プラスチックも含めて質問書が一つに集約。
 - 2026年の質問書では、海洋に関する項目の追加や森林に関する項目が強化された。
- ※2026年の質問書におけるスコア評価の対象は気候変動・水・森林で、生物多様性・海洋はスコア評価の対象外。

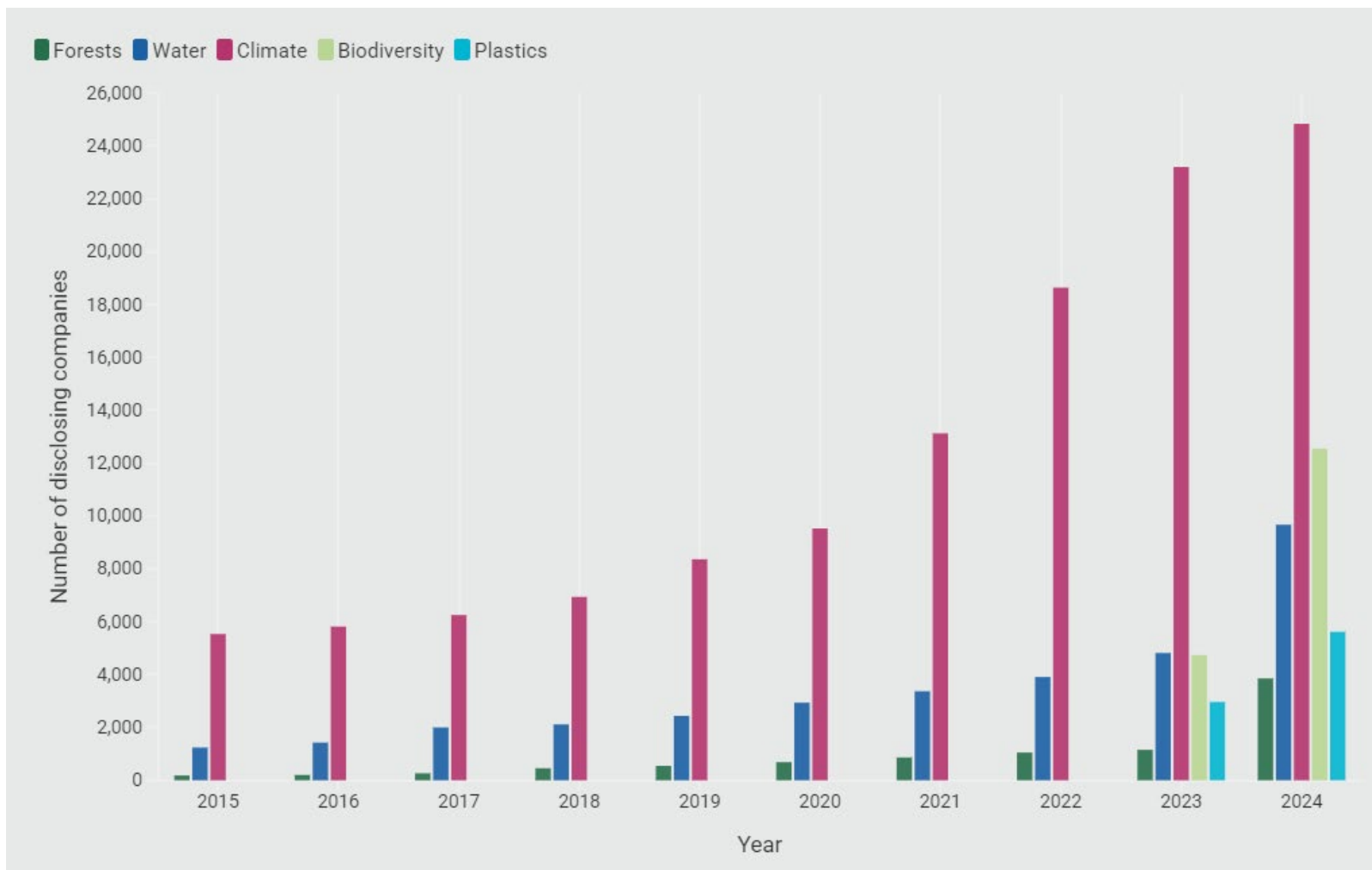


CDP2026質問書における主な変更点

- 2026質問書では、海洋に関する項目追加や森林に関する項目の強化などが主な変更点とされており、SME版でも新たにフォレスト及び水セキュリティ別の質問が追加される。

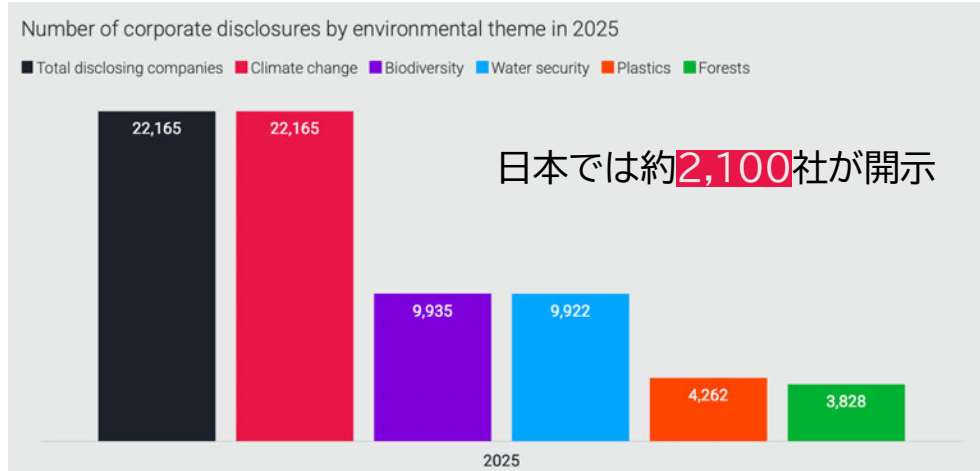
カテゴリ	主な変更点	
海洋	項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海洋に関する項目が新たに追加
森林およびその他の自然生態系	森林減少と転換のない(DCF)状態の目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 急速に変化する基準や枠組みとの整合性を確保するために、2026年には、森林減少と転換のない(DCF)状態の目標の報告について一部変更が加えられる(AFiやSBTNを踏まえて評価を調整)
	カカオ、コーヒー、天然ゴム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報開示の拡大を推進し、カカオ、コーヒー、天然ゴムに関するスコアリングを導入 ■ 畜牛品、パーム油、大豆、木材製品も加えた、インパクトの大きい全7つのコモディティに対してアプローチできるよう、軽微な変更が加えられる
SME版	中小企業のフォレストおよび水セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動に加えてより包括的な自然関連の情報開示を提供するため、対象範囲を拡大 ■ 新たにフォレストおよび水セキュリティ別の質問が追加

CDP分野別開示企業数の推移（国際）



2025年におけるCDPを通じた開示数（国際・国内）

2025年CDPを通じた開示数(国際)



22,100+

世界の時価総額の3分の2を占める企業がCDPを通じて情報開示

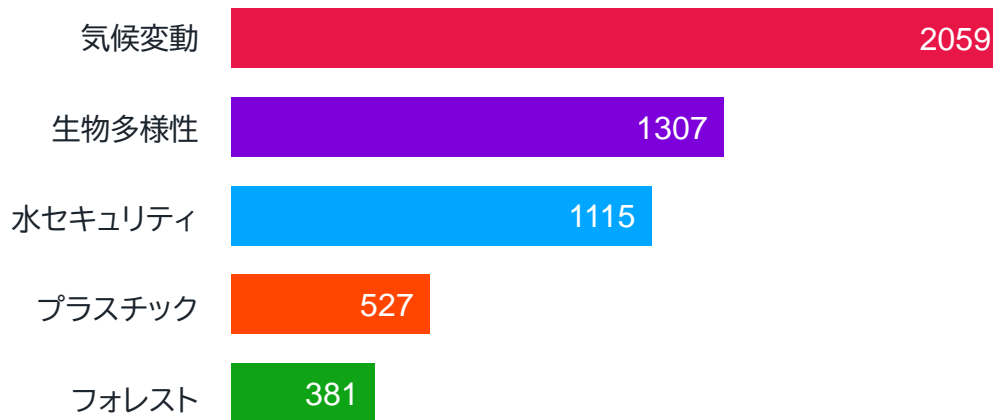
4,400+

2025年に初めて回答した組織

3,500+

全環境課題について開示した組織

2025年における日本企業の回答状況



水セキュリティでは前年から**10%以上**回答数が増加

※数字は回答提出企業数。親会社が回答に含めた子会社分はカウントしていない。

EU Business & Biodiversity Platform

EU Business & Biodiversity Platformとは

- **ビジネスに自然資本や生物多様性への考慮が統合されるように、企業と協働し、企業を支援することを目的として、欧州委員会により設置された。**
- **EUレベルでビジネスと生物多様性との関連性を議論するための対話の場及び政策との接点となるフォーラムを提供。**
- **①手法、②先駆者、③主流化、の3つのワークストリームが動いている。**

3つのワークストリーム

手法

- 生物多様性・自然資本の関連情報に基づく企業の意思決定に資する、ベストプラクティス、ガイダンス及びツールを特定する。
- 各企業及び金融機関で使われている生物多様性の影響を算定する手法の評価に関する報告書を公表
 - 手法の試行を予定

先駆者

- 先導的な金融機関と企業の協働を促進し、実践に基づき理解を深め、企業の意思決定での生物多様性の考慮を拡大する機会と解決策を特定する。
- (生物多様性への) 責任と野心的な目標、自然関連の影響・リスクの評価、生物多様性へのポジティブインパクト、生物多様性関連情報の開示等のトピックに取り組む
 - 生物多様性フットプリント (biodiversity footprint) の算定手法やポジティブインパクトファイナンスに関する報告書を公表

主流化

- 欧州の企業及び金融機関の意思決定プロセスへの、生物多様性に対する考慮の統合を促進する。
- 企業及び金融レベルで生物多様性関連リスクに対処する環境及び経済の便益を示す事例の紹介
 - リスク管理の枠組に生物多様性を統合する企業及び金融機関を支援する実践的ツールの紹介
 - 先行して取り組む企業・金融機関がサプライチェーンや同業他社に関与することの促進
 - 生物多様性及び自然資本に対処していない業界団体等への関与

EU B&B Platform

「企業及び金融機関のための生物多様性測定アプローチの評価」

- EU Business & Biodiversity Platformは、2024年10月、「企業及び金融機関のための生物多様性測定アプローチの評価 更新報告書5」を公表した。
- 各種の手法・枠組について、独立した評価を行っている。

評価の対象となっている生物多様性測定アプローチ・開示枠組の概要

	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
1	Biodiversity Footprint Financial Institutions (BFFI)	ASN Bank CREM PRé Sustainability	金融機関（FI）、企業の経済活動における総合的な生物多様性フットプリントを提供することを目的とする。この指標は、環境拡張入力・出力モデルからのトップダウン型貿易フローデータや、ボトムアップ型ライフサイクルインベントリーデータを使用して、さまざまな環境圧力を計算することが可能。	使用可能
2	Biodiversity Footprint Methodology (BFM)	Plansup	製品、セクター、または企業の生物多様性への影響を、土地利用、温室効果ガス（GHG）排出、そして水への窒素（N）およびリン（P）排出の3つの主要な圧カタイプについて定量化。生物多様性フットプリント計算ツールは、土地利用と温室効果ガスの生産段階における影響を計算するためのオープンソースツールであり、2024年4月に再プログラムされた。	使用可能
3	Biodiversity Impact and Global Extinction Risk Footprinting Tool – (BIGER Footprint)	GIST Impact	業界問わずその運営やバリューチェーンが地域の生物多様性や世界的な種の絶滅リスクにどのように影響するかを評価を行う。このツールは、LC-IMPACT方法論を適用し、温室効果ガス（GHG）排出、空気汚染、水の消費、水および土地の汚染、廃棄物生成、土地利用が陸上・淡水・海洋生態系に与える潜在的消失割合（PDF）を定量化。金融機関は14,000社以上の企業のドライバーと影響に関するグローバルなデータベースを使用してポートフォリオを分析し、企業は自社のデータを使用してツールを適用。	使用可能

	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
4	Biodiversity Impact Assessment Tool (BIAT)	ISS ESG	ライフサイクル影響評価方法論に基づいて、企業活動が生物多様性に与える潜在的な影響を定量化する。BIATは、PDF（潜在的消失割合）とMSA（種の喪失割合）の両方で生物多様性損失を示し、さらにエコシステムサービス依存度評価が補完されており、これにより投資家は投資の影響と依存リスクを把握することが可能。	使用可能
5	Biodiversity Indicator and Reporting System and Ecosystem Services Assessment (BIRS and ES assessment Holcim)	Ecoacsa; Holcim	生息地や種の状態を測定するアプローチと、エコシステムサービスを測定および貨幣化するアプローチを組み合わせた手法。今後は自然資産の経済的価値を時間軸で評価し、エコシステムサービスアカウントの統合システムを開発するためのテンプレートが作成される予定。	使用可能
6	Biodiversity Integrated Assessment and Computation Tool (B-INTACT)	FAO	農業、森林業、その他の土地利用（AFOLU）セクターで実施されるプロジェクト、プログラム、政策が生物多様性やエコシステムの状態に与える影響を評価する土地ベースの会計システム。定量的アプローチでは、生物多様性に対する4つの人為的圧力の影響を評価し、定性的アプローチは、対象地域の文脈を把握するためのガイドを提供。	使用可能
7	Biodiversity Monitoring System (BMS)	EU LIFE Initiative “Biodiversity in Standards and Labels for the Food Sector”	食品基準や食品企業、協同組合が認証農場や生産者の生物多様性に関連する指標のモニタリングを目的として作成された。このモニタリングは、41の主要データと指標を考慮したシステム全体のアプローチで、生物多様性に対して創出された可能性（生態的構造、バイオトープ回廊、バッファゾーンなど）と、生物多様性への負の影響の削減（化学農薬や肥料の使用、土壌侵食、水の使用など）を評価。	試験期間中/ 使用可能

	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
8	Biodiversity Net Gain Calculator (BNGC)	Arcadis	土地利用に関連する生物多様性の価値をサイトレベルで把握するために開発。サイト内の様々な空間単位における実際の生物多様性と潜在的な生物多様性の価値を、範囲、状態、重要性に基づいた指標を用いて把握することが主な目的。生態学者による現地調査により評価を行い、各空間単位に0から1の間の生物多様性価値スコアが付与される。「損失なし」とされた取組について、会社がその遵守を検証し、「利益」を実証することが可能となる。	使用可能
9	Biodiversity Performance Tool (BPT)	EU LIFE Initiative “Biodiversity in Standards and Labels for the Food Sector”	農場レベルで適用され、農家や農業アドバイザーに対して優れた生物多様性アクションプラン (BAP) の作成支援。BPTは約100のデータ/情報を収集し、それらを79の主要なデータと指標にまとめ、農場の生物多様性に関する基準を解説。	使用可能
10	Biodiversity Risk Filter (BRF)	WWF	ウェブベースで自由にアクセス可能なWWFのRFSの一部であり、水リスクフィルターと並行して運用される。BRFは空間的に明示されており、企業や投資家が生物多様性リスクに対処するために、どこで何に最も重点を置くべきかを優先順位付けするための企業およびポートフォリオレベルのスクリーニングツールとして使用可能。ツールには、物理的および評判リスクのカテゴリにおける影響と依存性が示されており、ビジネスのレジリエンスを高め、持続可能な未来に貢献することが目的。	使用可能
11	BioScope	Dutch Ministry of Economic Affairs; CODE; Arcadis; PRé Sustainability	ユーザーのサプライチェーンにおいて、生物多様性に最も重要な影響を与える場所を推定することができる。経済活動とその影響に関する国レベルのデータを使用しているため、結果の信頼性には限界がある。このツールの結果は、社内での使用のみを目的としており、公的なコミュニケーションに使用することはできない。購入した製品やサービスのうち、どの製品やサービスが実際に重要であるかを判断するための最初のステップであり、サプライチェーンにおける生物多様性のリスクと機会を管理するために、関連する商品やサプライヤーに焦点を当てることができる。	使用可能 (ただしメンテナンス未実施)

EU B&B Platform

「企業及び金融機関のための生物多様性測定アプローチの評価」



	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
12	Corporate Biodiversity Footprint (CBF)	Iceberg Data Lab	企業が生物多様性に与える影響を測定するツール。(金融機関のニーズに応えた形で) 大規模なポートフォリオにおいてバリューチェーン全体の構成要素のうち最も影響を与える要素をカバーし、科学的根拠に基づき測定可能なアプローチ手法がとれるよう設計されている。	使用可能
13	Custom Corporate Biodiversity Footprint (c-CBF)	I Care	企業の年間生物多様性への影響を詳細に評価。企業の内部データ、外部の生物多様性データ、そしてLCA手法やGLOBIOモデルなどの国際的なモデルに基づいた圧力-影響モデル化に基づく。c-CBFの粒度により、企業の生物多様性アクションプランを統合することが可能。	使用可能
14	DIRO 360	GIST Impact	個別の資産からグローバルポートフォリオに至るまで、自然への依存、リスク、影響、機会を定量化し、関係性を明確にするための分析ツール群。	試験期間中
15	ECOPLAN Scenario Evaluator (ECOPLAN-SE)	University of Antwerp; Ghent University; KU Leuven; Flemish Institute for Technological Research; Institute for Nature and Forest Research	空間的な開発プロジェクトシナリオがエコシステムサービスの提供に与える影響をモデル化。結果は空間的に明示され、シナリオ間で比較可能な形で提示される。18の異なるエコシステムサービスモデルで構成され、それらは1つの統合モデルにリンクされる。これにより、あるエコシステムサービスの提供が変化したときに、別のエコシステムサービスの提供がどのように変化するかを示すことが可能。	使用可能
16	Ecosystem Intelligence Platform (EI)	EcoMetrix Solutions Group	生態学者でない人々がさまざまな景観管理条件下でエコシステムサービスのサイト評価を行うのを支援。EIはシステムベースのアプローチを使用して、土地管理に関連する意思決定が気候、空気質、水、生物多様性、土壌、社会的要因に関連するエコシステムサービスのパフォーマンスに与える影響と利益を評価するために、複数のモデルを使用。	使用可能

	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
17	Exploring Natural Capital Opportunities, Risks and Exposure (ENCORE)	Global Canopy; UNEP-FI; UNEP-WCMC	ENCOREの自然資本モジュールは、ユーザーが経済がどのように自然に依存し、影響を与えているか、また環境の変化がどのように企業にリスクをもたらすかを視覚化を支援。生物多様性モジュールは、ユーザーが選択したセクター（現在は鉱業と農業）の金融活動が「自然にポジティブな」未来とどのように整合するかを探ることを可能とする。	使用可能
18	GBS related tools for financial institutions, including both GBS-FI and BIA-GBS	CDC Biodiversité; Carbon4Finance	グローバル生物多様性スコア（BIA-GBS）データベースによって提供される生物多様性影響分析は、上場企業の資産と国債に対応するように設計されている。上場していない資産は、金融機関向けのグローバル生物多様性スコア（GBS-FI）で評価。*GBS-FIは、金融機関向けにカスタマイズされたソリューションのためのGBSの利用を包括する広範な資産クラスをカバーする総称。	使用可能
19	Global Biodiversity Score (GBS)	CDC Biodiversité	経済活動の生物多様性フットプリントに関する全体的・統合的なソリューションを提供。平均種豊富度（Mean Species Abundance）によって測定。平均種豊富度（観察された生物多様性と原生状態での生物多様性との比率）は、オランダ環境評価庁（PBL）の陸上及び水中の5つの環境負荷に関するモデル及びその生物多様性への影響に基づく。	使用可能
20	Global Impact Database (GID)	Impact Institute	影響報告および影響管理を目的として、世界経済の国々やセクターに対する環境、社会、経済の影響の定量的な推定を提供。GIDは、さまざまな国々の産業間貿易データを基にした入力-出力分析を用いて、この影響を推定。	使用可能
21	Integrated Biodiversity Assessment Tool (IBAT)	BirdLife International; Conservation International; IUCN; UNEP-WCMC	商業的にアクセス可能なウェブベースのマッピングツールで、世界の生物多様性に関するデータセットと、それに基づいたデータ層を提供。世界の保護地域データベース（WDPA）、重要な生物多様性地域のデータベース（WDKBA）、およびIUCN絶滅危惧種レッドリストが含まれる。生物多様性リスク、機会、依存度に関するサイト特有の洞察を得るためのウェブベースの方法を提供。	使用可能

	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
22	Integrated Valuation of Ecosystem Services and Tradeoffs (InVEST®)	Natural Capital Project (Stanford University, Chinese Academy of Sciences, the Royal Swedish Academy of Sciences, Stockholm Resilience Centre, The Nature Conservancy, University of Minnesota, and World Wildlife Fund)	経済活動と人間の福祉を支える自然からの財やサービスを地図化し、評価するために使用される無料のオープンソースのツール群。ツールセットには、陸上、水域、海洋、沿岸、および都市のコンテキストをカバーする20の異なるエコシステムサービスモデルが含まれている。また、InVESTは、入力データの位置特定や処理、出力の理解や可視化を支援する「補助ツール」もいくつか含まれている。	使用可能
23	Leeana	Leeana	企業が自社の生物多様性への影響を測定、軽減、開示する支援を行う。企業は、複数の生物多様性の側面にわたる自社の所在地の自然状態を特定し、サイトの影響や依存関係に関する洞察を得て、衛星画像とAIを基に、時間の経過に伴って周囲の自然を監視することが可能。	使用可能
24	LIFE Methodology (LIFE)	LIFE Institute	影響の特定、及び、サプライチェーンにおける影響を低減するアプローチを含む、影響を削減・緩和・補償するための戦略計画の策定を支援。LIFE生物多様性推計影響価値 (BEIV) を用いて、質及び深刻度の基準を考慮して、5つの環境側面での組織の影響を計算・評価。	使用可能

	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
25	Link	Metabolic Software	自社の自然への影響を理解し、自社の運営やサプライチェーン全体で自然に関連するリスクを特定することが可能。直感的で企業環境に合わせてカスタマイズされている。	使用可能
26	Nala.Earth	Nature & Biodiversity Management Platform	自然と生物多様性の管理プラットフォーム。企業は自然リスクを理解し、新しい自然関連のフレームワークや規制（TNFD、SBTN、EUのCSRD）に従って報告することが可能。科学的データ（衛星画像や一次測定データを含む）を使用し、そのデータを強化して、ビジネスにとって実践可能な形へ変換。	使用可能
27	Nature Risk Profile	UN WCMC and S&P Global S1	企業の直接的な運営における自然関連の影響と依存度を評価し、資産、企業、ポートフォリオの各レベルで適用可能。このデータセットは、企業の自然への影響と依存度を分析するための新しい方法論である「Nature Risk Profile」を適用しており、S&P Global Sustainable1と国連環境計画（UNEP）によって発表された。	使用可能
28	Nature Value Explorer	Flemish Institute for Technological Research (VITO)	エコシステムサービスに与える影響を定性的、物理的、金銭的に計算できる無料のウェブベースのツール。影響を迅速に評価し、シナリオを比較、またステークホルダーと議論したりすることを可能とする。12のエコシステムサービスに加えて、地域の生態学的品質への影響も評価。	使用可能
29	Product Biodiversity Footprint (PBF)	I CARE ; Sayari	生物多様性の研究、ライフサイクル影響評価（LCA）方法論、および企業のデータを組み合わせて、製品がライフサイクルの各段階で生物多様性に与える影響を定量化。PBFは、特にエコデザインのアプローチにおいて、製品の変更に関する指針を提供	使用可能
30	READS	Repsol	エネルギー業界が行う活動と自然資本のストック（植物、動物、大気、水など）およびそれらが提供するエコシステムサービスとの関係を分析することに基づいた自然資本の評価と会計のアプローチ。	使用可能

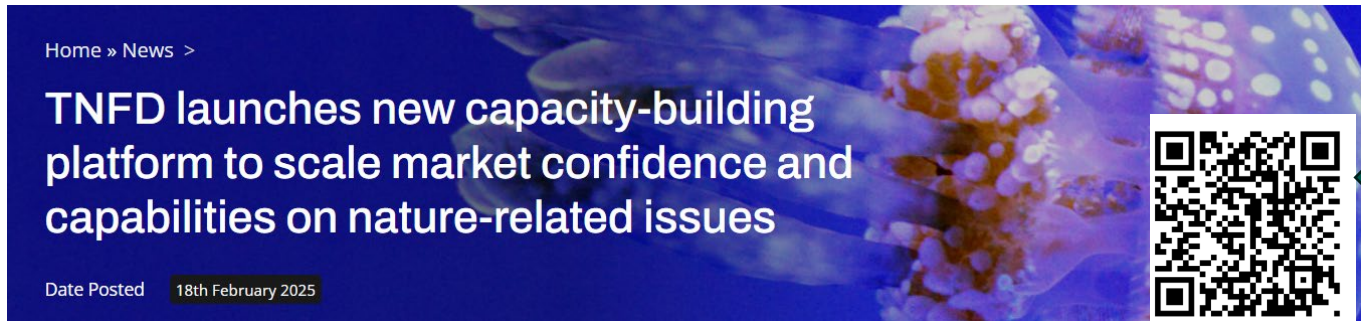
	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
31	SEED Biocomplexity Index (SEED)	Crowther Lab	SEEDは、世界で最も包括的で統合的かつグローバルに標準化された生物多様性モニタリングフレームワーク。SEEDの方法論的フレームワークは、生物多様性の100以上の指標を統合し、時間の経過に伴う変化を含む生物複雑性の包括的な指標を一つの数値で提供。	試験期間中
32	Sensitive Location Assessment and Mapping (SLAM)	GIST Impact	企業の運営がTNFDによって定義された生態学的に敏感な場所に近接して行われているかどうかを評価。生物多様性にとって重要な地域、エコシステムの健全性が高いまたは低下している地域、エコシステムサービスの提供に重要な地域、または高い水リスクを持つ地域が含まれる。金融機関は、14,000社以上の企業の運営と資産のグローバルデータベースを使用してポートフォリオを分析し、企業は自社のデータを使用してこのツールを適用。	使用可能
33	Site Biodiversity Footprint (SBF)	I Care	組織（公共または民間）のサイトレベルでの生物多様性への影響を評価することを目的とした手法。SBFは、地域の生物多様性に関する研究とデータ、圧力影響モデル化、および企業の活動データを組み合わせ、サイトの活動が生物多様性に与える「直接的」な影響を定量化、サイトの生物多様性アクションプランの策定に役立つガイドラインを提供	使用可能

	ツール/枠組の名称	開発者	概要	状況
34	The Statutory Biodiversity Metric Calculation Tool	Anglia Ruskin University; BirdLife International; Royal Society for the Protection of Birds; Tropical Biology Association; UNEP-World Conservation Monitoring Centre; University of Cambridge; University of Southampton	生息地とその状態を指標として生物多様性を定量化するスコアリングシステム。ネットゲイン（生物多様性の増加）を目的として生物多様性を測定・評価するための実用的でありながらバランスの取れた方法であり、企業や開発業者に適している。さらに、システムは緩和階層（mitigation hierarchy）を取り入れており、オフセット（補償）が必要な場合に備えたフレームワークを提供。	使用可能
35	Toolkit for Ecosystem Service Site-Based Assessment (TESSA)	UK Department for Environment, Food & Rural Affairs (Defra)	特定のサイトで人々が自然から受ける利益を評価するための低コストな方法に関するアクセスしやすいガイドラインを提供。ツールキットには、詳細なインタビューガイドやオンラインデータベースおよびモデリングアプリケーションのためのステップバイステップのスクリーンガイドなど、さまざまな実用的なリソースが含まれている。	使用可能
36	Xylo Systems Biodiversity Assessment (Xylo)	Xylo Systems	企業がサイトおよびポートフォリオレベルで生物多様性の状態を定量化するとともに、事業運営に対するリスクや自然を最小化・回復する機会を特定。ツールから得られるインサイトの例には、現場で確認された絶滅危惧種の数、生態系の健全度、生物多様性の健全度、地域の生物多様性指数、サイト固有の旗種、サイト上での生物多様性に対する脅威のランキング、種の絶滅リスク、土地被覆の種類、重要生物多様性地域および保護地域への近接性などがある。	使用可能

TNFD
**(「Learning Lab」、
「Nature Intelligence
for Business Grand Challenge」)**

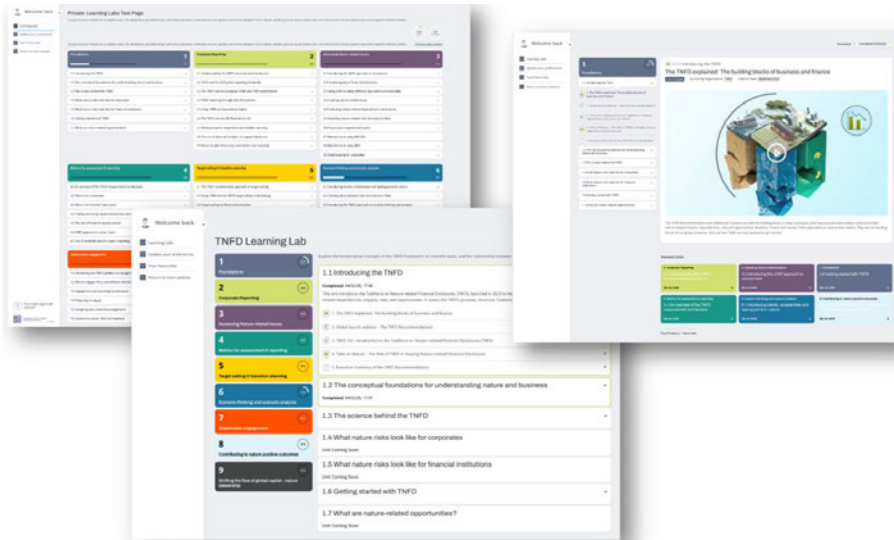
TNFDによるキャパシティビルディング

- TNFDがキャパシティビルディングプラットフォームを2025年2月18日にローンチ
- プロフィールを登録して個人で「Learning Lab」にログインすることで、ビデオやウェビナー等を含むオンラインツールを活用し、無料でTNFDの学習をすることが可能



Learning Lab
はこちら

- Create a profile
- Log-in
- Access the Learning Lab



Tools

The Knowledge Hub is home to TNFD's three main capacity-building tools.

Each is designed with a different audience in mind to drive understanding, implementation and adoption of the TNFD recommendations and guidance.

- Learning Lab
- Trainer Portal
- TNFD in a Box

中小企業支援施策：Grand Challenge①

- TNFDはConservation X Labs (CXL) やUnited Nations Development Programme(UNDP)とともに、グローバルコンペティション「Nature Intelligence for Business Grand Challenge」を開催

分類	概要	タイムライン	
ネイチャーインテリジェンスとは	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然に関連する依存関係、影響、リスク、機会を評価し、<u>理解し、それに基づいて行動する能力</u>であり、企業の意思決定、レジリエンス、成功を高め、最終的にはネイチャー・ポジティブな経済に貢献することを意味する 	2025年10月	ローンチ、一般公募開始
Grand Challengeとは	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業(SME)が自然関連の問題をより良く評価し行動するためのソリューションを加速させる<u>グローバルコンペティション</u> ■ <u>10万ドルの資金と追加のインセンティブを提供</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ファイナリスト各位にユーザーテスト実施のための支援金として5,000ドルを支給 ➢ 受賞者各位にソリューション開発助成金として20,000ドルを支給（受賞者は最大で3社選出する見込み） 	12月	一般公募終了、ファイナリストの選定
		2026年1月	ファイナリスト発表、ユーザーテスト開始
		3月	最終選考
		4月	受賞者発表

中小企業支援施策：Grand Challenge②



- 8か国から合計で12企業をファイナリストとして選定
- AI搭載のリスクプラットフォームから現場ですぐに使えるモバイルツールまで様々存在

#	企業	国	ソリューション概要
1	Darwin Data	フランス	<ul style="list-style-type: none"> ■ データ収集からフットプリントの算定、リスク評価、地理空間分析、目標設定、行動計画の策定、報告に至るまで、自然関連戦略のあらゆるステップを網羅 ■ ビッグデータ、AI、地理空間インテリジェンスといった先進技術を活用し、プロセス全体を効率化
2	Dunya Analytics	アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然関連の脆弱性を特定し、投資の優先順位付けを行えるよう支援することを目指すプラットフォーム
3	Fair Trade USA	アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業分野の中小企業向けに、TNFDのLEAPアプローチを適用したlow-techのstep-by-step手法を開発
4	GeoXpr	フランス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最小限のデータ・専門知識・コストで中小企業がTNFD整合の評価を実施できる、軽量かつ自動化された自然リスク・インテリジェンスプラットフォーム
5	IDEEA Group	オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然資本会計を専門とし、自然がもたらす便益を測定することで、効果的な環境パフォーマンス報告と持続可能な意思決定につなげることを目指す
6	Innovanalysis	コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> ■ GISベースのランドスケープ・インテリジェンスとその他のモニタリング指標を活用し、企業が自然を戦略的資産として扱えるように支援

中小企業支援施策：Grand Challenge③



- 8か国から合計で12企業をファイナリストとして選定
- AI搭載のリスクプラットフォームから現場ですぐに使えるモバイルツールまで様々存在

#	企業	国	ソリューション概要
7	Kuyua	ドイツ	■ 生物多様性の損失や気候変動に関連する ビジネスリスクの理解・管理 を顧客が行えるよう支援する、 AI搭載プラットフォーム
8	LandPrint	アメリカ	■ 自然関連のリスクと機会を評価するための データインテリジェンス・プラットフォーム であり、科学者、農学者、金融の専門家で構成されるチームで開発
9	Marvin	ブラジル	■ リスクを低減し、信頼を高め、市場アクセスを拡大することを目的としたAIネイティブのサプライチェーン・インフラを構築
10	Mozaic Earth	イギリス	■ 中小企業がスマートフォンでデータを収集し、その情報から サイトレベルの生態系コンディションを分析 できるプラットフォーム
11	Prismo	ドイツ	■ 地理空間・自然・ビジネスのインサイトを活用し、それらをAI技術と組み合わせることで、顧客に 科学的根拠に基づく自然リスク評価 を提供
12	Space Eagle Enterprises	南アフリカ	■ アフリカ全域の政府、企業、コミュニティ向けに、 ブロードバンド接続および次世代の地球観測インテリジェンスの製品 を開発

OP2B
**(One planet Business for
Biodiversity)**

OP2B (One planet Business for Biodiversity) とは

- 特に農業に焦点を置いた、生物多様性に関する国際的で分野横断的な行動指向のビジネス連合。仏マクロン首相のOne Planet Lab枠組内で2019年に開始。
- 変革的でシステムティックな変化を促進し、バリューチェーン内での農地及び自然の生物多様性の保護・回復のための行動を引き起こし、また、組織及び金融の意思決定者を参加させ、COP15への政策提言を作成・推進した。
- 2024年9月現在、メンバー企業は26社（日本からの参加は無い）。
- 2030年までに1,250万haの土地でリジェネラティブ農業の実施を目標としている。

OP2Bの3つの柱

リジェネラティブ農業

再生農業フレームワークを通じて、世界レベルでの再生農業の移行とスケールアップを支援している。行動の優先順位付け、ベースライン目標の設定、報告・追跡するための主要な測定方法の特定を支援することで、この移行における企業を支援している。

商品の多様化

商品多様化の柱となる活動を通じて、私たちは、商品の多様化という喫緊の課題に対する企業の意識を高め（社内外を問わず）、適切な測定基準と方法論を開発し、実施するための支援を行っている。

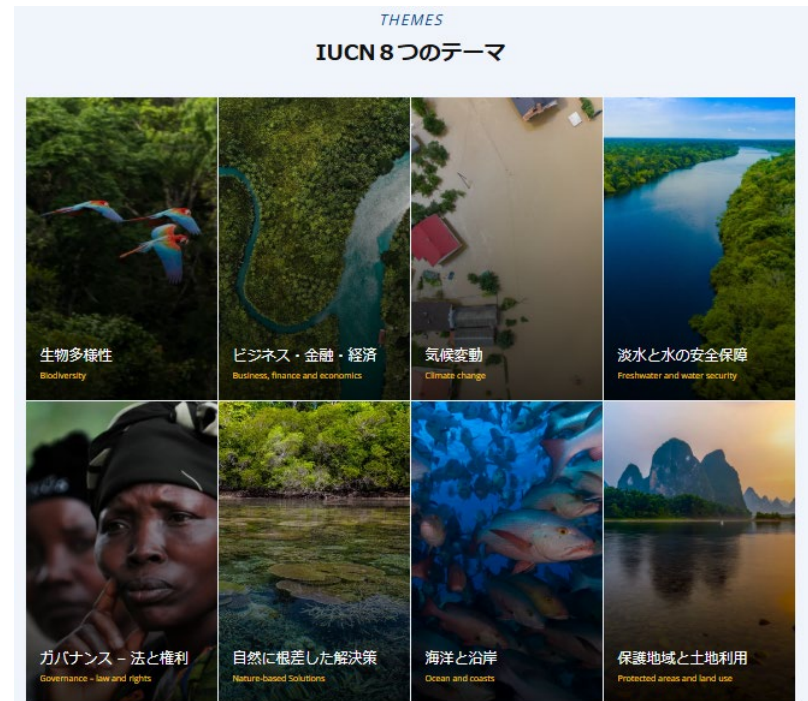
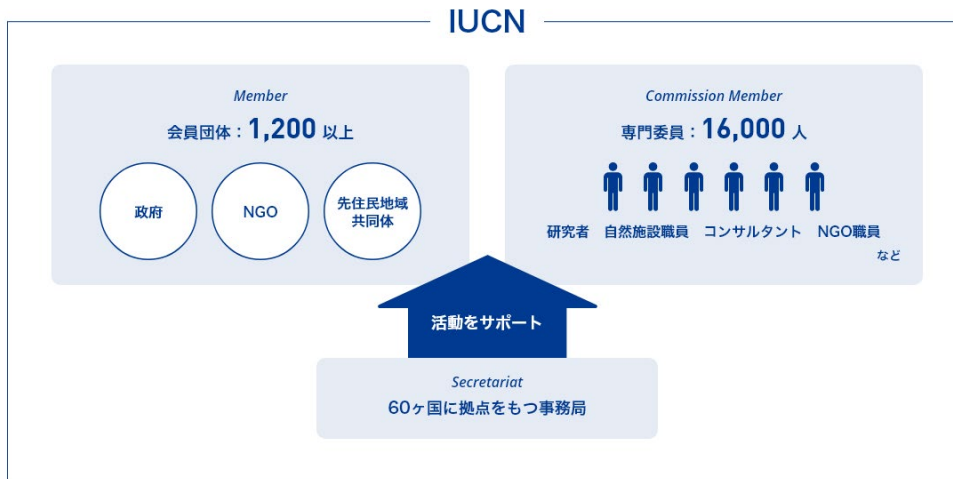
価値の高い生態系

第3の柱は、より責任ある調達に向けた企業の取り組みを支援するため、生態系回復のフレームワークを開発することである。このフレームワークは、企業がどの地域や介入方法を特定し、どのような方法で責任を持って価値の高い生態系の回復に取り組むべきか、優先順位をつけることを支援するものである。さらに、森林伐採ゼロの実現に向けて加速するため、メンバーや外部組織と協力している。

IUCN
(「NbSグローバルスタンダード」第2版、
RHINOアプローチ)

IUCN（国際自然保護連合）とは

- スイスに本部をもつ、スイス民法に基づき設立された社団法人であり、1948年に設立された。
- 全地球的な野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施。
- 特に、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）とラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）とは関係が深い。
- ワシントン条約については、附属書改正提案の検討に際し、締約国の意思決定に資する科学的な情報提供を行っている。また、ラムサール条約においては、事務局業務を担っている。



IUCN NbSグローバルスタンダード第2版

- 2016年、IUCNは気候変動や生物多様性損失などの課題に対し、自然の力を効果的かつ測定可能な形で活用するための実践的な設計・評価基準として「NbSグローバルスタンダード」の初版を策定した。
- IUCN世界保全会議（WCC）2025にて、「NbSグローバルスタンダード」の第2版を発表。改訂版は、財務的実現可能性や実装条件の整備などの7項目を柱に更新され、簡易的で一貫性がある自己評価ツールとして、幅広い文脈での活用が期待されている。

【主な更新点】

- IUCN世界保全会議（WCC）2025にて発表された第2版の「NbSグローバルスタンダード」は、**Nbsプロジェクトの品質と効果を保証する科学的根拠に基づいた世界標準**であり、より明確・公平・持続可能・実用的な基準へと進化した。
- 使いやすさと信頼性を大幅に向上させ、現場での活用やグローバルな普及に対応可能。
 - **財務的実現可能性**をより考慮するために、政策・財務・規制などの支援条件を重視
 - 先住民の社会及び地域社会（IPLC）を意思決定の中心に据え、**公平性と権利を強化**
- 行政機関、企業、NPO等のプロジェクト実施者は、**社会的責任や長期的な価値創出を重視したプロジェクト設計・運営が求められる。**

- システム思考の導入
- 用語の明確化
- 利用しやすさの向上
- 構成と権利の明示
- 順応的管理とセーフガードの強化
- 財務的実現可能性の重視
- 実装条件の整備

▲改定の方向性として重要視された7項目



▲NbSを評価するための8つの基準と準ずる27の指標

IUCN RHINOアプローチについて

- IUCN世界自然保護会議（WCC）2025において、「NbSグローバルスタンダード」の第2版と同時に、RHINO（Rapid High-Integrity Nature-positive Outcomes）アプローチを発表。
- ネイチャーポジティブの実現のに向けた企業等による取組について、科学的な根拠に基づいて影響評価、実施できるように支援するフレームワークである。

背景・目的

- 種と生態系保全の観点から測定可能なネイチャーポジティブに資する行動を測定するツールが必要であったことより、**RHINOアプローチを発表**。
- ①IUCNレッドリスト及びSTAR指標※1に基づき、空間から種・脅威の特定を正確に判断できる形になっていること、②TNFDのLEAPアプローチ等と整合し、透明性・妥当性・公正性を重視していることで、**高い完全性を備える**。
- RHINOは**3つのインパクトトラック※2**で構成され、企業が直ちに取組を始めるための手段を提供。
 - 直接影響：土地や海域に対して空間的な管理権限を持つ企業向け（A1~6に対応）
 - VC影響：生物多様性フットプリントのある素材等を調達する企業向け（トレーサビリティの状況に応じてA1~6、またはその一部に対応）
 - 投資家影響：ポートフォリオを通じて生物多様性に影響を及ぼす金融機関向け（RHINOの進捗に基づいて投資先をモニタリング）

影響評価のステップ

ステップ1(A1) 評価地域の特定

- 重要な自然地域やステークホルダーを抽出

ステップ2(A2) 現状評価

- 絶滅危惧種やリスク要因の確認、ベースライン設定

ステップ3(A3) 優先課題の特定

- 主要な脅威を絞り込み、関係者と連携

ステップ4(A4) 準備

- STAR指標を使って目標設定・実行計画を立案

ステップ5(A5) 実装

- アクションプランの実施とリスク・影響・驚異の監視

ステップ6(A6) 報告

- 絶滅リスクへの影響を定量的に評価・報告

※1: 種の脅威の軽減と回復の指標

※2: 企業や組織が自然（生物多様性など）に対してどのような影響を及ぼしているかの「種類・経路」を分類したもの

Business for Nature

Business for Natureについて

- Business for Natureは、「ネイチャーポジティブ経済」への移行を目的としたNGO、ビジネス団体、シンクタンク、企業等100以上のパートナー組織から構成される連合体。企業の意見を集約し、各国政府に向けた政策・制度等の提案や、企業が自然を経営戦略や投資判断に組み込むことを支援。

基本情報

- ✓ **設立年**：2019年
Rockefeller Philanthropy Advisorsが運営
- ✓ **規模**：100社以上のパートナー組織、
1500社社以上の企業ネットワーク
- ✓ **ミッション**：2030年までにネイチャーポジティブな経済への移行を活性化し、加速すること
- ✓ **主要パートナー**：WBCSD、World Economic Forum、WWF、TNFD、SBTN等、100以上のパートナー組織

主な活動（一部抜粋）

政策提言

- 各国政府への政策提言
- 有害な補助金に対する是正提言
- 生物多様性開示の義務化キャンペーン

企業行動の促進

- 自然戦略ハンドブック（ハイレベル行動指針「ACT-D (Assess, Commit, Transformation, Disclose)」フレーム）の発行

セクター別ガイド ンスの発行

- 15セクターを対象とした行動ガイダンスの開発・公表

国際枠組関与

- 昆明・モントリオール生物多様性枠組の実装支援
- 生物多様性COPでの企業声明取りまとめ

Business for Natureによる「セクター別ネイチャーポジティブ・パスウェイ」策定提唱について

- 2026年2月、各国政府に対してセクター別ネイチャーポジティブ・パスウェイ（NPP : Sectoral **N**ature-**P**ositive **T**ransition **P**athways）の策定を求めるディスカッションペーパーを公開。各産業セクターを、各国の生物多様性国家戦略に連結させることによる政府・ビジネスそれぞれにとっての利点等を整理し、NPPを策定すべき理由を概説。



セクター別NPPとは

- 国の優先セクターが生物多様性国家戦略及び行動計画(NBSAP)等の生物多様性に関するコミットメントとどのように整合できるかを示し、具体的な行動に落とし込んだもの
- 企業に対する期待やセクター別の実践的な行動を明らかにし、企業にとってのネイチャーポジティブへの道筋を明確にすることが目的

効果的なNPPsの要件

- 強力な政府の支持のもと、協働的なマルチステークホルダー・プロセスを通じて策定すること
- 国家の生物多様性目標と整合していること
- 国の政策と統合されていること

NPPsの利点

NPP策定を行う政府にとっての利点	①自然関連資金ギャップ（年9,420億ドル）解消
	②包括的・効果的な政策・規制・インセンティブの枠組みづくりの促進
	③競争優位性の確立による国家の経済成長
ビジネス（企業）にとっての利点	①企業の行動を促進するための一貫性のある政策的枠組みの確立
	②長期的な投資機会を明確化し、民間資金を動員
	③政策の方向性への理解を高めることで、移行リスクをよりの確に予見・管理可能
	④効果的なリスク管理計画の策定と新市場・新技術への長期投資を行うために必要なリスク情報を提供
	⑤TNFD・CSRD、ISSB等の、移行計画策定・管理や情報開示対応に必要な情報を提供
	⑥気候変動と自然損失の双方の危機に対応するための一貫したフレームワークを提供
	⑦ターゲットを絞った政策のさらなる展開を行い生物多様性の主流化を持続

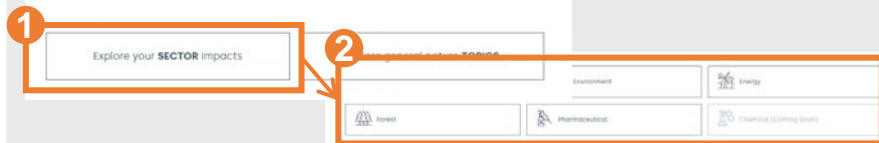
Business for nature、WWF、Finance for Biodiversity、The Nature Conservancy、Green Finance Instituteの5団体で共同発表

WBCSD
(「ネイチャーアクションポータル」)

WBCSD ネイチャーアクションポータル

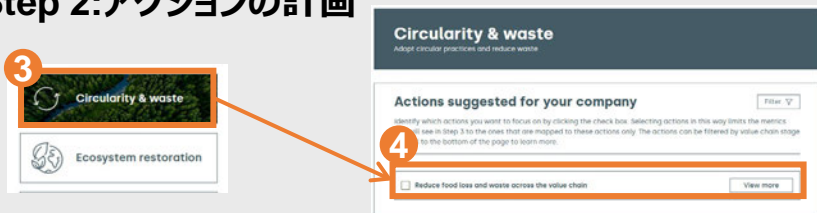
- WBCSD (World Business Council for Sustainable Development : 持続可能な開発のための世界経済人会議) は、持続可能な開発を目指す企業の連合体。
- WBCSDは2025年11月、2023年までのネイチャーポジティブ実現に向けた企業の取組を促進するため「ネイチャーアクションポータル」を新設した。
- 同ポータルは、ネイチャーポジティブに係る行動を測定・報告するために適切な指標を特定・可視化することを支援する実務ツールで、WBCSDとNPIが策定を進める「Nature Measurement Protocol」の標準化に向けた橋渡しとなる。

Step 1: 依存関係・影響の把握



- セクター別または普遍的な環境に関するトピックを選択。
- 自然への主要な依存・影響・リスク・機会を**各種データ (例: ENCORE、TNFD、SBTN等) に基づき評価**
- **土地利用系 (農業・食料、森林)、建設、エネルギーの4領域**が自然への負荷の約90%を占めているため、これらに特化したテラードガイダンスの内容を反映。

Step 2: アクションの計画



- セクターごとの主要なリスク・機会分析から、インパクトの大きい優先アクションを特定。
- アクション詳細はSBTNの「**Action Framework (AR3T)**」に沿って**選定**され、既存のベストプラクティスに加え、さらなる拡大や新規展開が可能な施策も併せて抽出されている。

Step 3: 指標の選定



- 選択したアクションの進捗を測定・開示するために、最も関連性が高く、実現可能な指標を選択。
- 指標は、主要企業、サービスプロバイダー、外部パートナーから成るワーキンググループが既存の枠組み (例: SBTN、GBF、TNFD等) から**関連性と実現可能性の観点でスコアリングした評価**にて判断されている。

UNEP
(「Nature Tools Compass」)

Nature Tools Compass

- UNEP (United Nations Environment Programme : 国連環境計画) は「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、1972年に設立された。
- 2026年2月に、企業、金融機関、規制当局が自然への依存・影響度やリスク・機会を評価する際に利用できる74のツールを概観した「Nature Tools Compass」を策定・公表。
- 商用利用が許可され、かつ、無償アクセス可能なツールを掲載しており、LEAPアプローチの該当フェーズにマッピングされている。
- 企業向け、金融機関向けの2つのパスウェイがあり、規制当局はマクロ的な評価を実施することを踏まえて金融機関向けパスウェイの参照が推奨されている。

Please select "View more" on the component that you are interested in to view tool recommendations. For components in the finance pathway, please click "Finance" on the bar above.

Business

Scoping
Scoping an assessment

Locate

- Locate 1**
Span of the business model and value chain
[View more](#)
- Locate 2**
Dependency and impact screening
[View more](#)
- Locate 3**
Interface with nature
[View more](#)
- Locate 4**
Interface with sensitive locations
[View more](#)

Cross-cutting
Scenario analysis

Cross-cutting
Engagement with Indigenous Peoples, local communities and affected stakeholders

Evaluate

- Evaluate 1**
Identification of environmental ecosystem services and impacts
[View more](#)
- Evaluate 2&3**
Identification and measurement of dependencies and impacts
[View more](#)
- Evaluate 4**
Impact and dependency materiality assessment
[View more](#)

Locate 2
Dependency and impact screening

Summary | **Tools (1 of 4)**

Locate 2: Which of your company's activities and sectors, in both direct operations and value chains (upstream and downstream), are associated with potentially moderate or high dependencies and impacts on nature?

Tool	How can this tool be used in this component?	Key input data needed	Output of the tool relevant for this component
ENCORE [Link to tool description]	The ENCORE tool includes sector-level estimates on potential nature-related dependencies and pressures/impact drivers. You can use ENCORE to determine which economic activities within your company's direct operations or key value chains are likely to have medium, high or very high dependencies (on ecosystem services) or impacts (based on pressures on nature). If you want to do a more in-depth screening you can download the ENCORE knowledge base from the "Methodology page" . Several companies have used the tool to create heatmaps of dependencies and pressures associated with different economic activities. You can consult the "Resources" section of ENCORE for case studies.	List of relevant economic activities in direct operations, upstream and downstream value chain	List of pressures and ecosystem service dependencies that are likely to be associated with the direct operations activities and their materiality ratings List of potential key value chain links, two tiers upstream and downstream and associated materiality ratings Note: Potential pressures, dependencies and key value chain links can also be visualized in diagrams
Nature Action Portal [Link to tool description]	The Nature Action Portal can be used to explore your dependencies and impacts for selected sectors, including Agri-food, Built Environment, Energy, Forest, Pharmaceutical and Chemical sector. The data on key dependencies and impacts for these sectors is based on assessment by sector experts, sector-specific guidance from TNFD and other initiatives and ENCORE. The dependencies and impacts are mapped at different stages of the value chain, such as production, processing and manufacturing, distribution and retail.	List of sectors in direct operations and value chain	List of potential impacts and dependencies in direct operations and value chain, at sector level

国連グローバル・コンパクト (持続可能な調達連合)

UNGC 持続可能な調達連合について

- 国連グローバル・コンパクト（UN Global Compact）は、国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティイニシアチブである。
- UNGCは2025年6月、持続可能な調達を促進する「持続可能な調達連合」を発足。同年9月に創設メンバー企業を発表するとともに、世界規模で持続可能性を調達とサプライチェーンに組み込むための官民連携の取組を開始。創設メンバーは15社で、日本からは江崎グリコが参加している。



▲ 持続可能な調達連合創設メンバー一覧

ミッション：
調達の思想的リーダーのネットワークと集団的な行動を通じて、調達慣行に持続可能性を組み込むことで、サプライチェーンを変革します。

ビジョン：
持続可能な調達が標準となり、人々、地球、そしてビジネスに利益をもたらす倫理的で回復力のある再生可能なサプライチェーンを確保する世界。

客観的：
2030年までに、10万社が持続的な影響と公正な移行を実現するために、調達に持続可能性基準とサプライヤー開発を統合します。

▲ 同連合の方針

【持続可能な調達連合の概要】

- 国連グローバル・コンパクト（UNGC）は2024年6月に「持続可能な調達連合」を発足
- イニシアチブの目的は、① 調達プロセスにサステナビリティの考え方を組み込むことでESGへの配慮を高める ② CPO/CSO/公共セクターのリーダーが連携できる場を作る ③ 業界全体のシステム変革を促すこと
- 企業間のベストプラクティスの共有、サステナブルな調達方針や基準策定の支援が見込まれる。2030年までに10万社の企業を巻き込む想定
- 初会合では、政策とSDGs優先事項の整合性、地域・業界横断の課題・解決策の共有、サステナブル調達の標準化協力体制について議論。同時に、「**A catalyst for sustainable growth & resilience 調達：持続可能な成長と回復力の触媒**」を発行
 - 持続可能な調達の現状・環境の変化（企業価値との関連性、法令準拠の重要性、購買者とサプライヤーの協働）、今後の傾向、ケーススタディ等を整理

Finance for Biodiversity Pledge

Finance for Biodiversity Pledgeとは

- 2020年9月、世界の26金融機関が開始。2025年1月時点、194機関が署名。
- 生態系の強靱性を確保するため、2022年の生物多様性条約のCOP15において、この10年間で自然の損失を止め回復に転じさせる効果的対策に合意するとともに、ファイナンスを通じた生物多様性の保護・回復を約束。
- 署名した金融機関を対象に①協働と知見共有、②エンゲージメントの確認、③影響の評価、④目標の設定、⑤報告の公表、の実施を約束。
- 2024年より前に署名した金融機関における報告の公表は2025年、2024年以降に署名した機関は2027年に公表予定。

- 2025年1月時点、銀行や保険会社、アセットマネージャー等、194金融機関（合計資産23兆€超）が署名。
- 欧州で開始されたイニシアチブであるため、署名金融機関は欧州が非常に多く、次いで北米が多い。オーストラリア、ブラジル、コロンビアの金融機関も署名している。

- 日本からはりそなアセットマネジメントが署名。アジアでは同社とトルコ2社とシンガポール1社の計4社のみ
- 署名機関例：ACTIAM N.V.、Allianz France、ASN Bank、ASR Nederland、AXA Group、Coöperatieve Rabobank U.A.、HSBC Global Asset Management NWB Bank、Robeco、りそなアセットマネジメント 等

国連責任銀行原則 (生物多様性目標設定ガイダンス)

国連 責任銀行原則 (PRB)

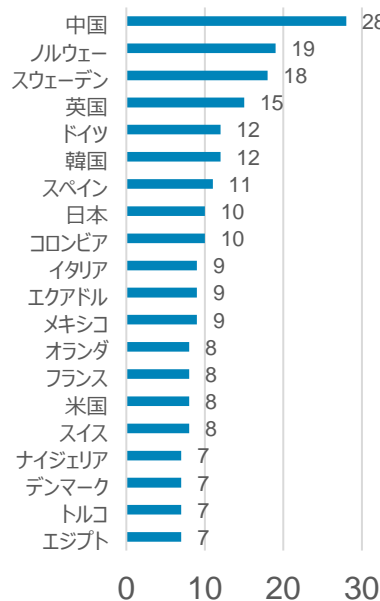
- 国連責任銀行原則 (PRB, Principles for Responsible Banking) は、2019年に国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP-FI) が中心となって発足。
- 銀行の戦略や実務が、持続可能な開発目標 (SDGs) やパリ協定で定められた将来の社会のビジョンに沿ったものであることを確認するための独自の枠組み。
- 2025年1月現在、世界の銀行業界の約54%を占める345行以上の銀行が参加。

責任銀行原則 発足の背景

- **2006年4月 責任投資原則 (PRI) 設立**
 - 投資判断における環境・社会・ガバナンス (ESG) 要素の反映を目的に、国連事務総長コフィ・アナン氏 (当時) の呼びかけで設立
- **2012年6月 持続可能な保険原則 (PSI) 設立**
 - 保険会社が事業運営のなかでESG課題に配慮することを目的とし、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) により設立
- **2015年12月 気候関連情報開示タカワース (TCFD) 設立**
 - 金融安定理事会 (FSB) の要請によって、TCFDが設置
 - 投資家・金融機関が正しく資産の評価、資本配分するための、一貫性、比較可能性、明確性、効率性を含んだ枠組
- **2016年12月 欧州サステナブルファイナンスポリシー**
 - サステナブルファイナンスに係るロードマップ、法制度化への準備を開始
 - タクソミー (定義)、グリーンボンド基準、ベンチマーク (金融商品基準) の構築、気候関連情報開示の強化 (TCFDとの連動) 等
- **2017年12月 Climate Action 100+ 設立**
 - 機関投資家主導でClimate Action 100+が設立
 - 温室効果ガス (GHG) 排出量の多い企業に気候変動対策を促進させる機関投資家による5か年イニシアティブ
- **2017年12月 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS) 設立**
 - 気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討するために設立
 - 中央銀行・金融監督当局のネットワーク
 - 2018年6月に金融庁、2019年11月に日本銀行が参加
- **2019年9月 責任銀行原則 (PRB) 設立**
 - 国連持続可能な開発目標 (SDGs) やパリ協定が掲げる目標と銀行業務の整合を目的に、UNEP FIにより設立

参加銀行の内訳

PRB署名機関所在国 (上位20ヶ国)



日本の銀行は、現在9行が署名

- ✓ 三井住友トラスト・ホールディングス (2019年9月)
- ✓ 三井住友フィナンシャルグループ (2019年9月)
- ✓ 三菱UFJフィナンシャルグループ (2019年9月)
- ✓ みずほフィナンシャルグループ (2019年9月)
- ✓ 滋賀銀行 (2020年2月)
- ✓ 野村ホールディングス (2020年5月)
- ✓ 九州フィナンシャルグループ (2020年9月)
- ✓ SBI新生銀行グループ (2021年4月)
- ✓ 農林中央金庫 (2022年3月)
- ✓ 琉球銀行 (2024年3月)

Finance for Biodiversity Pledgeとは

- 2020年9月、世界の26金融機関が開始。2025年1月時点、194機関が署名。
- 生態系の強靱性を確保するため、2022年の生物多様性条約のCOP15において、この10年間で自然の損失を止め回復に転じさせる効果的対策に合意するとともに、ファイナンスを通じた生物多様性の保護・回復を約束。
- 署名した金融機関を対象に①協働と知見共有、②エンゲージメントの確認、③影響の評価、④目標の設定、⑤報告の公表、の実施を約束。
- 2024年より前に署名した金融機関における報告の公表は2025年、2024年以降に署名した機関は2027年に公表予定。

- 2025年1月時点、銀行や保険会社、アセットマネージャー等、194金融機関（合計資産23兆€超）が署名。
- 欧州で開始されたイニシアチブであるため、署名金融機関は欧州が非常に多く、次いで北米が多い。オーストラリア、ブラジル、コロンビアの金融機関も署名している。

- 日本からはりそなアセットマネジメントが署名。アジアでは同社とトルコ2社とシンガポール1社の計4社のみ
- 署名機関例：ACTIAM N.V.、Allianz France、ASN Bank、ASR Nederland、AXA Group、Coöperatieve Rabobank U.A.、HSBC Global Asset Management NWB Bank、Robeco、りそなアセットマネジメント 等

国連 責任銀行原則（PRB）の生物多様性目標設定ガイダンス発行

- 30のPRB署名者のワーキンググループの議論とインプット、多くの専門家によるレビューに基づき、UNEP FIとUNEP-WCMC（世界自然保全モニタリングセンター）が開発。
- ワーキンググループが明らかにしたニーズに基づき、実践的なアプローチで生物多様性の目標設定を行う方法、及び、金融界で確立されるべき生物多様性に関連する明確なKPI（Key Performance Index）と目標を提示。
- 4つのケーススタディでは、キャッシュフローとKPIの詳細な定義、KPIの実際の数と閾値及び銀行の収益への影響について説明。
- 2023年7月に報告書「ハイレベル・ロードマップ 昆明・モンリオール生物多様性枠組への資金フローの整合性」を発表。2024年10月には、過去2年間における金融システムの動向について発表

目標設定の検討ステップ

1. 影響を受けやすい産業分野の把握	• 2020年6月に公開した‘Beyond ‘Business as Usual’報告書を参考に、最も大きな影響を与えている、あるいは依存している産業分野を把握
2. 生物多様性に関連するリスクの把握	• リスク把握のツールとして、ENCORE、CISL、及び今後公開されるTNFD資料等が活用できる
3. 世界的な生物多様性ゴール・目標の確認	• 世界的に広く受け入れられているゴール・目標を踏まえる • 投融資を停止すべき活動・分野リスト、リスクと影響を監視・管理するプロセス等を明らかにする
4a. 生物多様性目標の設定	• ゴール・目標は、SBTNの提案内容とできる限り協調するよう開発中 • 今後合意されるポスト2020生物多様性枠組のゴール・目標を踏まえる
4b. 事業目標の設定	• 新技術の試験実施など、生物多様性目標を実現するため必要な、事業活動目標を設定する
5. 企業活動の改革	• 目標実現のため企業活動・教育、顧客対応・管理等を改変する
6. 年報の公開	• PRB報告・自己評価テンプレートを使用 • GRI（Global Reporting Initiative）の報告フォーマットや、2023年に公開される予定のTNFDの枠組も参照する

ケーススタディ

- ING銀行（農業）
- クレジット・スイス銀行（ブルー・エコノミー（海洋））
- ラボバンク（森林伐採）
- 三菱UFJ フィナンシャルグループ（全般（CSR））

Partnership for Biodiversity Accounting Financials (PBAF)

Partnership for Biodiversity Accounting Financials (PBAF) とは (1/2)



- 2019年末にASN Bank等オランダの6金融機関が開始したイニシアチブ。
- 金融機関が、自社の投融資による生物多様性への影響の評価・開示に関して、機会や課題を検討している。経験やケーススタディの共有や議論を通じて、生物多様性影響評価の基礎となる原則を作成し、金融セクターにおける、生物多様性への影響を算定する共通の手法の策定に貢献することを目指す。
- 2020年9月、「共通の土台」(Common Ground) と題する報告書を公表。
- 2023年7月、PBAF基準(生態系サービスの依存性評価)を公表。

影響評価のステップ

ステップ1 投資の焦点の分析

- 各投資に関連付けられる経済活動を分析

ステップ2 経済活動による 環境負荷の分析

- 主な環境負荷(生息地変化、過剰採取、侵略的外来種、汚染、気候変動等)を分析

ステップ3 生物多様性への 影響の分析

- 環境負荷の変化を、生物多様性への影響の変化に定量的に関連付け

ステップ4 フットプリントの 算定結果の解釈

- 補完的な定性的分析や、生物多様性に関する科学に基づく目標、生態系サービスとの関連等を考慮し解釈

影響の評価・開示の基礎となる定義・原則

以下の定義・原則が議論されている。

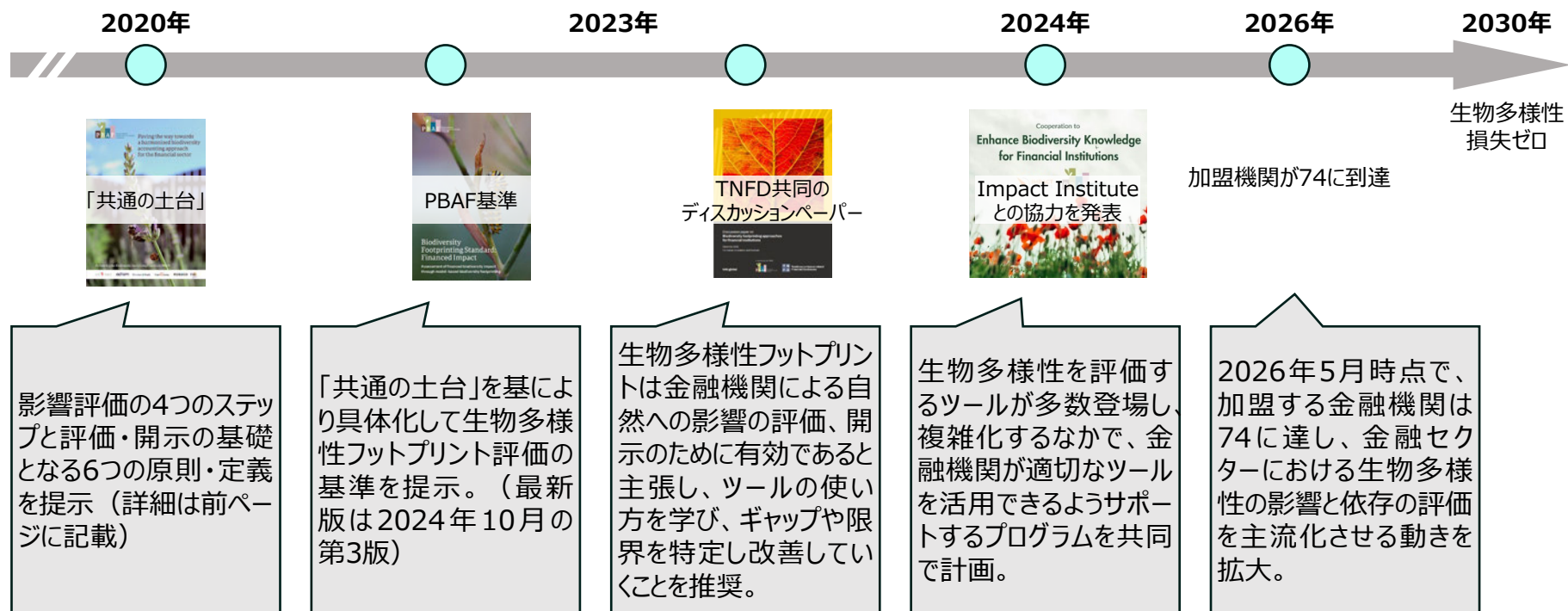
- 生物多様性：定義及び生物多様性影響評価の焦点
- 指標、及び測定基準(metrics)
- 影響の定義：ネガティブインパクト、ネガティブインパクトの回避、ポジティブインパクト
- リファレンス状況：一般的な(regular)投資、及びインパクト投資
- 直近の生物多様性の損失、及び得られた生物多様性の持続性の考慮
- データの利用：直接的データ対間接的データ、事前データ対事後データ

TNFDによる「自然関連リスクについての報告・対応の枠組構築」と協調し、信頼に足るデータ提供を目指す

Partnership for Biodiversity Accounting Financials (PBAF) とは (2/2)



- 2023年12月、TNFDと共同で「金融機関向け生物多様性フットプリントアプローチのディスカッションペーパー」を公表。
- 2024年5月、金融機関向けの生物多様性に関する知見の向上のためImpact Instituteとの協力を発表。
- 2026年5月時点のメンバーは74の銀行・保険会社等で、管理する総資産は16.6兆ドル。日本からはアセットマネジメントOne、農林中央金庫の二つの金融機関が加盟。



Nature Action 100+

Nature Action 100+とは

- 2017年に開始された投資家主導のイニシアチブClimate Action 100+の成果と課題を踏まえ、生物多様性の喪失に関する投資家のエンゲージメントを促進するイニシアチブについて世界銀行が2021年6月に構想を発表。
- BNPパリバ・アセット・マネジメント等の10投資機関を含む立ち上げ投資家グループによる検討を踏まえ、2022年12月に、世界的な取り組みとして設立。
- 2023年に主要セクターリストを発表。2024年10月には100社の評価結果を公開。

主要セクター100社（日本企業は5社）

3M Co, Abbvie Inc, 味の素, Alibaba Group Holding Ltd, Alimentation Couche-Tard Inc, Amazon.com Inc, Amcor PLC, Anglo American PLC, Aramark, Archer Daniels, Midland Co., Asian Paints Ltd, Associated British Foods PLC, AstraZeneca PLC, Barrick Gold Corp, BASF SE, Bayer AG, BHP Group PLC / Ltd, Britannia Industries Ltd, Bunge Ltd, Carrefour SA, Charoen Pokphand Indonesia, China Mengniu Dairy Ltd, Colgate-Palmolive Co, Conagra Brands Inc, Corteva Inc, Costco Wholesale Corp, Danone SA, Dow Inc, DSM Fermentis, Essity AB (publ) / Essity Class B, FMC Corp, Foshan Hai Tian Flavouring & Food, Freeport-McMoRan Inc, General Mills Inc, Glencore PLC, Grupo Bimbo SAB de CV, Grupo México, S.A.B de C.V., Home Depot Inc, Hormel Foods Corp, Indofood Sukses Makmur, Inner Mongolia Yili Industrial Group Co Ltd, International Paper (Co), 伊藤忠商事, JBS SA, Johnson & Johnson, Kellanova, Kimberly-Clark Corp, Koninklijke Ahold Delhaize NV, Kraft Heinz Co., Kroger Co., LG Chem Ltd, L'Oreal SA, Lowe's Companies Inc., Marico Ltd, 丸紅, McDonald's Corp, Merck & Co Inc, 三井物産, Mondelez International Inc., Mondi PLC, Muyuan Foods Ltd A, Nan Ya Plastics Corp, Nestlé S.A., Novartis AG, Novo Nordisk A/S, Nutrien Ltd, 王子ホールディングス, Orica Ltd, Packaging Corp of America, PepsiCo Inc, Pfizer Inc, PPG Industries Inc, Procter & Gamble (Co), Restaurant Brands International Inc, Rio Tinto PLC, Roche, Holding (Par) AG, Sherwin-Williams (Co), Sime Darby Bhd., Smurfit Kappa Group PLC, Sociedad Quimica Y Minera De Chile, Solvay SA, Stora Enso Oyj / Stora Enso Class R, Suzano S.A., Sysco Corp, Target Corp, TJX (Companies) Inc, Tongwei Ltd A, Tyson Foods Inc., Unilever PLC, UPM-Kymmene (Oyj), Vale S.A., Walmart Inc., Wens Foodstuff Group Ltd, Weyerhaeuser Co, WH Group Ltd., Wilmar International Ltd., Woolworths Group Ltd., Yum! Brands Inc., Zijin Mining Group Co Ltd, Zoetis Inc

投資家の期待

自然と生態系を保護・回復するために必要な、時機を得た一連の企業行動として設定。

- **野心**：2030年までに、自然喪失の主な要因への寄与を最小化し、事業レベルおよびバリューチェーン全体で生態系を保全・回復することを公約する。
- **評価** 評価：事業レベルおよびバリューチェーン全体を通じて、自然に関する依存関係、影響、リスク、機会を評価し、公表する。
- **目標**：自然関連の依存関係、影響、リスク、機会に関するリスクアセスメントに基づき、期限を定め、状況に応じた科学的根拠に基づく目標を設定する。目標に対する年次進捗状況を開示する。
- **実施**：目標を達成するための全社的な計画を策定する。計画の設計と実施は、権利に基づくアプローチを優先し、先住民や地域コミュニティが影響を受ける場合は、そのコミュニティとの協働により策定されるべきである。計画に対する年次進捗状況を開示する。
- **ガバナンス**：取締役会の監督を確立し、自然関連の依存関係、影響、リスク、機会の評価と管理における経営陣の役割を開示する。
- **エンゲージメント**：バリューチェーン全体の関係者、業界団体、政策立案者、その他の利害関係者を含む外部の関係者と関わり、計画の実施と目標達成を可能にする環境を整える。

UNEP
(「State of Finance for Nature 2026」)

「State of Finance for Nature 2026」とは

- 世界の生物多様性、気候、土地回復の目標を達成するためには、NbSの投資額を2030年までに、2023年の2,200億ドルから5,710億ドルに増加させる必要があり、これは世界のGDPのわずか0.5%に相当することを示している。
- また、政府や企業が有害な補助金や破壊的な投資を段階的に廃止しつつ、全ての経済分野で高い信頼性を持つ自然を活用した解決策（NbS）を拡大するための実践的な枠組みである「Nature Transition X-Curve」を紹介。
- 既存の有害な流れの一部でも転換すれば、金融ギャップを埋め、1兆ドル規模のネイチャーポジティブ経済を実現できる可能性を示している。

Figure ES.3: Public and private finance flows to nature-based solutions of US\$ 220 billion in 2023 (US\$ billion)

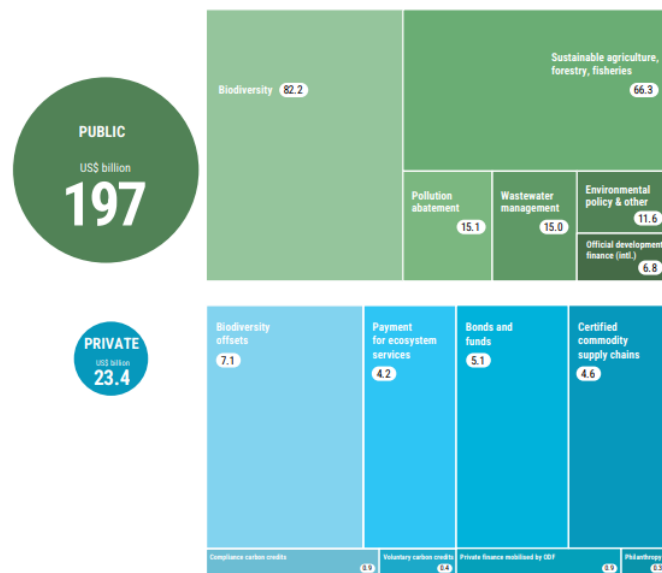
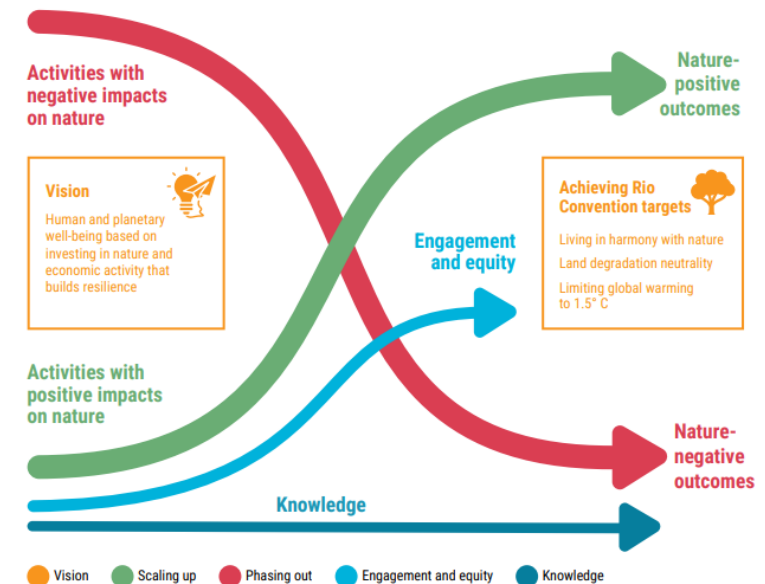


Figure ES.4: Transition pathways to nature-positive outcomes



ISFC
(The Forestry Natural Capital
Project)

The Forestry Natural Capital Project

- IFSC（持続可能な林業のための国際連合）は2023年に設立された国際的な団体であり、森林所有者や森林投資事業者など、世界各地の企業21社によって構成されている。所有・管理する森林の総面積は 6 大陸 37 か国で計20 百万ヘクタール以上におよぶ。
- Capitals CoalitionおよびTNFD と共に、2025年7月に自然資本会計の原則と報告フォーマットの適用を目指し、パイロットテストを実施することを公表。
- 森林データ、価値評価手法、会計原則をつなぎ合わせ、森林が社会やビジネスにもたらす貢献を金額で表現することで、投資家が資源及び資本配分に関する十分な情報に基づいて意思決定できる状態とすることを目指す。
- 参加企業は22社であり、その内日本企業は三井物産、丸紅、日本製紙、王子ホールディングス、住友林業の5社。



The Forestry Natural Capital Project

- プロジェクトはCOP30、COP31をマイルストーンとして2段階で設計。Capitals Coalitionの自然資本プロトコルを枠組みとして活用し、TNFDやISSB、Nature Positive Initiativeと整合。
- 2025年11月から2026年12月にかけて共通のメソドロジーの適用や自然資本勘定の作成を行い、COP31までにForestry Natural Capital Reportを公表予定。

Part 1

Context & Scoping (July–November 2025):

Build capacity, form the community of practice, and assess ecosystem service priorities.

Part 2

Measure, Value, and Present (December 2025–November 2026):

Implement common methodologies, prepare Natural Capital Accounts, and release a final illustrative consolidated Forestry Natural Capital Report by COP31.

Boundary setting – value chain, control, location



Shortlist ecosystem services via impact materiality assessment of impacts + dependencies



Prioritise ecosystem services using criteria linked to financial risks + opportunities



Identify the metrics and indicators to describe the ecosystem services



Multiply by value factors



Disclose using financial reporting format



Strategize to convert to realisable value

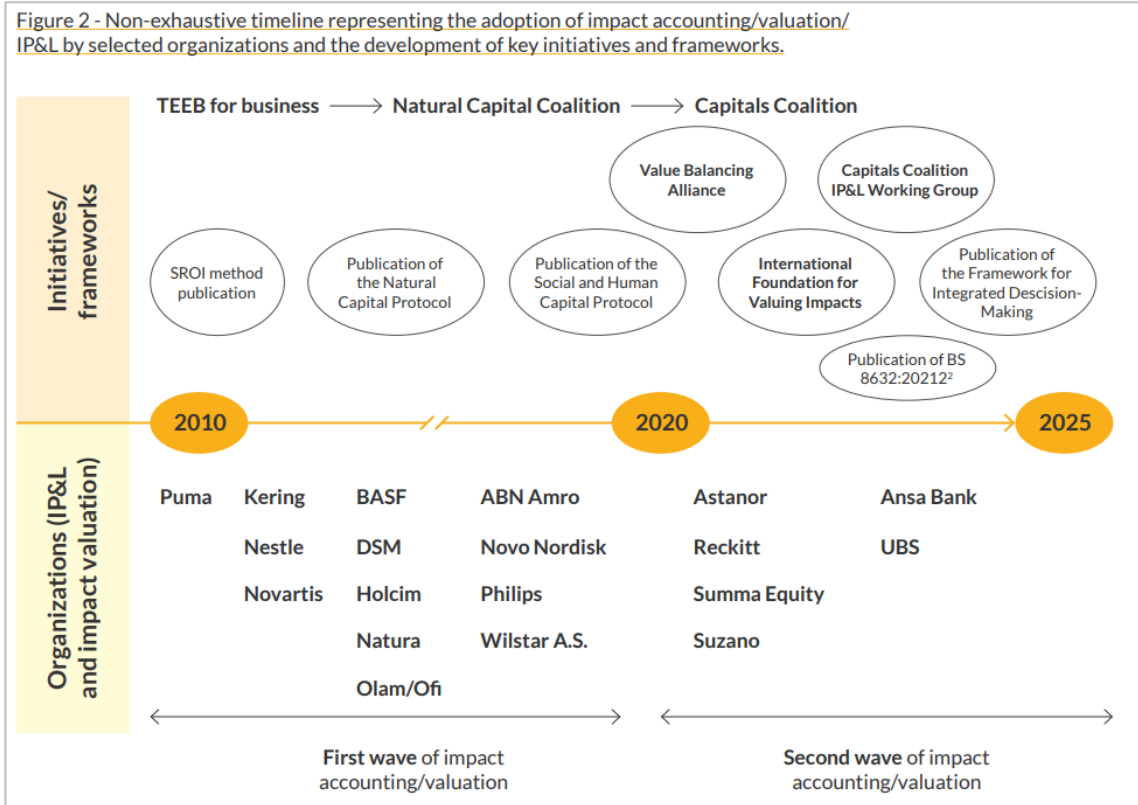
COP30

COP31

Capitals Coalition
(「Accounting for Value: Emerging
Approaches of Integrated Profit & Loss and
Impact Statements」)

Integrated Profit & Loss : IP&Lについて

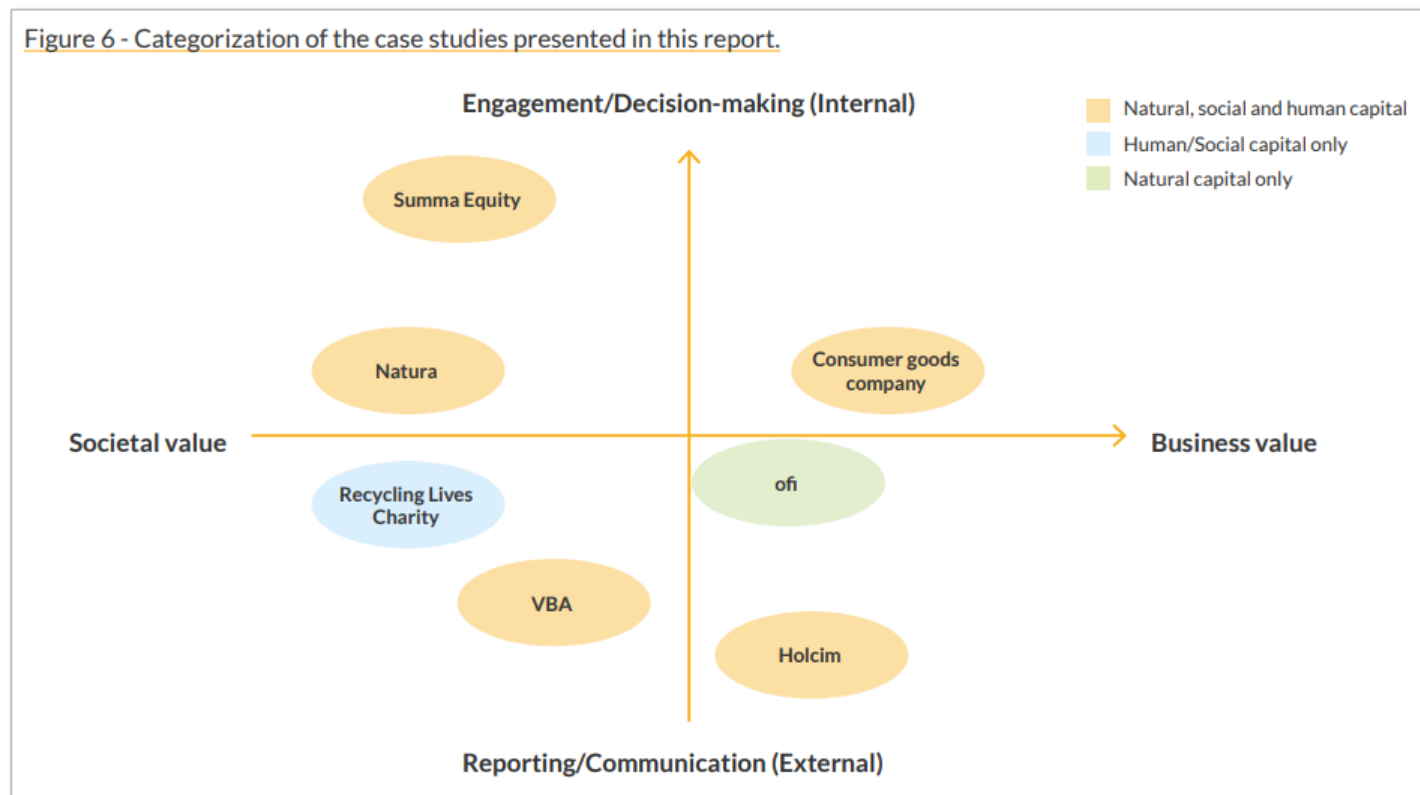
- Capitals CoalitionはWBCSDが2018年に発足した「社会・人的資本連合」を前身としており自然資本、社会資本、人的資本の測定と評価に係るイニシアチブの国際的な協力体である。
- 従来の財務的な損益計算書の構造を踏襲しつつ、財務指標を超えて、組織のバリューチェーン全体におけるパフォーマンスとインパクトを金銭価値化する手法である統合損益計算書（Integrated Profit & Loss : IP&L）について、認知を高め、その発展と利用を促進することを目指して2025年6月に報告書を発行。



Integrated Profit & Loss : IP&Lについて

- 2011年に民間企業で初めて自然資本会計に関する情報開示を行ったPumaを筆頭に、本報告書内で様々なユースケースを紹介。
- ユースケース等を踏まえ、IP&Lは非常に幅広い目的で活用されており、「Awareness raising」、「Prioritization/Strategy」、「Decision making」、「Engagement strategy」、「Comparability of performance」、「Reporting/Communication」の連続した段階を経て発展していく必要があるとしている。

Figure 6 - Categorization of the case studies presented in this report.

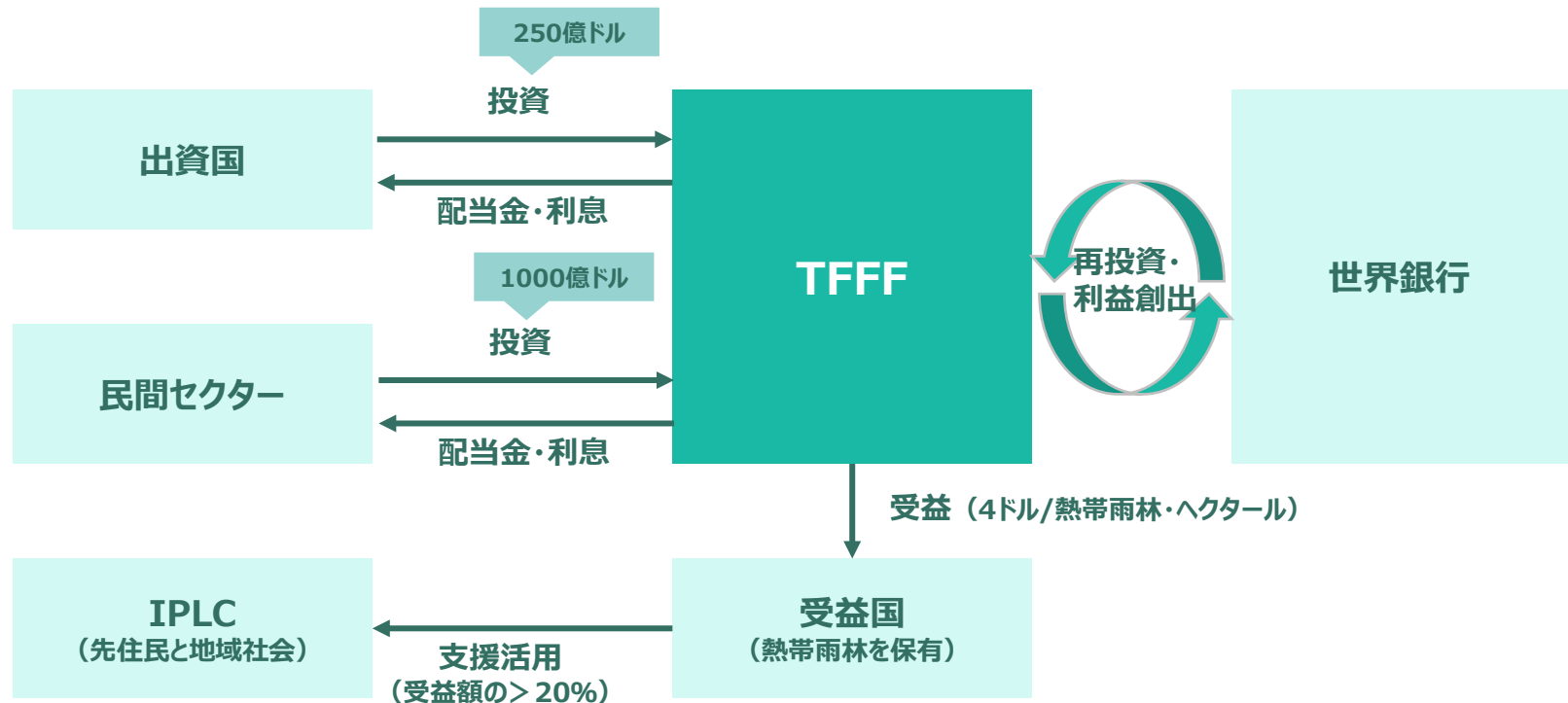


Tropical Forest Forever Facility (TFFF)

Tropical Forest Forever Facility (TFFF) とは

- 「Tropical Forest Forever Facility (TFFF)」は、COP30の議長国ブラジルの主導により設立された、熱帯雨林保全のための新たな国際基金。
- TFFFにおいて設置される新基金は、主に先進国の政府または民間セクターにより提供された資金を投資先に再投資し、再投資から生まれた利益を、森林保全を行なう途上国に分配するというスキーム。約1,250億ドルの資金調達が期待されている。
- COP30では、ブラジル(10億ドル)、ドイツ(10億ユーロ)、ノルウェー(30億ドル)、インドネシア(10億ドル)、フランス(5億ユーロ)を含む66億ドルが約束された。

Tropical Forest Forever Facilityの仕組み



**生物多様性価値評価に関する国内外の動向
(IAPB、英国・BNG、豪州・自然修復市場制度、
Verra・ネイチャーフレームワーク)**

生物多様性クレジットに関する国際諮問パネル（IAPB）

- IAPB（International Advisory Panel on Biodiversity Credits：生物多様性クレジットに関する国際諮問パネル）は、2023年6月に、GBFターゲット19（資源動員）を達成するための主導的な役割として、英国とフランス主導で発足された、各国政府から独立した生物多様性クレジットに関する国際諮問パネル。
- 2024年に、IAPBがBCAとWEF*と共同で「生物多様性クレジット市場のための枠組」を公表した。
- 同枠組では、生物多様性クレジットの3つの利用目的と21のハイレベル原則（HLP）が示されている。カーボンクレジットと異なり、地域性が比較的高いことから、地域を超えた補償を認めるべきでない旨が述べられている。

* IAPB：International Advisory Panel on Biodiversity Credits、BCA：Biodiversity Credit Alliance、WEF：世界経済フォーラム

IAPBの生物多様性クレジット市場のための枠組の概要

生物多様性クレジットの利用目的		①自然目標へのエビデンスに基づく貢献 ②生物多様性影響の現地でのオフセット ③サプライチェーン内でのインセット		生物多様性クレジットとカーボンクレジットの比較（概要）		
		生物多様性クレジット	比較項目	カーボンクレジット		
ハイレベル原則（HLP）	1. 自然に対して検証された成果	概要：すべてのクレジットが確実な成果をもたらすよう、厳格な測定、検証、確認を行う。 HLP1：生物多様性の目的と活動タイプの定義 HLP2：要求の誠実性（integrity）と緩和階層 HLP3：クレジットの発行と追跡 HLP4：事前と事後のクレジット HLP5：追加性 HLP6：ベースライン HLP7：耐久性（Durability） HLP8：漏洩（Leakage） HLP9：モニタリング、報告、検証 HLP10：第三者による監査	生物多様性保全・回復	ゴール	炭素隔離と排出回避	
	2. 人々にとつての衡平性と公正性	概要：「害を与えない」アプローチ、有意義で公平な利益の創出。先住民と地域コミュニティの権利の尊重。積極的な市場アクターとして彼らの参加を確保し、システム内でのリーダーシップとオーナーシップを支援する。 HLP11：法的および慣習的な土地と水の権利 HLP12：人権と先住民の権利の尊重 HLP13：自由で事前の情報に基づく合意（FPIC） HLP14：先住民と地域社会のガバナンスへの参画 HLP15：危害の不存在 HLP16：利益配分 HLP17：苦情処理メカニズム	複数の計測ユニット（種の数・豊富さ、生息地の面積・範囲等）	計測	単一の計測ユニット（大気から除去されたCO ₂ 量（t））	
	3. 市場のためのグッド・ガバナンス	概要：マクロレベルおよびプロジェクトレベルの実施における、システム全体にわたる透明で健全なガバナンス。 HLP18：透明性のあるガバナンス構造 HLP19：データ主権 HLP20：枠組みとの整合性 HLP21：取引可能性	自主的な貢献、直接的な影響への地域での補償、サプライチェーンインセッティング、に対して使用	使用目的	回避された排出あるいは向上した除去に対して使用	
		比較的高い（場所-場所、同種の生物学的同等性を示す必要がある。国際的な補償、地域内に収まらない補償は認めるべきでない）	地域性（Locality）	低い		
		非常に低い	取引しやすさ	高い		

英国・生物多様性ネットゲイン政策（BNG）の概要

- 英国の生物多様性ネットゲイン政策（BNG）は、個別の開発事業において生物多様性のネットゲインを求める法制度。開発予定地において、定められたメトリクスにより算出された「生物多様性ユニット」を開発前より10%以上増加させることを求めている（オフセット・ネットゲイン制度）。
- 基本的には開発サイト内でのネットゲインを求めるが、補助的に、サイト外の別の主体が有するユニットをクレジットとして購入して補填する取引制度も有する。

概略

開発事業において生物多様性のネットゲインを求める法制度。住宅・商業・工業地の開発予定地の「生物多様性ユニット」を開発前よりも10%以上増加させることが求められる。

オフセット／ネットゲイン

クレジット等の活用

10%増加に満たない場合、開発サイト外のユニットの購入も可能。

価値等の定量化

公的機関が示すメトリクス（Biodiversity Metric）を用いて「生物多様性ユニット」を算出する（次ページ参照）。

制度化

BNG計画を作成し、地方計画当局（LPA）の事前承認を得なければならない。（国レベルの法的枠組）
BNG達成は悪影響の回避が緩和に優先するなど。

その他主なポイント

メトリクスの経緯：将来的な生物多様性オフセットの制度化を視野に入れ、2008年から開発が開始され、2011年にバージョン1.0が公表された。2023年にバージョン4が公表され、法定生物多様性メトリクスが公表された。

生物多様性ゲインヒエラルキー：開発事業者は以下の順番で対応。

- ① 開発を行う場所（オンサイト）で生物多様性を創出。
- ② 達成できない場合、開発サイト外（オフサイト）でのハビタット創出と組み合わせで達成。オフサイトの生物多様性ユニットの購入も選択可。
- ③ 最終手段。「法定生物多様性クレジット（statutory biodiversity credit）」を政府から購入。

英国・生物多様性ネットゲイン政策 (BNG) の評価手法等

- 「生物多様性ユニット」はメトリクスによって評価される。メトリクスは、「面積」のほか、ハビタットタイプ別にあらかじめ設定された「特殊性」の高低、ハビタットタイプごとの指標（生物データ等）から算出された「状態」の良否、地域にとっての重要性を示す「戦略係数」の高低の各係数で構成される。
- 開発後に見込まれる生物多様性ユニットも、困難度、時間係数、空間係数により開発前に計算される。

メトリクスの計算式と変数の説明（概要）

生物多様性ユニット (開発前)

$$\text{生物多様性ユニット} = \text{面積} \times \text{ハビタットの特殊性} \times \text{状態} \times \text{戦略係数}$$

ハビタットの希少性等を基に135のハビタットタイプごとに評価。非常に高い「8」~非常に低い「0」までの5段階でスコア化。
※ハビタットタイプを入力すれば自動で算出される。

ハビタットの状態を現地調査をもとに評価。良い「3」~悪い「1」までの基本5段階でスコア化。

ハビタットの地域での重要性を示すもの。
例：対象サイトが、地方自然回復戦略(LNRS)で、生物多様性にとって重要になる可能性があり、自然回復を行う候補場所の場合スコアが高くなる。

少なくとも
10%増加

生物多様性ユニット (開発後)

$$\text{生物多様性ユニット} = \text{面積} \times \text{ハビタットの特殊性} \times \text{状態} \times \text{戦略係数} \times \text{困難度} \times \text{時間係数} \times \text{空間係数}$$

ハビタット創出又は向上の不確実性を表すもの。難しいほど、減算される。
※自動で算出。

ハビタット創出又は向上の開始から目標状態までのタイムラグ。
※自動で算出。

サイト外のユニットを、10%BNG達成に組み込む場合に使用。別地域の場合、減算。

「特殊性」のクライテリアとその情報源

クライテリア

- ① 英国に残存するハビタットの総量（希少性）
- ② Site of Special Scientific Interest (SSSI)で保護されているハビタットの割合
- ③ 英国の優先度の高いハビタットのステータス
- ④ 欧州でのレッドリストカテゴリー

情報源の例

- ・優先度の高いハビタットデータベース (Priority Habitat Inventory)



出典：Natural England Open Data Publication

「状態」の評価指標の例

- ・現地調査をもとに、「状態」の評価シートに示された指標を満たすか確認。その数や点数に応じて評価される。シートはハビタットタイプによって異なる。
- ・森林の場合は以下の指標を含む計15指標。

- A：樹木の樹齢分布
*例：3 齢級あれば 3 点、1 齢級のみは 1 点
- B：野生・家畜・野生化した草食動物によるダメージ
*食害が確認されない場合 3 点、森林の 4 割で食害圧力がある場合 1 点
- C：侵略的植物種
- D：在来木本植物種の数
- E：在来樹木と低木種の被覆度合い

豪州・自然修復市場制度の概要

- 豪州の自然修復市場は、自然環境の修復と保護を目的としたプロジェクトへの資金動員を促進する市場制度。状態の指標による回復目標を満たしたプロジェクトに「生物多様性証明書」が発行され、市場で取引可能（主に貢献型クレジット制度）。
- 生態系や活動のタイプごとに「方法論決定書」が定められ、「生物多様性証明書」発行の基礎となる状態指標や、そのプロジェクトの生物多様性への貢献を評価する「貢献スコア」の算出方法が示されている。

概略

生物多様性プロジェクトへの資金動員を促進する市場制度。任意参加型の全国的な市場制度であり、個人、企業・団体等による自然環境の修復と保護を目的としたプロジェクトへの投資を促進するもの。

貢献型クレジット等

クレジット等の活用

生態系の状態の回復目標を満たすなどしたプロジェクトに発行される「生物多様性証明書」の取引。

価値等の定量化

方法論決定書に定められた状態指標・回復目標と「生物多様性の持続性への貢献スコア」（次ページ参照）。

制度化

プロジェクト提案者が獲得した「生物多様性証明書」は、個人の財産として譲渡及び市場での売却が可能（自然修復市場）。オフセットへの使用は禁止。

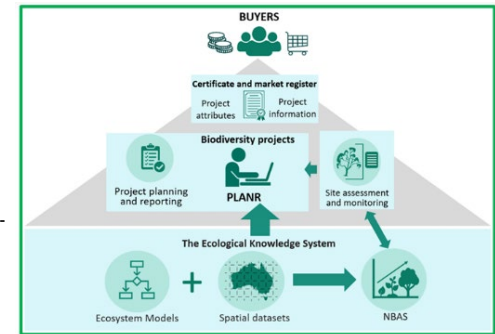
その他主要なポイント

方法論：「方法論決定書」と呼ばれる法的文書が定める詳細な要件や手順に沿って、プロジェクトの申請・登録が必要。2025年8月時点で公表されている方法論決定書は「自然修復（在来の森林・林地生態系の植生復元）方法論決定書2025」のみ。改変された景観における、過去に伐採された土地を対象とした植生復元プロジェクトに適用される。

生態学的知識システム（EKS）：市場の信頼性を支え、プロジェクト提案者が生物多様性の変化を評価・予測するための生態学的情報源を確立し、市場参加者による必要な生態学的情報へのアクセスを向上させることを目的として開発されたシステム（下図）。

自然修復市場を下支えするEKSのイメージ

出典：<https://nff.org.au/wp-content/uploads/2024/11/04-11-2024-NFF-Ecological-Knowledge-System-Submission.pdf>



豪州・自然修復市場制度の評価手法等

- 現在までに定められた唯一の方法論である「在来の森林・林地生態系の植生復元方法論」では、生物データ等による8項目の状態指標と参照生態系を基準とした4段階の回復目標が示され、事後的に発行される生物多様性証明書の基礎となっている。
- 他方で、プロジェクトの生物多様性への質的な貢献を評価できる「生物多様性の持続性への貢献スコア」は、「生態系の状態」、「景観の連結性」、「保全の重要性」を組み合わせることで算出される。プロジェクト実施者はこうしたスコアをウェブ上のプラットフォーム（PLANR）で簡易に計算できる。

生態系の状態指標

- ・ 在来植生の林冠高 (m)
- ・ 林冠層における在来植物の被覆率 (%)
- ・ 中層における在来植物の被覆率 (%)
- ・ 林冠層における非在来植物の被覆率 (%)
- ・ 中層における非在来植物の被覆率 (%)
- ・ 下層維管束植物に占める在来草本・低木 (1m以下) の割合 (%)
- ・ 下層維管束植物に占める非在来草本・低木 (1m以下) の割合 (%)
- ・ 在来植物の豊富度 (樹種、低木種、つる植物種、イネ科種、およびイネ科以外の維管束草本種の数)

指標と回復目標ごとの閾値 (例：在来植物の豊富度指数)

- ・ 参照する生態系の状態の指標値 (ベンチマーク値) を設定し、回復目標を選ぶ。
- ・ 証明書発行のためには、ベンチマーク値と回復目標に応じて変わる目標値 (閾値) に到達するか、その見込みが高いことの証明が必要。
- ・ 指標「在来植物の豊富度指数」の場合は右表の閾値となる。
- ・ なお、プロジェクトの初期状態に応じて、選べる再生目標が変わる。

回復目標	目標値
1	ベンチマークの10-25%
2	25-60%
3	60-80%
4	> 80%

PLANRの画面と「貢献スコア」の計算例

選択した活動エリアについて

貢献スコア

Biodiversity persistence change

Total 8.86

Start 2.46 Forecast 11.32 Change/ha 0.036

for restoring this Eucalypt Woodlands in a Cultivated woody ecosystem condition state with a target level 2 restoration over 25 years.

Ecosystem condition change

0.43 Start 0.12 Forecast 0.55

Landscape connectivity change

0.0020 Start 0.000044 Forecast 0.0021

Conservation significance of this area

0.11

状態

接続性

重要性

組み合わせることで算出

生態系の状態※

景観の接続性

保全の重要性

※「生態系の状態」の計算式の例

$$condition_{score} = \frac{\sum_{i=1}^m H_i a_i}{\sum_{i=1}^m a_i}$$

Hが状態を示しており、参照生態系を1とした場合の0~1の値

Verra・ネイチャーフレームワークの概要

- Verraのネイチャーフレームワークは、カーボンマーケットの教訓をもとに世界的な活用等を目的としてネイチャークレジットの発行にかかる手順や要件等を示した民間団体の評価枠組。プロジェクト開始から一定期間おきにモニタリングを行い、その期間中の（定量的な）生物多様性面での成果であるネット生物多様性アウトカム（NBO）に対して事後的にクレジットが発行される（主に貢献型クレジット制度）。
- NBOの測定は定められたメトリクスによって行われる。

概略

生物多様性プロジェクトへの資金動員のためのVerra（民間団体。カーボン認証機関最大手。）が作成したフレームワーク。成果を定量化しネイチャークレジットを発行するSD VIStaプログラム内にある。

貢献型クレジット等

クレジット等の活用

生物多様性の回復等を行うプロジェクトの「ネット生物多様性アウトカム（NBO）」に基づき発行された「ネイチャークレジット（NC）」の取引。

価値等の定量化

状態指標からメトリクスを用いて「NBO」を算出する（次ページ参照）。

制度化

プロジェクト提案者が獲得したクレジットは企業その他関心のある団体の購入を想定。
NCをオフセットに利用することは不適切。

その他の主なポイント

経緯：2022年から開発が開始。2024年に公表。

対象活動：現在、生物多様性の回避された損失と回復。なお、長期間生物多様性を維持し成果を上げた活動を評価する仕組みが検討中。

設計目的：自主的カーボンマーケットの教訓に基づくこと、世界全体で適用可能であること等、計7つ掲げている。

発行までのプロセス：専門家グループのレビュー、第三者機関による検証、パブコメ等のプロセスを経て発行される。

プロジェクトの要件：最短5年おきに成果を検証すること、追加性の証明、少なくとも40年成果を維持すること、成果が反転する（失われる）可能性を踏まえ発行クレジットの20%はデポジットに入れること、等が求められる。

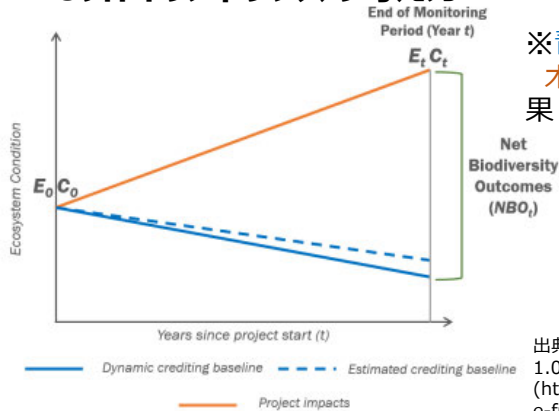
Verra・ネイチャーフレームワーク の評価手法等

- プロジェクトの成果であるNBO、プロジェクトが無かった場合の「面積」×「質」の変化（クレジットベースライン）に対する 実測値との差分をもとにメトリクスによって評価される。その質は、最低5つの状態指標で計測するとともに、各指標について参照値（人の影響がほとんどない場合の値）と比較した場合の相対値を計算する。
- 評価に必要なデータがVerraから提供されているわけではないが、林冠被覆等の一部構造指標については外部データ（Global Forest Watch）で計測可能とされている。

NBO算出のメトリクスの計算式（概要）

$$\text{NBO} = \left(\text{モニタリング期間後のハビタットの面積} \times \text{状態} \right) - \left(\text{開始時の面積} \times \text{状態} \times \left(1 + \frac{\text{モニタリング期間}}{\text{ベースライン}} \right) - \text{リーケージ} \right)$$

NBO算出のメトリクスの考え方



※青線がベースライン、オレンジ線がプロジェクトの効果

出典：NATURE FRAMEWORK Version 1.0
 (https://verra.org/methodologies/nature-framework/)

状態指標

- ・プロジェクトサイトの生態系の質を表す。
- ・要件として、①植物相と動物相を対象に、構成と構造の計測・モニタリング、②状態指標の選定（生態系タイプごとに最低5指標のモニタリング）、③種構成を扱う構成指標は3指標使用、森林構造等を扱う構造指標は2指標使用、等がある。
- ・計算時には、人の攪乱が最小～無しのシナリオにおける最適値とされる指標の参照値が必要。その参照値で、計測値を割る。

指標の例（熱帯・亜熱帯林のバイオームの場合）

構成指標	構造指標
<ul style="list-style-type: none"> ・対象分類群（鳥類等）の種の豊富さ (species richness) ・絶滅危惧種等の確認の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木のサイズクラス別の立木密度 ・林冠被覆 ・地上部バイオマス ・土壌中有機炭素

Nature Positive Initiative
**(「State of Nature Metrics」、「自然
測定プロトコル」)**

Nature Positive Initiativeとは

- 2023年9月6日に、世界最大の自然保護団体、研究所、ビジネス及び金融連合のうち27団体が集まり、「ネイチャー・ポジティブ」という用語の定義、完全性、使用に関する調整を推進し、より広範な支援を目的とした新しい取り組みを行うイニシアティブを設立。
- 2030年におけるネイチャーポジティブを世界目標として、「昆明・モンリオール生物多様性枠組みの完全実施を提唱



THE NATURE POSITIVE INITIATIVE

Core Stewardship Group



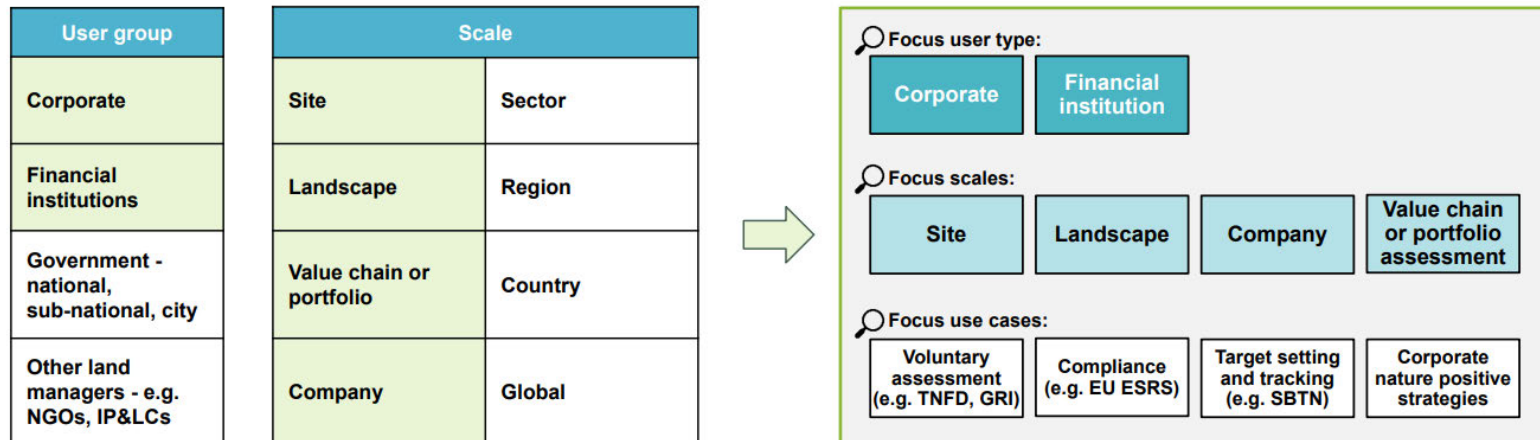
State of Nature Metricsについて

- NPIは2024年にState of Nature Metricsの初稿を作成し、それ以降約2年間かけてパイロットプログラムでの検証等を実施。
- 2026年2月には、約6週間にわたり、策定前の最後のパブリックコメントを募集。2026年中に最終成果物を発行予定。
- 企業及び金融機関をターゲットユーザーとしているが、国・地方公共団体、土地所有・管理者等の幅広い協働が不可欠として、幅広く活用できるよう設計

Scope: Users and use cases

**NATURE
POSITIVE
INITIATIVE**

Whilst corporates and financial institutions are the initial focus users, sustained nature-positive outcomes will require collaboration across a wide range of user types, e.g. national and sub-national governments, landowners and land stewards, and thus metrics are designed such that they are not only applicable to the focus users. Metrics should be measured at the scale and granularity level appropriate for the decision-making for the particular use case.



State of Nature Metricsについて

- 現時点での対象範囲は陸域、淡水域、海域の指標であり、陸域の指標の検証等が最も進んでいるが、2026年に淡水域、海水域の実現可能性テストを実施予定。
- また、State of Nature Metricsを用いてどのようにネイチャーポジティブであるかを主張すべきかに関するガイダンスも開発予定。
- 先々では、遺伝的多様性の指標やセクター・課題別のガイダンス、都市域の指標等についても開発するとしている。

Scope: Components

**NATURE
POSITIVE
INITIATIVE**



Included in scope to date

- Terrestrial, freshwater and marine realm metrics
- Biotic elements of state of nature
- Corporate and financial institution use cases primarily
- Draft Measurement Guidance Executive Summary



Planned for 2026+

- Freshwater and marine feasibility testing
- Guidance for making nature positive claims utilising the state of nature metrics
- Consolidating inputs to future technical guidance

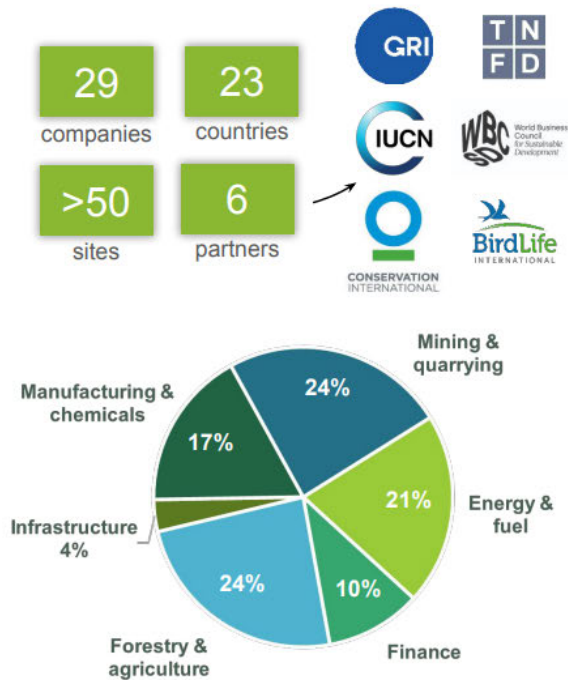


For future efforts

- Genetic diversity metrics
- Standalone metrics for natural processes and nature's contributions to people
- Sector- or issue-specific guidance
- Metrics for urban areas
- Guidance relating to Traditional Knowledge

State of Nature Metricsについて

- パイロットプログラムは2025年5月から10月に実施され、企業および金融機関は実プロジェクトにおいて指標を適用。
- 参加者は幅広いセクター・地域をカバーするように選定され、日本からはMS&AD、王子ホールディングス、KIRIN（スリランカ支社）が選定された。



Acciona	Railway construction project, Norway		LANZAJET	Biofuel supply chain, Borneo	
AngloAmerican	Mine site, Minas Gerais, Brazil		Lpc	Maritime port operations, New Zealand	
BHP	Mine site, Australia		MS&AD	Flood risk river basin, Japan	
Bracell	Landscape management, Brazil		New Forests	Seven forest sites: Aus, Africa, US	
Timberland Investment Group	Forest sites, TX, US		OJI	Forest and conservation area, Japan	
Dow	Ash pond remediation site, MI, US		Ørsted	Solar farm and energy storage site, UK	
drax	Wood fibre sourcing area, LA, US		RioTinto	Mine sites in Australia and Mongolia	
Heidelberg Materials	Forest reserve project, Ghana		Schneider Electric	Three sites in France and Mexico	
HI	Manufacturing site, Sri Lanka		SIBELCO	Quarry sites, Indonesia and UK	
HOLCIM	Quarry sites, Mexico and Costa Rica		SUZANO	Forest and conservation areas, Brazil	
Iberdrola	Solar farm, Spain		SAVKOVSKI OPTIK	HQ, Austria, and project, Costa Rica	
International Paper	Wood fibre procurement, SE US		VALE	Mine site, Pará, Brazil	
KIRIN	Tea estate, Sri Lanka		VOLKSWAGEN GROUP	Manufacturing in Germany and China	

State of Nature Metricsについて



- 指標は「パフォーマンスを測定するための簡潔で信頼できる手段を提供する、定量的または定性的な要因または変数」と定義されており、TNFDとアラインする形で設計されている。
- 具体的には、「生態系の広がり」、「生態系の状態」、「種の絶滅リスク」、「種の個体数の豊富さ」の4つであり、サイトとランドスケープ/シースケープのそれぞれで存在する。

	Metrics			
	生態系の広がり	生態系の状態	種の絶滅リスク	種の個体数の豊富さ
サイト	自然生態系の広がり の損失、増加、純変化の 面積 (ha、%)	状態クラス別の面積と 変化 (ha、%)	当該サイトが世界的な 絶滅リスクにどの程度 寄与しているかを示す、 種の絶滅リスクの測定	優先種について、個体 群が1) 減少している、 2) 減少ペースが鈍化し ている、3) 横ばい、4) 増加している、の各区 分に該当する種数とそ の割合
ランドスケープ/ シースケープ	自然生態系の広がり の損失、増加、純変化の 面積 (ha、%)	自然生態系間の構造 的・機能的な連結性の 値とその変化	当該ランドスケープ/ シースケープが世界的 な絶滅リスクにどの程度 寄与しているかを示す、 種の絶滅リスクの測定	優先種について、個体 群が1) 減少している、 2) 減少ペースが鈍化し ている、3) 横ばい、4) 増加している、の各区 分に該当する種数とそ の割合※

※可能な限り測定するものの、測定をより実行可能にするためにはデータの入手可能性に関してさらなる検討・整備が必要

State of Nature Metricsについて

- 測定仕様は「Preparatory」、「Medium」、「High」という3つの粒度・レベルから設計されており、ユーザーは自らの対象範囲、ユースケース、自然評価の成熟度、データの入手可能性に応じて選択可能。

Ecosystem extent and condition metrics

	Granularity	Terrestrial/freshwater	Marine	
Spatial resolution	Preparatory	≤30m	1-10km	← What are the pixel sizes for assessment?
	Medium*	≤10m	100m-1km	
	High*	≤10m	≤30m where possible or ≤1km	
GET Level (or national equivalent)	Preparatory	Natural/non-natural	Natural/non-natural	← What is the level of detail of the ecosystem type classifications for metric breakdowns?
	Medium	3 or 4	3	
	High	5 or 6	3	

*Medium and High granularity data layers should be ground-truthed for **site-level** ecosystem metrics.

Species metrics

	Granularity	Species populations [†]	Site species extinction risk	Land/seascape extinction risk	
Spatial resolution	Preparatory	≤30m (or up to ≤1km for marine)	≤5km	≤10km	← What are the pixel sizes for assessment?
	Medium	N/A	≤1km (5km for marine)	≤5km	
	High	N/A	≤1km (5km for marine)	≤5km	
Measurement	Preparatory	Area of habitat/range proxies	Sum the proportion of the global area of habitat ^{††} of each species in scope that falls within the site. It is strongly recommended to weight each species by threat status and/or use proportion of a specified historical reference range, except when robust assessments of extinction risk are unavailable at global, regional, or national levels.		← How should the metric be measured?
	Medium	Species-based index of relative abundance			
	High	Estimates of absolute abundance or density			

[†] Species Selection Filter guidance is available to assist companies in prioritising measurement effort, see slide [22](#).

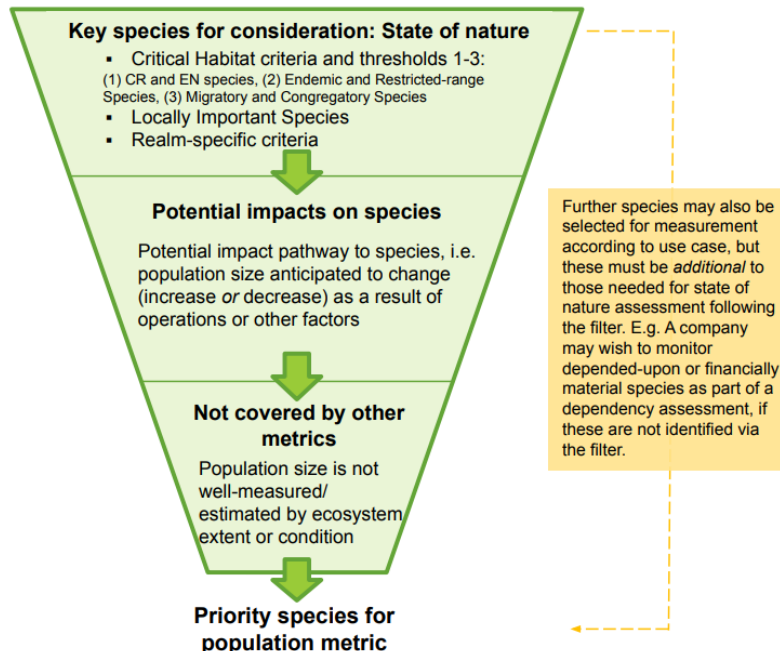
^{††} If area of habitat is not available, species range may be used.

State of Nature Metricsについて

- ガイダンスにて優先種をどのようにフィルタリングするかの考え方が示されており、具体的には「検討対象の主要種」、「種への潜在的影響」、「他の指標でカバーされない種」という3つの側面からフィルタリングすべきことが示されている。
- ガイダンスでは、絶滅危惧種が除外されないようにするセーフガードや、アウトプットが粒度レベルに適合することを確保する措置・内容が含まれる。

Additional guidance: Species Selection Filter

**NATURE
POSITIVE
INITIATIVE**



Species Selection Filter for populations metrics

- **Purpose:**
 - To embed the priority species triggers from the original draft framework into the guidance (see slide 16), and
 - To address the feedback that too many species are being triggered for measurement to be practical for companies.
- Species selection guidance does not currently exist in a widely-adopted way for companies, therefore the intention is to **draft and consult upon** some core components to include in the guidance supporting the metrics, whilst noting that this may evolve over time.
- **Please see draft [Measurement Guidance Executive Summary](#), pp. 12-13** and provide any input you might have in question 3 of the consultation survey.
- Rationale for each filter layer:
 - **Key species for consideration** – This helps to create a longlist of potential priority species, building on the well-established Critical Habitat criteria. Locally important species recognises the fact that there may be species important for, for example, local cultural and provisioning services. Realm-specific criteria help address key challenges when applying metrics to the freshwater and marine realms.
 - **Potential impacts on species** – This builds on application approaches for Performance Standard 6 and at the Preparatory granularity level companies are able to focus only on species they are impacting.
 - **Not covered by other metrics** – This helps to prioritise measurement resources by de-prioritising species that are already well-measured by other metrics, for example sedentary species such as trees may be well-captured by ecosystem extent and condition metrics.
- Filter application guidance includes some safeguards to ensure critically endangered species are not excluded and that the outputs are appropriate for the granularity level. See draft [Measurement Guidance Executive Summary](#) page 13.

Nature Measurement Protocolについて

- NPIは、2025年11月にWBCSD等とNature Measurement Protocolの開発に合意したことを公表。
- ビジネスにおいて利用可能な自然関連の主要指標の「スケーラブル」「相互運用可能」な共通プロトコルが存在しない現状への対応策であり、進捗管理や資金調達を比較可能な方法で支援する新たな標準化ツールとして期待されている。

【Nature Measurement Protocolのポイント】

1. 自然関連データ・測定方法の標準化

- 意思決定に資する比較可能で透明性の高いデータが求められている中、自然関連の影響・依存・リスクを測るための統一フレームとして整備
- 相互運用性とスケーラビリティのある測定方法を提供する

2. 企業によるネイチャーポジティブな行動の促進

- 明確な測定・算定の方法論を提示することで、企業のネイチャーポジティブ目標への移行と進捗状況の報告簡素化・高度化につなげる

3. 既存枠組みとの統合とデータ接続

- 既存の測定アプローチを取り込みつつ不足部分を補完することで、現場レベルのデータを国家・国際的な生物多様性目標へ接続する
- 自然・炭素・財務会計の標準間の橋渡しを行い、包括的なメトリクスの網羅性を確保し、一貫した報告や意思決定を支援する



ISO
(ISO/TC331、ISO17298)

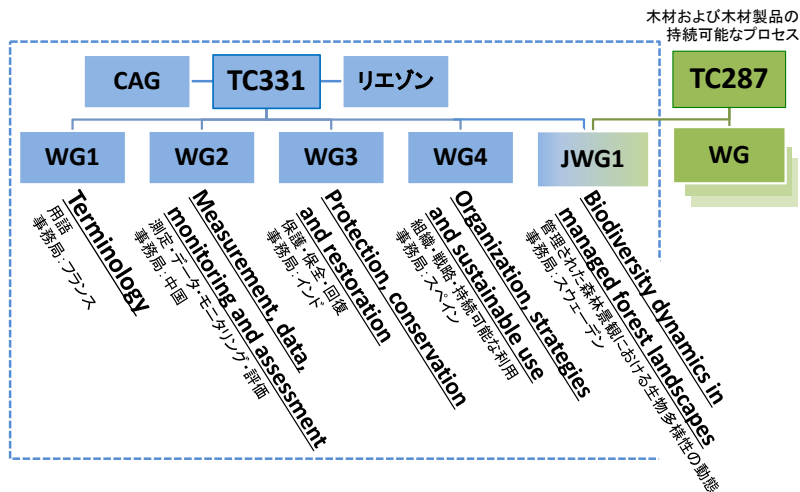
ISO/TC331生物多様性の標準化に関する取組状況について

- TC331は、2020年8月にフランス提案でISO内に新設された「生物多様性」に関する専門委員会。
- 2025年12月現在、2つの規格が発行。生物多様性に関する用語などのテーマについて開発段階にある。
- 日本は2021年12月に正規メンバーとして参画し、ISO/TC31国内審議委員会を設置（国内審議団体：環境省）、生物多様性に関する日本の優れた技術や日本特有の自然環境等の概念についてインプットすることで、我が国産業の国際競争力強化につなげることを目指している。

ISO/TC331の発行済み・開発中規格

番号	タイトル
ISO/DIS 13208	Biodiversity – Vocabulary / 生物多様性 – 用語集
ISO 17620	Biodiversity – Process for designing and implementing biodiversity net gain in development projects 生物多様性 – 開発プロジェクトにおける生物多様性ネットゲインの設計と実施のプロセス
ISO/WD TR 25182	Ecological Network – mapping of standardization needs 生態系ネットワーク – 標準化ニーズのマッピング
ISO 17298	Biodiversity – Considering biodiversity in the strategy and operations of organizations – Requirements and guidelines 生物多様性 – 組織の戦略と運営における生物多様性の考慮 – 要件とガイドライン
ISO/DIS 17317	Biodiversity – Requirements and guidelines for the characterization of native species and products derived from native species 生物多様性 – 在来種および在来種由来製品の特性評価に関する要件とガイドライン
ISO/WD TS 18244	Biodiversity and the Food Sector: Guidelines on how to improve biodiversity performance of food companies and food retailers 生物多様性と食品セクター：食品会社と食品小売業者の生物多様性パフォーマンスを向上させる方法に関するガイドライン
ISO/AWI 25970	Wood and wood-based products – Biodiversity dynamics in managed forest landscapes 木材および木材製品 – 管理された森林景観における生物多様性の動態

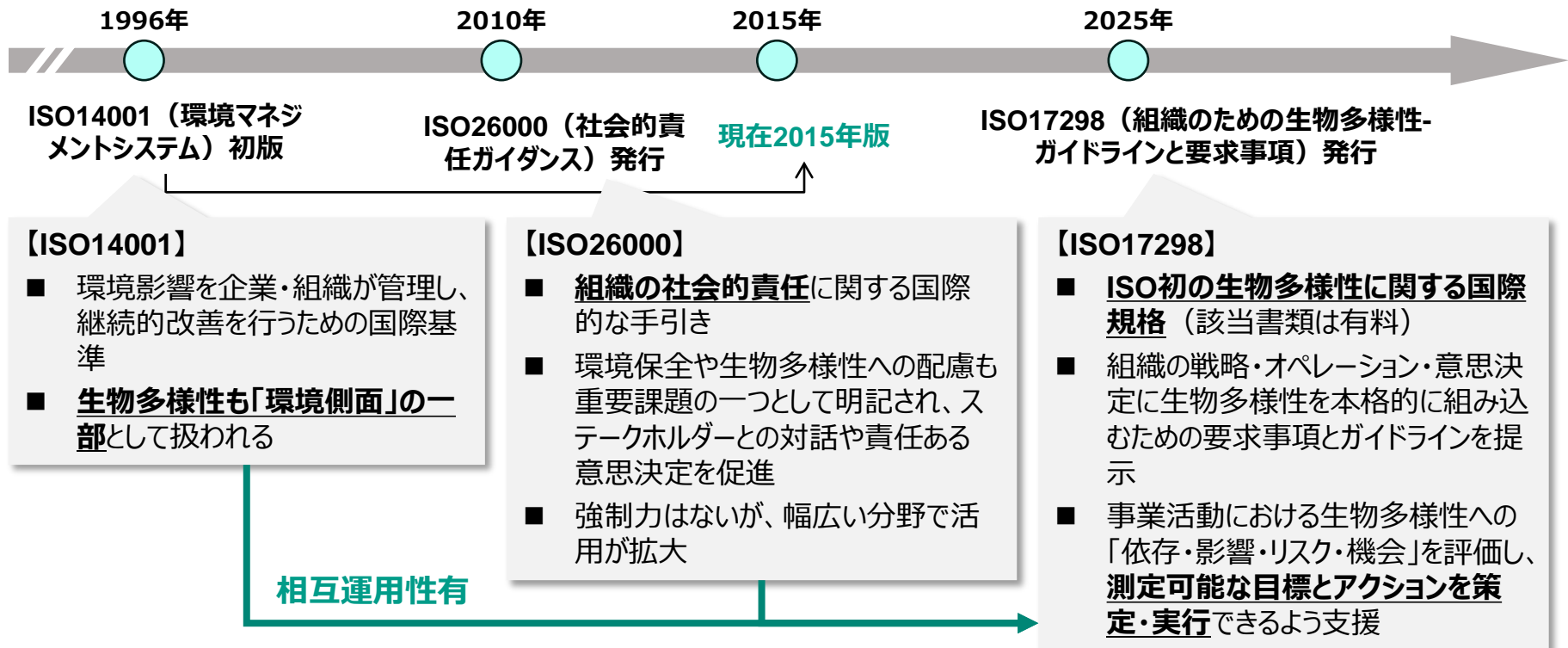
ISO/TC331の構成



ISO/TC331 ISO17298:2025

生物多様性— 組織の戦略と運営における生物多様性の考慮 - 要件とガイドラインの概要①

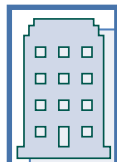
- ISOは、2025年10月開催の年次総会にて、生物多様性に関する世界初の国際規格であるISO17298「組織の戦略と運営における生物多様性の考慮-要件とガイドライン」を発表。
- ISO17298は、組織が生物多様性への影響と依存、リスク・機会を評価するためのフレームワークであり、既にSDGs関連で活用されているイニシアティブとの相互運用性を確保できる形で策定された。



生物多様性に関する最初のISO規格

【規格内の一部抜粋】

ISO 17298の特徴



世界中の公共部門と民間部門のあらゆる種類の組織、規模の大小を問わず活用



意思決定者が、組織の戦略に生物多様性の考慮を組み込むため本規格を活用



既存の枠組みと今後の規制に整合

4.1 生物多様性アプローチの適用範囲

組織は、その境界と適用範囲を定めることにより生物多様性アプローチの範囲を決定

【考慮事項】

- ✓ 活動の種類と煩雑さ
- ✓ 規模(組織の従業員数や売上高を含む)
- ✓ 土地の形状
- ✓ 事業分野と市場
- ✓ 活動に関連する懸念事項
- ✓ 組織内の意思決定構造とその性質
- ✓ 潜在的な影響、実際の影響
- ✓ 地域における重要な生物の生息 等



【生物多様性アプローチの適用範囲の決定】

- ✓ 活動
- ✓ 活動にかかる土地所有区域
- ✓ 管理する事業活動
- ✓ 上記のバリューチェーン、ライフサイクル、影響範囲(要文書化)

7.2 目標の定義

組織は、生物多様性行動計画を策定するための目標を設定する。
目標は、以下の要件を満たす必要がある。

- ✓ 具体的であること
- ✓ 指標を用いて測定可能であること
- ✓ 組織とその利害関係者の能力を考慮した上で、達成可能であること
- ✓ 生物多様性および生態系サービスの保全または生態系回復に実際に影響を与えること
- ✓ 組織のコアビジネス戦略と整合性があること
- ✓ 内外の利害関係者に適切に伝達されていること
- ✓ 必要に応じて更新されること等